

令和元年第2回定例会（6月議会）
所管事項審査関係資料

令和元年6月10日
総務部

【所管事項】

資料1 新行財政改革大綱（第3期）の平成30年度実績及び評価について

（総務課）

資料2 ポーランド・スウプスク市のイージス・アショア配備による
経済影響報告書の概要について

（総務課）

資料3 会計年度任用職員制度への移行について

（人事課）

新行財政改革大綱（第 3 期）の平成 3 0 年度実績及び評価について

令和元年 6 月 1 0 日

総 務 課

1 平成 3 0 年度評価結果の概要

新行財政改革大綱(第 3 期)の平成 3 0 年度実績の評価については、A 評価 12 項目 (54.5%)、B 評価 10 項目 (45.5%) となった。

改革の柱別の評価結果は次の表のとおりである。

改革の柱	項目数	3 0 年度評価結果			
		A	B	C	計
I 効率的で質の高い行政基盤の構築	10	5	5		10
II 秋田の未来創造を支える人づくり	4	3	1		4
III 健全な財政運営	8	4	4		8
計	22	12	10		22

(1) 評価方法 (外部評価)

行財政改革推進委員会評価専門部会において、県の自己点検・評価を踏まえ、取組の実施状況、目標の達成状況、各種データの推移を総合的に評価した。

(2) 評価区分

A 概ね順調	取組項目に係るすべての取組内容の実施状況が適切であり、かつ、成果が現れていると認められる場合。
B 一部改善の余地あり	取組内容の一部に実施方法の改善余地があると認められる場合 (「A」、 「C」 以外の場合)。
C 見直しが必要	取組項目に係る取組内容の実施方法の見直し・検討が必要と認められる場合。

2 行財政改革推進委員会評価専門部会からの主な意見

※（ページ番号）は、別冊「新行財政改革大綱（第3期）評価調査（平成30年度実績）」の該当ページ

<p>〈No.1 県民参加の推進〉</p> <p>【知事と県民との意見交換会の開催】（P1）</p> <ul style="list-style-type: none">・小学校高学年や中・高生の郷土愛、秋田に残りたい希望や夢を意見交換会に反映する工夫がほしい。 <p>【計画等に対する意見公募手続（パブリックコメント）の実施】（P3）</p> <ul style="list-style-type: none">・ウェブだけに頼らず紙媒体、広報紙あきたびじょん、新聞広告等でも公募呼び掛けをお願いしたい。
<p>〈No.2 広報の充実と発信力の強化〉</p> <p>【多様な広報ツールによるタイムリーな情報発信】（P9）</p> <ul style="list-style-type: none">・スマホを使って魅力あるスポットの情報を閲覧することはできるが、同時にそのスポットへのアクセス方法等も入手しやすくなるような更なる工夫を行ってほしい。
<p>〈No.4 市町村との協働・連携〉</p> <p>【秋田県・市町村協働政策会議の運営】（P20）</p> <ul style="list-style-type: none">・県・市町村が協働で取り組む事項にも、知事と県民との意見交換会での県民意見を反映させてほしい。
<p>〈No.5 情報通信技術（ICT）の活用〉</p> <p>【新たなICT技術を活用した庁内業務効率化の推進】（P30）</p> <ul style="list-style-type: none">・AIやRPAの導入は、対象業務次第で効果が大幅に異なるため、定型業務の業務分析を行い、効果の高い業務を洗い出してはどうか。
<p>〈No.6 県民サービスの維持・向上〉</p> <p>【公共施設の利用拡大及びサービス改善の推進】（P32）</p> <ul style="list-style-type: none">・利用者アンケート調査の手法改善に加えて、日常的な利用者の声を分析し、満足度を低下させている個別要因についても分析・改善できるよう検討してほしい。
<p>〈No.7 仕事の進め方の改善〉</p> <p>【業務全般にわたるきめ細かな改善等の推進】（P39）</p> <ul style="list-style-type: none">・業務改善の取組に加えて、同時に職員の意識改革を行うことも重要である。
<p>〈No.11 NPO、企業、大学等の多様な主体との協働の推進〉</p> <p>【様々な地域活動を展開する団体の育成、協働】（P55）</p> <ul style="list-style-type: none">・今まで支援、立上げに関わったNPOの実態・状況を把握し常に見守るなど、設立後の継続的なフォローアップも行ってほしい。

<p>〈No.12 教育環境の向上〉</p> <p>【教育専門監の活用による学校等の教育力の向上】（P63）</p> <p>・優れた教育環境を提供している県として、今後も引き続き取組を進めてほしい。</p>
<p>〈No.13 職員の意欲・能力の向上〉</p> <p>【職員の専門性の維持・向上】（P71）</p> <p>・人事異動において長期間の配置を行う分野においては、該当者のモチベーション向上のためにも、昇任を含めたキャリアパスをしっかりと考慮した配置や異動につとめてほしい。</p>
<p>〈No.19 コストの縮減〉</p> <p>【人件費の縮減】（P89）</p> <p>・労働関係法制の改正に伴う影響なども勘案しつつ、業務や教育の質を落とさないよう、人件費を管理して行ってほしい。</p>

3 平成30年度の主な取組実績

※（ページ番号）は、別冊「新行財政改革大綱（第3期）評価調書（平成30年度実績）」の該当ページ

I 効率的で質の高い行政基盤の構築

〈No.1 県民参加の推進〉（P1～6）

- 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に関する取組に県民意見を反映するため、プランの重点戦略に関するテーマについて7～8月に各地域振興局単位で意見交換会を計9回開催し、延べ63名の県民と知事が直接意見交換を行いました。意見交換の前には先進的な取組の視察等を行い、その後で知事と参加者が相互に意見を出し合い、より有意義な意見交換になるよう努めました。

〈No.3 人口減少社会に対応する社会資本の整備等〉（P16～19）

- 県・市連携文化施設の実施設設計等を進めるとともに、運営管理について県民等によるワークショップ、運営管理計画検討委員会を開催し、運営管理計画を策定しました。また、本体工事については平成30年度施工者選定を実施し、令和元年度工事着手します。
- 大館市では、旧県立大館工業高等学校を「大館市花岡総合スポーツ公園」として活用するに当たり、整備計画を作成して順次整備を進めていることから、県としては計画に沿った整備を進めることができるよう解体事業を順調に進めています。

〈No.4 市町村との協働・連携〉（P20～25）

- 秋田県・市町村協働政策会議について、総会を5月と11月の2回開催し、市町村提案2件、県提案2件についてそれぞれ協議を実施しました。人口減少が進行する中で、効率的な事業実施が求められていること等から、いずれの案件についても協働で取り組んでいくことが合意されました。

〈No.5 情報通信技術（ICT）の活用〉（P26～31）

- 申請様式を簡易に作成できる新しいシステムの本格運用を開始するとともに、全庁的にオンライン化対象手続の掘り起こしを行い、新たに28手続を電子申請が可能な手続としました。
- AIについて、議事録作成支援サービスを一定期間無料で使用し、変換精度をテストするとともに、問合せ対応支援の実証に向けて、ワーキンググループを設置し作業を行

っています。

また、RPAについて、対象業務選定のための調査を行い、無料トライアル版を使って、削減時間の試算を行いました

〈No.9 県民の安全・安心の確保〉(P46~49)

- 自主防災組織の育成・強化のため、防災士を自主防災アドバイザーとして地域に派遣(23回)したほか、自主防災組織育成指導者研修会(8か所)、自主防災組織リーダー講習会、優良自主防災組織表彰(1団体)などの事業を実施しました。

また、災害時の初動対応を中心に県民防災の日訓練(図上訓練)を、市町村との共催により夏・冬の総合防災訓練(実動訓練)を実施しました。

- 河川改修や水位周知河川の追加など、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するに当たり、8地域で6月から7月にかけて、第3回目の「県管理河川減災対策協議会」を実施し、危機管理型水位計の設置やホットラインの実施について協議するなど、関係機関と連携し計画的な減災対策の推進を図りました。

II 秋田の未来創造を支える人づくり

〈No.11 NPO、企業、大学等の多様な主体との協働の推進〉(P55~61)

- 市民活動サポートセンターにおいて、NPO等の設立、運営及び会計処理等に関する相談に対応したほか、NPOやボランティア団体の活動や助成金等の情報発信に取り組みました。

また、NPO、企業及び行政等との協働を促進するため、市町村担当者会議、地域活力発見フェスタ及びCSRプロモーション事業等を実施したほか、コミュニティビジネスの立ち上げ支援などに取り組みました。

〈No.12 教育環境の向上〉(P62~66)

- 平成29年度策定した「秋田県教員育成指標」の運用により、教職員一人ひとりのキャリアステージに応じた資質能力の向上を目指す研修を推進しました。
- 小・中学校及び義務教育学校においては、全県19市町に37名の教育専門監を配置し、教科指導に卓越した力を有する教育専門監の資質能力を複数の学校に活用し、学校の教育力向上を図りました。

- 高等学校においては、15名の教育専門監を配置し、配属校での授業公開や各種研修会での指導・助言を行いました。部活動では、高校生の指導にとどまらず、中学生以下の子どもたちにも競技の魅力や練習方法を伝えるなど、競技の裾野拡大にも取り組みました。

Ⅲ 健全な財政運営

〈No.16 財政二基金の残高確保〉(P78~79)

- 平成30年度当初予算における財政二基金取崩額は76億円でしたが、執行段階の節減に努めるなどにより、2月補正予算において減債基金取崩額を47億円減額するなど、その残高確保に努めました。

〈No.18 歳入の確保〉(P82~88)

- 県税について、休日・夜間納税窓口を開設し、納税機会の拡大を図りました。
- 税外未収金について、平成30年度は、引き続き「債権管理検討委員会」と「ワーキンググループ会議」を開催して情報とノウハウを共有したほか、債務者の現状を把握した上で未収金整理計画書を作成し、未収金の回収に努めました。
- 広告事業による歳入確保を図るため、自動車税納税通知書用封筒、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」及び全戸配布広報紙「あきたびじょん」、県立野球場フェンス、県本庁舎エレベーターホール壁面等を広告媒体として活用したほか、新たに運転免許センター内に広告板を設置し収入を得るなど、定例媒体における広告事業を推進しました。

〈No.19 コストの縮減〉(P89~91)

- 知事部局においては、平成30年度以降、新行財政改革大綱の項目として職員数の適正な管理に取り組んでいます。また、教職員については引き続き児童生徒数の減少に応じた適正配置に取り組んでいます。
- 庁内サーバ統合基盤を導入し、物品調達システムと情報共有システムの機器等のハードウェアを集約しました。令和元年度は、給与関係システムや情報活用支援システム等の大規模システムを庁内サーバ統合基盤へ受け入れ、経費の削減に努めることとしています。

4 「新行財政改革大綱(第3期)」(平成30年度実績)評価結果一覧

取組項目	項目NO.	取組内容	自己評価	外部評価
I 効率的で質の高い行政基盤の構築	1 県民参加の推進	1-1 知事と県民との意見交換会の開催	A	B
		1-2 各種計画策定への県民参画の促進	A	
		1-3 計画等に対する意見公募手続（パブリックコメント）の実施	B	
		1-4 審議会等への県民参画の促進	B	
	2 広報の充実と発信力の強化	2-1 伝わる広報の推進	B	B
		2-2 多様な広報ツールによるタイムリーな情報発信	B	
		2-3 更なる広報一元化の推進	B	
		2-4 情報発信力の強化による秋田のイメージアップ	A	
		2-5 あきた県庁出前講座の実施	A	
	3 人口減少社会に対応する社会資本の整備等	3-1 市町村との施設・設備の共同整備等	A	A
		3-2 民間資金等の活用	A	
	4 市町村との協働・連携	4-1 秋田県・市町村協働政策会議の運営	A	A
		4-2 市町村の効率的な行政システムの構築の支援	B	
		4-3 市町村との協働・連携の拡大・普及	B	
	5 情報通信技術(ICT)の活用	5-1 ICTを活用した行政サービスの充実・拡大	A	B
		5-2 ICTを活用した職員間の情報共有の推進	B	
		5-3 電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し	A	
		5-4 新たなICT技術を活用した庁内業務効率化の推進	B	
	6 県民サービスの維持・向上	6-1 公共施設の利用拡大及びサービス改善の推進	B	B
		6-2 指定管理者制度導入施設に係るサービスの質の向上	B	
6-3 手続の簡素化、迅速化の推進		A		
6-4 地方の意向が反映されるための国への要望		A		
7 仕事の進め方の改善	7-1 業務全般にわたるきめ細かな改善等の推進	A	A	
	7-2 コミュニケーションの充実による円滑な業務執行	A		
8 簡素で効率的な県政運営	8-1 政策等の評価制度の見直し	A	A	
	8-2 職員数の適正管理	A		
	8-3 行政課題に即応した効率的な組織体制の構築	A		
9 県民の安全・安心の確保	9-1 多様な災害に対応した地域防災力の強化	A	B	
	9-2 業務継続体制の整備	B		
10 県政運営の信頼性と透明性の確保	10-1 適正な事務執行の確保（内部統制）	A	A	
	10-2 職員の再就職に関する透明性の確保	A		
	10-3 総合評価落札方式の推進	B		
	10-4 建設工事における予定価格の公表時期のあり方の検討	A		

取組項目		項目 NO.	取組内容	自己評価	外部評価
Ⅱ 秋田の未来 創造を支える人 づくり	11 NPO、企業、大学等の 多様な主体との協働の推進	11-1	様々な地域活動を展開する団体の育成、協働	A	B
		11-2	県人会との協働の推進	A	
		11-3	企業や県民等の社会貢献活動への参加の促進	B	
		11-4	職員の地域貢献活動への参加の促進	A	
	12 教育環境の向上	12-1	キャリアステージに応じた研修等による教員の資質能力の総合的な向上	A	A
		12-2	教育専門監の活用による学校等の教育力の向上	A	
		12-3	学校規模の適正化による魅力ある学校づくりの推進	A	
	13 職員の意欲・能力の向上	13-1	職員研修の充実と研修メニューの最適化	A	A
		13-2	女性職員の活躍推進	A	
		13-3	職員の専門性の維持・向上	A	
	14 働きやすい職場づくり	14-1	多様な働き方の推進	A	A
		14-2	メンタルヘルス対策の推進	A	
	Ⅲ 健全な財政 運営	15 県債発行の抑制	15-1	県債発行の抑制	A
16 財政二基金の残高確保		16-1	財政二基金（財政調整基金・減債基金）の残高確保	A	A
17 新規・拡充事業への 配分財源確保		17-1	既存事業の見直しによる新規・拡充事業への配分財源確保	A	A
18 歳入の確保		18-1	県税に係る収入率の向上と未収額の圧縮	A	B
		18-2	税外未収金の管理・回収の強化	A	
		18-3	県有資産等を活用した広告事業の推進	A	
		18-4	ふるさと納税を活用した寄附の呼びかけ	B	
		18-5	地方交付税の総額確保の要望	A	
19 コストの縮減		19-1	人件費の縮減	A	B
		19-2	情報システム全体最適化の推進	B	
20 県有資産の適正管理		20-1	公共施設等総合管理計画に基づく県有施設の適正管理	A	B
		20-2	県有財産の有効活用の推進	A	
	20-3	県有施設の省エネルギーの推進	B		
	20-4	長寿命化施策の推進	B		
21 第三セクターの見直し	21-1	第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画及び経営評価の実施	A	A	
22 地方独立行政法人の効 率的・効果的な運営の促進	22-1	地方独立行政法人の効率的・効果的な運営の促進	B	B	

新行財政改革大綱（第3期）
評価調書（平成30年度実績）

令和元年6月

目次

1	県民参加の推進	1
2	広報の充実と発信力の強化	7
3	人口減少社会に対応する社会資本の整備等	16
4	市町村との協働・連携	20
5	情報通信技術（ICT）の活用	26
6	県民サービスの維持・向上	32
7	仕事の進め方の改善	39
8	簡素で効率的な県政運営	42
9	県民の安全・安心の確保	46
10	県政運営の信頼性と透明性の確保	50
11	NPO、企業、大学等の多様な主体との協働の推進	55
12	教育環境の向上	62
13	職員の意欲・能力の向上	67
14	働きやすい職場づくり	73
15	県債発行の抑制	76
16	財政二基金の残高確保	78
17	新規・拡充事業への配分財源確保	80
18	歳入の確保	82
19	コストの縮減	89
20	県有資産の適正管理	92
21	第三セクターの見直し	98
22	地方独立行政法人の効率的・効果的な運営の促進	100



取組項目	1-(1)
知事と県民との意見交換会の開催	

取組内容	<p>・知事が県内各地域を訪問し、県の重要課題について、先進的な取組を行っている若手農家や経営者、大学生等と自由な意見交換を行います。</p>
-------------	---

主な指標	<p>・実績の把握及び評価は、意見交換会で出された意見への対応状況により行います</p>
-------------	--

平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に関する取組に県民意見を反映するため、プランの重点戦略に関するテーマについて7～8月に各地域振興局単位で計9回開催し、延べ63名と知事が直接意見交換を行いました。意見交換の前には先進的な取組の視察等を行い、その後で知事と参加者が相互に意見を出し合い、より有意義な意見交換になるよう努めました。</p>
【データ実績】	<p>秋田について英語でウェブ検索しようとしても外国語のページにヒットしにくい、という在住外国人の意見に対しては、すぐに、「美の国あきたネット」のトップページに多言語で自動翻訳できるソフトをバナー設置（英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、タイ語に対応）したり、英語検索サイト等で表示させるためのキーワードを設定したりするなど、具体的な対応を取ったほか、11件の意見を31年度予算へ反映させました。</p>

自己評価	自己評価についてのコメント
A	多様な県民の方々と意見交換を行った結果、具体的な対応につながった事例もいくつかあったことから、概ね順調と判断します。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見	
より幅広く県民の意見やニーズを把握し、政策へ反映させるため、例えば人口減少について、高校生や大学生の実感（秋田に残る予定か、なぜ残るのか・残らないのか、どうすればより残りやすくなるか）を聞いてみるなども検討してほしい。	

前年度意見への対応	
全9回のうち1回は、平成31年4月に就職を控える県内の大学生8名との意見交換としました。県内で就職する方、県外で就職する方、それぞれに対して、選択の理由やどのような取組が必要だと思うかなどについて意見を伺いました。	

取組項目	1-(2)
各種計画策定への県民参画の促進	

取組内容	<p>・「秋田県県民参画による計画策定基本方針」に基づき、各種計画の構想・検討段階から、県民が参画できる手法やスケジュールについてとりまとめの上で公表し、どのような参画ができるのかを事前に示すことにより、計画策定への県民の積極的な参画を促進します。</p>
-------------	--

主な指標	<p>・実績の把握及び評価は、対象となる計画の「計画策定プロセス設計書」及び「計画策定実績報告書」の作成状況により行います。</p>
-------------	--

平成30年度取組実績																			
【実施状況の説明】	<p>「秋田県県民参画による計画策定基本方針」の趣旨について、庁内へ周知徹底を行ったことにより、平成30年度は9件の計画について「計画策定プロセス設計書」を公表しました。また、策定が完了した7件の計画について「計画策定実績報告書」を公表しました。</p>																		
【データ実績】	<p>計画策定の公開数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>計画策定開始年度</th> <th>H27年度</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プロセス公開数</td> <td>23</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>実績報告書公開数</td> <td>23</td> <td>15</td> <td>17</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年度をまたいで策定する計画があるため、プロセス公開数と実績報告書公開数は必ずしも一致しない。</p>				計画策定開始年度	H27年度	28	29	30	プロセス公開数	23	15	17	9	実績報告書公開数	23	15	17	7
計画策定開始年度	H27年度	28	29	30															
プロセス公開数	23	15	17	9															
実績報告書公開数	23	15	17	7															

自己評価	自己評価についてのコメント
A	<p>「秋田県県民参画による計画策定基本方針」に基づき、対象となる計画について「計画策定プロセス設計書」を着実に公表し、県民の参画を促したことから、A評価としました。</p>

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

取組項目	1-(3)
-------------	-------

計画等に対する意見公募手続（パブリックコメント）の実施

取組内容

・各種計画や条例、規則等を立案する過程で、その内容や趣旨等を、「美の国あきたネット」等で公表するとともに、報道機関や関係団体を通して周知し、県民から意見を募集します。

主な指標

・意見数ゼロの案件の割合（ゼロの割合を低くすることを目指す。）

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

意見数ゼロの案件を減らすため、意見公募手続を実施する課室等に対し、報道機関への情報提供や個別案件に関係する団体への周知等を行うよう、積極的に働き掛けました。また、より多くの県民にパブリックコメントの制度について知っていただき、意見を出していただきやすくするため、県公式ウェブサイトのトップページに、パブリックコメントのページへ直接アクセスできるバナーを設置しました。

【データ実績】

実施年度	H26年度	27	28	29	30
実施案件数	31	34	23	36	16
意見数ゼロの案件数	20	20	10	16	9
意見数ゼロの割合	64.5%	58.8%	43.5%	44.4%	56.3%

自己評価	自己評価についてのコメント
B	今年度パブリックコメントを実施した16の案件に対して寄せられた意見数は741件で、特にバナーの設置後に実施した案件に対して多くの意見が寄せられました。ただし意見数ゼロの案件の割合は昨年を上回ったことからB評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

意見ゼロの案件が半数近いということだが、どうすれば意見を出しやすくなるか検討してほしい。計画全体を出してそれに対する意見を求めても意見は出しにくいので、例えば具体的なポイント、意見の欲しい事項についていくつか示すなどの工夫をしてほしい。

前年度意見への対応

計画等の案を公表する際、計画全体と併せて計画の概要をまとめた資料も公表するよう、取扱を統一しました。今後も、県民の皆様が意見を出しやすくなるような資料の公表方法に努めるよう担当課に働きかけてまいります。

取組項目	1-(4)
-------------	-------

審議会等への県民参画の促進

取組内容

・ 審議会等委員への女性や若者の登用と、公募委員割合の向上のため、共同公募の実施時に、多様なメディアや機会を活用した情報発信を行います。

主な指標

・ 公募委員割合
 目標値(令和3年度) 3.7%
 * 公募委員割合 = 公募委員数 / 委員総数 × 100
 ・ 女性委員割合
 目標値(令和2年度) 40.0%
 * 女性委員割合 = 女性委員数 / 委員総数 × 100

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

・ 審議会等委員に多様な人材を登用するとともに、選任手続の事務軽減及び効率化を図るため、改選時期を迎える審議会等を中心に、委員の共同公募を2回(7~8月、1~2月)実施しました。
 また、共同公募を実施するに当たり、より多くの県民に応募していただくため、公募に関するパンフレットを作成したほか、県公式ウェブサイト及びSNSや新聞広報への掲載、報道機関への情報提供などにより、幅広く情報発信を行いました。

・ 多様な分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ることを目的に、女性人材の登録名簿を作成し、その活用を庁内に周知しました。

【データ実績】

審議会等の公募委員割合

	H27年度	28	29	30
委員総数(人)	1,810	1,756	1,722	1,677
公募委員数(人)	45	47	51	49
公募委員割合(%)	2.5%	2.7%	3.0%	2.9%

審議会等の女性委員割合

	H27年度	28	29	30
委員総数(人)※	987	935	941	R1.9月 頃確定
女性委員数(人)	321	308	314	
女性委員割合(%)	32.5%	32.9%	33.4%	

※職指定委員を除いた人数のため、上表のデータと数字が異なります。

自己評価 自己評価についてのコメント

B

女性委員割合については前年度の実績を維持することができました。引き続き女性委員の参画拡大に向けた取組を推進します。しかし、公募委員割合については前年度の実績を下回る結果となりましたので、今後、審議会等の所管課等に対する働きかけを強化するなど、公募制の導入や応募の促進についてより一層努める必要があることからB評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

女性や若者の応募意欲を高める工夫をするなど、積極的な登用を図ってほしい。

前年度意見への対応

県内の男女共同参画センター及び大学への応募パンフレットの備え付け依頼、あきたF・F推進員の皆様へのパンフレット送付などを通して、女性や若者への公募制度周知を図りました。また、記載内容についても、女性や若者に興味を持ってもらえるようなものとなるよう努めました。

外部評価 評価部会からの意見(改善指摘、提言等)

B

知事と県民との意見交換会の開催	小学校高学年や中・高生の郷土愛、秋田に残りたい希望や夢を意見交換会に反映する工夫がほしい。
知事と県民との意見交換会の開催	知事と県民との意見交換会で聞かれた意見を政策に反映させた事実をもって評価しているが、その結果どのような変化が生じたのかなどについても中長期的に情報提供してほしい。
計画等に対する意見公募手続(パブリックコメント)の実施	ウェブだけに頼らず紙媒体、広報紙あきたびじょん、新聞広告等でも公募呼び掛けをお願いしたい。
計画等に対する意見公募手続(パブリックコメント)の実施	意見数の多い案件と少ない案件の相違を分析し、必要に応じ意見募集手続に反映させるべきではないか。
審議会等への県民参画の促進	前年度の要望を受け止め、今期の募集は工夫が見られた。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	2-(1)
伝わる広報の推進	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報マニュアルの実用性向上を図り、広報マインド醸成やスキルアップ及びウェブアクセシビリティに関する職員向けの研修を行います。 ・ 広報媒体の特性を活かした情報発信や、パブリシティ（報道機関を通じた広報活動）の強化に努め、県民が情報に触れやすい環境をつくります。
主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民意識調査（広報活動の現状評価）肯定的評価（「十分行われている」「ある程度行われている」）の割合 目標：毎年度70%以上
平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報マニュアルについては、ウェブアクセシビリティの具体的取組例を盛り込むなど、より実用性の高いマニュアルを平成30年5月改訂版として発行しました。 ・ 広報戦略推進会議（幹事会）を通じて庁内各課への広報事業に関する説明と情報共有を行いながら、職員の広報マインドの向上に努めるとともに、職員向け研修を3回（ウェブアクセシビリティ）実施しました。 ・ 各課が実施する個別広報については、広報媒体の活用に温度差があることから、全庁的な個別広報の調査を行い、業務の参考になるように、その結果も共有しました。 ・ パブリシティについては、より効率的、効果的な情報発信手法の一つとして非常に重要であり、「投げ込み」の優良事例を各課所に示すなど、その活用を一層強化するよう働きかけました。
【データ実績】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成30年度県民意識調査（広報活動の現状評価）肯定的評価（「十分行われている」「ある程度行われている」）の割合 58.6%

自己評価	自己評価についてのコメント
B	<ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査の結果からB判定としました。 ・今後は「職員個々の広報力」を強化するため、職員の広報力強化に向けた研修等を実施し広報の更なる推進に努めます。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

具体的な取組が閲覧数の増加などの成果につながっているの、引き続き取り組んでほしい。
 「国際交流員が外国人目線で書いた記事は閲覧数が多い傾向～」とあるが、こういう分析の仕方(何が興味を引いているか)は発信力強化の上で重要なので、引き続き分析に努めてほしい。

前年度意見への対応

引き続き部局間で連携を図りながら、情報発信の強化に取り組んでまいります。
 なお、SNSについては閲覧者からのリアクション(コメントやいいね!数、リーチ数等)を参考に、より効果的な情報発信に努めます。

取組項目	2-(2)
多様な広報ツールによるタイムリーな情報発信	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県観光総合ガイド「あきたファン・ドット・コム」やFacebook、スマートフォンアプリ「アキタノNAVI」等により、タイムリーな観光情報を発信します。 ・閲覧者からのリアクション(コメントやいいね!数、リーチ数等)を参考に、その後の掲載情報の内容や投稿時期等を調整し、より効果的な観光情報発信に努めます。 ・外国語等により秋田県の情報を国内外に向けて発信します。
主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・「あきたファン・ドット・コム」Facebookへの「いいね!」数 目標値(令和3年度) 15,000件(開設からの累計)
平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信力の強化を目指し、これまでの「あきたグローバルネットワーク」フェイスブックを見直し、今年度から、(公財)秋田県国際課交流協会(AIA)のフェイスブックなど、より情報発信力の高い媒体へ掲載しました。 ・観光振興課、地域振興局及び秋田県観光連盟等と連携し、各媒体において観光情報を発信しました。 ・「あきたファン・ドット・コム」サイト： 桜、トレッキング、夏祭り、紅葉、冬祭り特集内での情報発信のほか、観光、イベント情報を適宜更新しました。 ・アキタノNAVI： 114施設の新規登録、多言語化を実施したほか、閲覧者の多い乗合タクシー等の二次交通情報、Wi-Fi施設情報の登録をはじめイベント情報を適宜更新しました。 ・Facebook： 「あきたファン・ドット・コム」(日本語)：平日毎日の情報発信。 リーチ数が伸びる傾向にあった11:00~12:00の間の情報発信に努めました。 「秋田パパ走」(中国語・繁体字)：毎日の情報発信。 「Discover Akita」(英語)：週1回の情報発信。 旅行を検討しやすい、イベント開催日・シーズンイン1月以上前の情報発信に努めました。

【データ実績】

国際課国際交流員等の寄稿による、フェイスブックでの情報発信件数(平成30年度)
(以下寄稿実績)

- 国際課国際交流員による異文化紹介など(21回)(うちA I Aフェイスブック投稿10件)
- あきた友好親善大使による寄稿(4回)
- 秋田県広報誌「あきたびじょん」の英語での紹介(4回)
- 国際課事業の紹介

「あきたファン・ドット・コム」Facebookへの「いいね!」数:11,820件(3月28日現在)

自己評価 自己評価についてのコメント

B

「あきたファン・ドット・コム」等様々な方法で観光情報を発信しているが、多言語での情報発信等を含め、今後も情報発信力の強化を目的として、その内容や投稿方法について検討していく必要があることからB評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	2-(3)
更なる広報一元化の推進	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁の広報活動の詳細を調査し、個別案件毎に最適な予算管理や広報手法を検討します。 ・調査検討結果を踏まえた予算執行と、広報効果の測定結果等を踏まえた見直しを行います。
-------------	---

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・県民意識調査(県が発信する情報の取得方法【複数回答可】) 選択肢(1 紙媒体、2 ウェブサイト、3 電波媒体、4 マスコミ報道、5 ソーシャルメディア)を選んだ割合の合計 目標: 毎年度190%以上
-------------	---

平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月に全庁を対象として「個別広報事業実績調査」を実施し、全庁的な広報活動の詳細な調査を行い、各課の広報事業の実態や広報に関する課題の把握に取り組みました。 ・調査の結果、広報媒体が多様化していること等を背景に、職員の情報発信に対する意識や発信内容について、職員それぞれに温度差があり、「全庁的な広報力」という点では改善の余地があるという課題が見られました。 ・こういった課題や広報事業の実態をもとに、最適な予算管理や広報手法の検討に取り組み、職員の広報力の強化に向けた研修を実施するとともに、各課の広報情報(各部署の重点広報事項や写真や動画などの広報素材)を広報広聴課が集約、管理するなど広報の一元化の取り組みを進めていくこととしています。
【データ実績】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度県民意識調査(県が発信する情報の取得方法【複数回答可】) 選択肢(1 紙媒体、2 ウェブサイト、3 電波媒体、4 マスコミ報道、5 ソーシャルメディア)を選んだ割合の合計 192.7%

自己評価	自己評価についてのコメント
B	全体では「新聞記事やテレビ、ラジオ等のニュース番組」の割合が72.4%と最も高く、「県が発行する広報紙」が61%、「県政広報番組」の36.2%、「県のウェブサイト」12.7%、「ソーシャルメディア」10.4%と続いています。目標指標を上回る評価を得ていますが、調査の結果から改善の余地があることからB判定としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見	—
----------------------------------	---

取組項目	2-(4)
情報発信力の強化による秋田のイメージアップ	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNSでは、次のようにそれぞれの特性に応じた秋田の情報発信を行います。 1) Facebookでは、印象深い画像とシンプルな文章で魅力を伝えます。 2) Twitterでは、短文でタイムリーな情報や旬の話題を届けます。 3) Instagramでは、県民や県外の秋田ファンの参加による画像投稿で魅力を発信します。 4) Youtubeでは、質の高い動画を制作・掲載し、視聴に供するほか、動画資産として、イベントやメディア等への貸出を行います。 5) Periscopeでは、リアルタイムなライブ配信を実施します。 ・ ウェブマガジンでは、現場取材を徹底し、日々の暮らしの中で見過ごしがちなコンテンツに光を当てるなど、秋田の本質的な魅力に迫ります。 ・ その他、新しいコミュニケーションツールやデジタルマーケティング手法を積極的に導入し、効率的で効果的な情報発信に努めます。 ・ 読者のリアクション(コメントやいいね!数、リーチ数等)を見ながら、その後の掲載記事や投稿の内容、出すタイミングなどを調整し、より効果的な情報発信に努めます。 ・ 県人会へ観光パンフレット等を提供し、県人会が参加する地域イベント等で配布してもらいます。 ・ 県人会のホームページやFacebookを通じて、全国各地の秋田に関連する情報を発信します。
-------------	--

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ あきたびじょんFacebookページへのいいね!数 目標値(令和3年度) 65,000件(開設からの累計) ・ 秋田県人会ホームページ「あきたじん」へのアクセス数 目標値(令和3年度) 50,000件/年
-------------	---

平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・ Facebook、Twitter、Periscope、Youtubeでは印象的な静止画・動画を投稿するとともに、時季や内容に応じて効果的なハッシュタグを使用するなど、SNS世代への訴求力をより高めることを意識しながら情報発信しました。 ・ Instagramではユーザー参加型のフォトコンテストを毎月開催したほか、コンテスト投稿作品を活用した写真展覧会を実施し、非SNSユーザーに対する秋田の「インスタ映え」スポットの周知を図りました。 ・ ウェブマガジンでは、毎月ひとつの市町村をクローズアップし、丁寧な取材を通じて、各地域の新たな楽しみ方の提案を行いました。 ・ デジタルマーケティングでは、地域や年代、嗜好性等を指定した上で、狙いとするターゲットに向け、的確な情報発信を行いました。 ・ 県人会の総会や、県人会が参加する地域イベントなどに合わせて観光パンフレット等を提供し、秋田の魅力をPRしました。 ・ 県人会ホームページ「あきたじん」を通じて秋田に関連する様々な情報を発信したほか、比較的若者の利用者が多いFacebookにおいても同様の情報を発信しました。

【データ実績】

- ・ Facebook : 投稿数 3 6 7 回、ページへのいいね数 5 6, 4 1 9 (H 3 1 年 3 月 末)
- ・ Twitter : 投稿数約 2 0 0 0 回 (リツイート含む)
- ・ Instagram : コンテスト応募総数 2 1, 7 0 0 件
- ・ Youtube : 5 0 本 (ドローン映像絶景動画、元祖爆笑王氏出演PR動画など)
- ・ Periscope : 5 回
- ・ ウェブマガジン : 記事 7 0 本
- ・ デジタルマーケティング : 動画広告視聴回数 2 5 4 万 9, 9 0 7 回

秋田県人会ホームページ「あきたじん」へのアクセス数

	H27年度	28	29	30
アクセス数	13, 184	30, 709	18, 563	63, 869

自己評価 自己評価についてのコメント

A

SNSの多様化により、Facebookページの「いいね数」が全般に減少し始めている中、あきたびじょんFacebookページは自治体アカウント中第5位という高順位の「いいね数」を平成25年から維持し続けているほか、Instagramについては都道府県運営アカウント中第2位のフォロワー数を獲得するなど、SNSのネットワークを活用し、効果的に秋田の情報、魅力を発信しました。また、「あきたじん」へのアクセス数についても、パンフレット等の送付やホームページ等を通じての情報発信を積極的に行った結果、目標を達成したことからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	2-(5)
------	-------

あきた県庁出前講座の実施

取組内容

・県民の要請に応じ、「あきた県庁出前講座」を開催し、県職員自らが、その担当分野の講師となって出向き、各種事業について情報提供します。

主な指標

・出前講座の開催数及び受講者数

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

平成30年度から、講座受講者の対象人数(20名を目安)を撤廃し、希望者にはメニュー一覧の郵送も応じるようにして、より受講しやすい体制を整えました。また、第3期ふるさと秋田元気創造プランを紹介するメニューを増やし、県民に対して、直接県の施策をPRできる機会を増やしました。

【データ実績】

出前講座の開催数及び受講者数

	H26年度	27	28	29	30
講座数	179	180	194	192	202
開催数(回)	575	684	676	587	619
受講者数(人)	40,257	44,093	41,716	32,979	34,141

新行財政改革大綱(第3期) 評価調書(平成30年度実績)

自己評価	自己評価についてのコメント
A	例年と同程度の講座が開催され、利用者アンケートにおいても好評価を得ており、多くの県民に学びの機会を提供するとともに、県の施策等への理解を深めることができたためA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
B	多様な広報ツールによるタイムリーな情報発信	Facebookの「いいね」数以外の指標も検討してはどうか。
	多様な広報ツールによるタイムリーな情報発信	スマホを使って魅力あるスポットの情報を閲覧することはできるが、同時にそのスポットへのアクセス方法等も入手しやすくなるような更なる工夫を行ってほしい。
	更なる広報一元化の推進	広報一元化の推進状況について、もっと端的に測ることができる指標を検討して行ってほしい。
	更なる広報一元化の推進	広報の手段としては、紙ベースから、ウェブ・SNSにもう少しシフトしてもよい。
	情報発信力の強化による秋田のイメージアップ	多様な方法を用いて情報発信に取り組んでいると思う。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	3-(1)
市町村との施設・設備の共同整備等	

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と秋田市が連携して、老朽化した県民会館と秋田市文化会館の施設機能を統合整理した「県・市連携文化施設」を秋田市中心市街地に整備し、県民の文化芸術活動の活発化、まちの賑わいの創出を図るとともに、公共施設の維持、管理の効率化を進めます。 ・ 事業効率化と維持管理コスト低減を図るため、汚水処理施設の集約、再編及び汚泥処理施設の広域化を推進します。 ・ 旧県立大館工業高等学校の施設を、大館市が総合スポーツ施設として活用するに当たり、県は不要部分のみを解体し、大館市が既存の施設を利用することで、公共施設活用の効率化を図ります。

主な指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市連携文化施設の着実な整備 令和3年度中に開館 ・ 生活排水処理施設を廃止し、流域下水道に接続される処理区数（累計） 9 処理区（平成29年度末） → 19 処理区（令和3年度末） ・ 旧県立大館工業高等学校の教室棟及び第一体育館の解体 平成30～31年度予定

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施設計及び県民会館の解体を進めるとともに、運営管理について県民等によるワークショップ、運営管理計画検討委員会を開催し、運営管理計画を策定しました。また、本体工事については平成30年度施工者選定を実施、令和元年度工事着手します。 ・ 秋田県生活排水処理構想（第4期構想）で定めている各施策の推進を図るため、PDCAサイクルの仕組みに基づき、目標指標の実績確認を行うとともに、秋田県生活排水処理事業連絡協議会において達成度を評価しました。 ・ 大館市では、旧県立大館工業高等学校の用地・建物を「大館市花岡総合スポーツ公園」として活用するに当たり、整備計画を作成して順次整備を進めていることから、県としては計画に沿った整備を進めることができるよう解体事業を順調に進めています。

【データ実績】

施設整備について

- ・ 運営管理ワークショップ（6回）、運営管理計画検討委員会（3回）の開催
- ・ 実施設計の完了、運営管理計画の策定
- ・ 本体工事の施工者選定

生活排水処理施設を廃止し、流域下水道に接続される処理区域数（累計）

H28年度	30	R1	2	3
9	10			

自己評価 自己評価についてのコメント

A

- ・ 県・市連携文化施設については令和3年度中の開館に向け、ハード・ソフト両面における事業は順調に進捗しています。
- ・ 流域下水道に接続される処理区数については目標達成にむけて取り組みを進めています。
- ・ 旧県立大館工業高等学校の解体については解体設計を完了し、年度内に工事費が予算化され令和元年9月までの工期で解体工事を進めています。
- ・ 以上のことからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	3-(2)
民間資金等の活用	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が一定規模（施設整備費10億円、又は単年度の維持管理運営費が1億円）以上の公共施設整備事業を実施する際には、PPPやPFI手法の導入を検討します。 ・ 検討の結果、PPPやPFI手法が適当と判断された場合には、当該手法により公共施設整備を実施し、民間の資金、経営能力等の活用と、財政資金の効率的な使用を推進します。
-------------	---

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績の把握及び評価は、「PPP/PFI手法の導入を検討した案件数」で行います。
-------------	---

平成30年度取組実績		
【実施状況の説明】	警察本部での運転免許センター改築事業に係る詳細検討、健康福祉部での新複合化相談施設整備事業に係る簡易検討及び教育庁での大曲高等学校整備事業に係る簡易検討を行いました。	
【データ実績】	PPP/PFI手法の導入を検討した案件数	
	H29年度	30
案件数	1	3

新行財政改革大綱(第3期) 評価調書(平成30年度実績)

自己評価	自己評価についてのコメント
A	PPP/PFI手法の導入を検討した案件は、いずれも従来型手法による実施が適当と判断されましたが、効果的かつ効率的な整備について十分な検討はなされたことから、A評価と判断しました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

前年度意見への対応
—

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)
A	

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	4-(1)
秋田県・市町村協働政策会議の運営	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「秋田県・市町村協働政策会議」において、県と市町村が双方向で政策等の提案を行うとともに、対等な立場で議論し、県及び市町村が協働で取り組むべき政策、施策、事業に関する合意形成を進めます。
-------------	---

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、「秋田県・市町村協働政策会議」で提案された取組の具体的な事例で行います。
-------------	--

平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>総会を5月と11月の2回開催し、市町村提案2件、県提案2件についてそれぞれ協議を実施しました。人口減少が進行する中で、効率的な事業実施が求められていること等からいずれの案件についても、協働で取り組んでいくことが合意されました。</p>
【データ実績】	<p>協議案件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林環境税導入に伴う新たな森林管理制度の創設に対応する協働（市町村提案） ・各産業分野における外国人の活用を含めた総合的な労働力の確保（市町村提案） ・人口減少の急速な進行を見据えた県と市町村の協働・連携、市町村間連携の更なる強化（県提案） ・行政事務の標準化・共通化に向けた自治体クラウド導入（県提案）

自己評価	自己評価についてのコメント
A	秋田県・市町村協働政策会議は、知事と市町村長が一堂に会して政策連携や協働について意見交換を行う場として重要な役割を果たしていることからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

衰退と言われる旧町村部の状況を把握し、協働して政策の検討・推進を行うために活用してほしい。

前年度意見への対応

今後、合併市町に対する普通交付税の算定の特例が令和2年度で終了することから、これからの基礎的自治体のあり方や課題等について整理する必要があると考えています。

取組項目	4-(2)
市町村の効率的な行政システムの構築の支援	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と市町村がつくる「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」に個別のテーマを掘り下げる作業部会を置き、市町村同士又は県と市町村との連携が求められる業務について具体的な連携方策を検討します。
-------------	---

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実績の把握及び評価は、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」において検討、実施された具体的な事例で行います。
-------------	---

平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究会に設置した5つの作業部会（道路・橋梁維持、生活排水処理事業運営、公営住宅管理運営、水道事業広域連携、専門職員人材確保）において、個別テーマの検討を行いました。
【データ実績】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路・橋梁の維持作業部会におけるこれまでの検討状況を踏まえた作業部会の総括及び報告書の作成。 ・ 生活排水処理事業運営作業部会における「広域化・共同化計画」の素案の検討。 ・ 公営住宅の管理運営作業部会における指定管理者制度や外部委託等の導入可能性の検討。

自己評価	自己評価についてのコメント
B	全ての作業部会を開催し、個別テーマを掘り下げながら市町村同士又は県と市町村の連携に向けた検討を進めています。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

各市町村の周縁部（旧町村であることが多い）において、行政サービスの維持が課題となっており、周縁の境界が接し合う隣接自治体同士（広域連携）で対応する（交通問題、医療問題）ような方法を後押ししてほしい。

前年度意見への対応

・「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」での検討のほか、市町村の区域を越えた地域的な課題等に対応するため、意見交換会や研究の場を設けていきます。

取組項目	4-(3)
市町村との協働・連携の拡大・普及	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平鹿地域における県と横手市の、事務や事業の一元的な実施手法について、他地域への普及を進めます。 ・観光振興や生活排水処理対策など、各分野や広域で実施されている協働・連携の取組の拡充や横展開を進めます。
-------------	--

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体同士の連携が実現した取組数 10件(平成28年度) → 12件(令和3年度)
-------------	--

平成30年度取組実績			
【実施状況の説明】			
人口減少下において、より効率的な行政運営に努めていくため、南秋地域において町村間連携の可能性を探る場を設置したほか、各市町村における自治体クラウド導入のため、情報システムの標準化等の課題解決に向けた検討を行うこととしました。また、由利本荘市が中心市となり、にかほ市と「本荘由利地域定住自立圏」を形成し、互いに連携・協力して人口減少対策に取り組むなど圏域全体の活性化を図ることとしています。			
【データ実績】			
自治体同士の連携が実現した取組数			
	H28年度	29	30
取組数	10	10	11
目標数	10	10	12

新行財政改革大綱(第3期) 評価調書(平成30年度実績)

自己評価	自己評価についてのコメント
B	前年度よりも件数は増加したものの、取組実績が目標値に届かなかったためB評価としましたが、引き続き市町村のニーズを調整しながら、県との連携掘り起こしと市町村間の連携の促進に取り組みます。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
A	秋田県・市町村協働政策会議の運営	県・市町村が協働で取り組む事項にも、知事と県民との意見交換会での県民意見を反映させるなど、取組項目No.1との相乗効果が出るよう取組を進めてほしい。
	市町村の効率的な行政システムの構築の支援	市町村の区域を越えて行われる市町村同士の連携の取組をより一層進めてほしい。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	5-(1)
ICTを活用した行政サービスの充実・拡大	
取組内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・「秋田県総合防災情報システム」の適切な運用を行うとともに、「震度情報ネットワークシステム」を活用し、災害に強いシステムを整備、運用します。 ・災害発生時の被害状況等について、「美の国あきたネット」や「秋田県防災ポータルサイト」に掲示するとともに、県公式ツイッター等によりタイムリーに情報発信します。 ・市町村や関係機関からの災害関連情報等を集約し、県、市町村等で共有するとともに、報道機関等に対して一括配信が可能なLアラート（情報集約配信システム）を運用します。 ・県が所有する公共データの活用ニーズを把握し、ニーズの高いものからオープンデータとしてデータカタログの構築を行い、その活用を促進します。 ・検索、閲覧システム「秋田県立図書館デジタルアーカイブ」へ、公文書、美術品等の目録や画像データを順次追加するなど、内容を充実します。 	
主な指標	
<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県防災ポータルサイトへのアクセス数 5,373件（平成28年度） → 15,000件（令和3年度） ・公開したオープンデータ数（累計数） 0件（平成28年度） → 100件（令和3年度） 	

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

- ・平成27年4月から新システムとして運用開始している「秋田県総合防災情報システム」及び平成29年4月から新システムとして運用開始している「震度情報ネットワークシステム」を活用して災害情報等の収集・伝達を行ったほか、「秋田県総合防災情報システム」の運用体制維持を目的に、市町村等関係職員を対象とした操作研修を平成30年11月及び平成31年1月にそれぞれ実施しました。
- ・気象情報、避難情報等をよりタイムリーに情報発信するため、県公式ツイッターに自動掲載となるよう県防災ポータルサイトの改修を行いました。
- ・市町村防災担当職員を対象に、Lアラートの習熟を目的としたLアラート操作訓練を、平成30年4月及び同年5月に実施しました。
- ・情報集約配信システムを適切に運用できるよう、市町村担当職員を対象とした操作訓練を平成30年4月、5月、7月、12月及び平成31年2月に実施しました。また、平成30年5月、7月、8月及び9月の大雨並びに10月の台風に際しては迅速・正確に災害関連情報の配信を行いました。
- ・県が保有しているデータについて、所有課へオープンデータとしての公開可否を確認し、公開を依頼したことで、掲載数が増加しました。
- ・平成31年1月より「秋田県立図書館デジタルアーカイブ」のサーバ容量を拡大してデータ件数の増加に対応できる体勢を整備するとともに、スマートフォン専用画面の提供を開始し、より県民が利用しやすい機能の整備に努めました。
- ・実績における登録件数の減は、電子書籍サービス休止に伴う登録データの削除によるものです。

【データ実績】

- ・秋田県防災ポータルサイトへのアクセス数(平成30年度)
11,038件/月
- ・公開したオープンデータ数(累計)

	H28年度	29	30	R1	2	3
目標	0	20	40	60	80	100
実績	0	35	42			

- ・図書館等所蔵デジタルデータの登録件数
H24:456,280/H25:590,010/H26:599,218
H27:605,028/H28:606,958/H29:607,193
H30:604,098

自己評価 自己評価についてのコメント

A 定期的な操作訓練を実施した結果、市町村等関係職員によるシステムの確実な運用、操作の習熟が図られ、県民の利便性向上につながりました。また、オープンデータの公開や図書館等所蔵デジタルデータの登録は順調に進捗しています。オープンデータについては今後、活用ニーズの把握に取り組んでいきます。デジタルデータについてはサーバ容量の拡大によって、今後も円滑に運営できる見通しが立ちました。また、スマートフォン利用への対応等、サービス改善により、県民の利便性の向上が図られていることから、評価はAとしました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	5-(2)
ICTを活用した職員間の情報共有の推進	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電子掲示板、共有サーバ等を活用することで、各種業務情報等を共有します。 ・スマートデバイスを利用したテレワークやモバイルワークの実施に向けた環境整備を進めます。
------	--

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、テレワークやモバイルワークの環境整備の進捗状況で行います。
------	---

平成30年度取組実績													
【実施状況の説明】	テレワーク用のパソコン及びモバイルワーク用のタブレットを用意して、職員からの利用（貸出）申請に対応できるよう環境を整備しました。												
【データ実績】	<p>平成30年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク用の貸出パソコン 20台 ・モバイルワーク用の貸出タブレット 20台 <table border="0"> <tr> <td style="background-color: #cccccc;">【参考：貸出台数実績】</td> <td>H28年度</td> <td>H29年度</td> <td>H30年度</td> </tr> <tr> <td>・テレワーク用の貸出パソコン</td> <td>8台</td> <td>8台</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・モバイルワーク用の貸出タブレット</td> <td>延12台</td> <td>延127台</td> <td>延186台</td> </tr> </table>	【参考：貸出台数実績】	H28年度	H29年度	H30年度	・テレワーク用の貸出パソコン	8台	8台	4台	・モバイルワーク用の貸出タブレット	延12台	延127台	延186台
【参考：貸出台数実績】	H28年度	H29年度	H30年度										
・テレワーク用の貸出パソコン	8台	8台	4台										
・モバイルワーク用の貸出タブレット	延12台	延127台	延186台										

自己評価	自己評価についてのコメント
B	テレワーク用もモバイルワーク用も、共に職員の需用を満たす環境が整備できましたが、今後は利用率向上に向けて職員へ更なる周知を図る必要があるため、B評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見	—
---------------------------	---

取組項目	5-(3)
------	-------

電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し

取組内容

・現行の電子申請システムを、申請様式が簡易に作成できるシステムに再構築するとともに、現行の手続を見直すなどオンライン化対象手続の掘り起こしを行うことで、電子申請が可能な手続の拡大を推進します。

主な指標

・電子申請が可能な手続（申請様式）の増加数
目標：年間10手続

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

・申請様式を簡易に作成できる新しいシステムの本格運用を開始したとともに、全庁的にオンライン化対象手続の掘り起こしを行い、新たに28手続を電子申請が可能な手続としました。

【データ実績】

電子申請が可能な手続の増加数						
H25年度	26	27	28	29	30	
	6	11	9	7	6	28

自己評価	自己評価についてのコメント
------	---------------

A 新システムの本格運用にあわせて全庁的にオンライン化が可能な手続の掘り起こしをしたことにより、電子申請可能な手続の増加数が指標の目標を達成したためA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	5-(4)
新たなICT技術を活用した庁内業務効率化の推進	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民等からの問合せ対応業務等にAIを導入し、簡単な問合せを自動回答とするなど、業務の効率化を推進します。 ・ 情報システムを使用する定型業務を、ソフトウェア型のロボット(RPA)を使用して自動化することにより、業務の効率化を推進します。
-------------	---

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなICT技術の導入により効率化された業務の件数
-------------	---

平成30年度取組実績				
【実施状況の説明】				
<ul style="list-style-type: none"> ・ AIについては、議事録作成支援サービスを一定期間無料で使用し、変換精度をテストするとともに、問合せ対応支援の実証に向けて、ワーキンググループを設置し作業を行っています。 ・ RPAについては、対象業務選定のための調査を行い、無料トライアル版を使って、削減時間の試算を行いました。 				
【データ実績】				
RPAの導入件数				
H27年度	28	29	30	※トライアル版による実証
0	0	0	3	

新行財政改革大綱(第3期) 評価調書(平成30年度実績)

自己評価	自己評価についてのコメント
B	実績の3業務は、実証目的であることから、B評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
B	ICTを活用した行政サービスの充実・拡大	災害以外の、県民の生活に関係する分野においても、行政サービスへのICT活用をもっと積極的に検討すべきではないか。
	ICTを活用した職員間の情報共有の推進	働き方改革を進めるため、職員にとって分かりやすく、利用しやすい制度作りや環境整備に努めてほしい。
	電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し	対象が大幅に増加しており、次年度以降も引き続き、対象の掘り起こしなどの取組が進むことを期待します。
	新たなICT技術を活用した庁内業務効率化の推進	AIやRPAの導入は、対象業務次第で効果が大幅に異なるため、定型業務の業務分析を行い、効果の高い業務を洗い出してはどうか。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	6-(1)
公共施設の利用拡大及びサービス改善の推進	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設毎に利用者数等の目標を毎年度定め公表するとともに、利用実績を検証し利用拡大に努めます。 ・公共施設利用者のサービス改善を進めるとともに、改善に係る具体的な取組状況を公表します。 ・利用者アンケートの調査手法を改善するなど、利用者ニーズのきめ細かな把握に努めます。
-------------	--

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設顧客満足度（利用者アンケートにおける肯定的評価の割合） 目標値 87.0%
-------------	--

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】	<p>29年度利用者数の実績及び30年度の目標及びサービス改善のための取組を公表しました。また、利用者アンケートの実態を調査の上、顧客満足度を把握するためのアンケート回収数や評価項目（選択肢）数の統一基準を定め、令和元年度から実施することとしました。</p>
------------------	---

【データ実績】	公共施設顧客満足度（利用者アンケートにおける肯定的評価の割合）					
	H25年度	26	27	28	29	30
	85.4%	86.1%	86.6%	86.3%	85.8%	87.0%

自己評価	自己評価についてのコメント
B	30年度の顧客満足度については、前年度実績を上回り目標値を達成することができましたが、利用者ニーズのきめ細かな把握を行うための取組を推進中であることから、B評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

恒常的に満足度が低い施設については、その原因を探ることで今後のサービス改善につなげてほしい。

前年度意見への対応

利用者ニーズのきめ細かな把握に努め、公共施設のサービス改善につなげていくため、利用者アンケート調査の統一基準の策定など調査手法の見直しを行い、令和元年度から実施することとしました。

取組項目	6-(2)
指定管理者制度導入施設に係るサービスの質の向上	

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入施設について、毎年度、指定管理者及び県による管理運営状況の評価を実施し、その結果を公表します。 ・指定管理者制度導入施設の一斉更新手続が行われる令和2年度までに、第三者評価制度の導入など、評価制度の見直しを行います。

主な指標
<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価が「A」となる施設の割合 目標値 94.0%

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】
<p>29年度の指定管理者導入施設の管理運営状況等について評価を実施し、評価結果を県の公式ウェブサイトにおいて公表しました。評価結果は、65施設中56施設(86.2%)がA評価(良好な順にA～Cの3段階評価)となっています。</p> <p>また、第三者評価制度の導入も含めた評価制度の見直しについては、他県の評価制度や29年度の包括外部監査の意見等を踏まえ、現行制度の課題整理や課題への対応案の検討などを実施しました。</p>

【データ実績】					
総合評価が「A」の施設割合					
H25年度	26	27	28	29	30
84.8%	87.5%	93.8%	86.2%	86.2%	(6月末 集計・公 表見込)

自己評価	自己評価についてのコメント
B	29年度の総合評価「A」の施設割合は、前年度と同率となったものの30年度以降の目標値を下回っています。また、見直しが必要な状況にある評価制度は、現時点で見直しの途上にあることから、B評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

平成32年度までに第三者評価の導入など、評価制度の見直しを行うとのことであり、期待したい。例えば年に2,3件でも実地調査を行うなど、より有意義な評価となるようにしてほしい。

前年度意見への対応

指定管理者施設の評価制度について、現行制度の課題整理や課題への対応案の検討など、具体的な見直し作業に着手しました。今後は、令和2年度に一斉更新の公募等が行われることから、令和元年度中の改正を目指し取組を推進していきます。

取組項目	6-(3)
------	-------

手続の簡素化、迅速化の推進

取組内容

・県に対する申請、届出等の書類の簡素化とともに手続のオンライン化を推進します。
 ・「美の国あきたネット」などのオンライン上へ、申請、届出等書類の記載例や手続等に係るQ&Aの掲載を推進します。

主な指標

・実績の把握及び評価は、事務手続の簡素化に係る事例やオンライン上での申請書類記載例の掲載状況等で行います。

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

・事務事業の見直しを通じて申請書類等の簡素化や手続の迅速化を図るとともに、美の国あきたネット等のコンテンツの整理を行うなどして、県民に分かり易い情報発信に努めました。
 ※ 手続のオンライン化については、取組項目5-(3)「電子申請・届出サービスの対象の拡大や手続の見直し」において、具体的な取組が行われています。

【データ実績】

《手続の簡素化・迅速化に関連する事務事業の見直し件数》

H26年度	27	28	29	30
4	5	2	4	7

自己評価	自己評価についてのコメント
------	---------------

A 事務事業の見直しを通じて、「環境保全センター使用許可申請事務の簡素化」など、7件の取組を実施しており、過去の実績件数を上回っていることから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	6-(4)
地方の意向が反映されるための国への要望	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生の推進や地方の財政基盤の充実・強化などについて、本県も含めた地方の意向が反映されるよう、本県独自に要望するほか「全国知事会」等を通じて国に要望します。
主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、本県の要望等により実現した施策、事業の事例等で行います。
平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>地方の意向が政府予算や各種制度に的確に反映されるよう、各省庁に対し県単独で施策・予算に対する要望活動を6月(要望59件)と11月(要望34件)に実施したほか、全国知事会等を通じた要望活動なども実施しました。</p>
【データ実績】	
—	

自己評価	自己評価についてのコメント
A	春秋の要望活動の結果、平成31年度当初予算及び平成30年度補正予算において農林水産業及び防災・減災、国土強靱化対策関連の公共事業を中心に前年度よりも増額措置されたほか、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化、高速道路4車線化整備など、一定程度要望が反映されたことからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

国が打ち出す政策に対する「レスポンス」(受ける側として反応する)だけでなく、地方が求めるものを打ち出す「提案」も積極的に行ってほしい。

前年度意見への対応

国への要望では、本県独自の取組の実効性の確保に繋がる提案も行うこととし、特に春要望において積極的に行いました。
また、地方の事務・権限の移譲や地方に対する規制緩和に関する提案については、地方分権改革の枠組みでも提案を行いました。

外部評価 評価部会からの意見(改善指摘、提言等)

B	公共施設の利用拡大及びサービス改善の推進	利用者アンケート調査の手法改善に加えて、日常的な利用者の声を分析し、満足度を低下させている個別要因についても分析・改善できるよう検討してほしい。
	公共施設の利用拡大及びサービス改善の推進	満足度の低い項目を掘り下げるアンケートの工夫(改善するためのアイデアを引き出す)を実施してほしい。
	地方の意向が反映されるための国への要望	春要望の積極的な取組を今後もお願いしたい。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	7-(1)
業務全般にわたるきめ細かな改善等の推進	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・常に業務の効率的実施に心がけるとともに、事務事業や業務フローを徹底的に見直した上でスクラップアンドビルドに努め、より効果的な業務遂行が図られるよう取り組みます。 ・庁内会議の効率化や執務環境の改善など、身近な業務改善を推進します。 ・事務処理マニュアルの確認と更新を徹底するなど、ナレッジマネジメントの手法を活かした事務事業の見直しを推進します。 ・県が実施する事務事業について、「廃止」、「縮小・効率化」等の観点から見直しを進めます。 ・事務ミス防止に係る職員研修を実施するとともに、事務ミス発生時には、ミスの内容や原因等を組織全体で共有し再発防止に努めます。
主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、業務改善に係る職員研修の実施状況や事務事業の見直し事例で行います。
平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>「身近な業務改善」（業務改善を推進するための基本ルールへの遵守）、「個別の業務改善」（各課室ごとの業務の縮減や効率化等）、「全庁最適化」（組織横断的な業務の改善）の3つの取組を推進し、職員一人ひとりが業務改善の意識をもって改善に取り組む職場環境づくりに励むとともに、事務の一層の効率化と県民サービスの向上に努めました。</p> <p>また、事務ミス防止に向け、事務処理マニュアルに基づく事務の実施や管理監督職員・役付職員向けの事務ミス防止研修を実施したほか、事務ミス発生時には部局長会議や通知によりその原因等を組織全体で共有するとともに、注意喚起しました。</p>
【データ実績】	<ul style="list-style-type: none"> ・「身近な業務改善」として、班ごとにチェックシートを用いた自己点検を実施 ・「個別の業務改善」として、課室ごとに「廃止」、「縮小・効率化」、「県民の利便性向上につながる改善」等の観点から事務事業の見直しを実施 ・「全庁最適化」として、部局をまたがる業務の改善等について、全職員からの提案を募集（提案件数 136件） ・事務ミス防止研修 4回（新任の管理監督職員研修・主査級職員研修各2回ずつ）

自己評価	自己評価についてのコメント
A	<p>「身近な業務改善」、「個別の業務改善」、「全庁最適化」の3つの取組により、業務改善を推進するための基本ルール遵守の意識を高めるとともに、各課室等における業務の縮減や効率化等に資することができたほか、今後の組織横断的な業務改善に向けての課題を集約できたことから、A評価としました。</p>

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

第2期行財政改革大綱期間におけるこれまでの積極的な取組を評価するとともに、引き続き、更なる意識向上を期待したい。

前年度意見への対応

第2期行財政改革大綱における取組を拡充し、上記3つの取組をパッケージとして進めることで職員の更なる意識向上を図っていくこととしています。

取組項目	7-(2)
コミュニケーションの充実による円滑な業務執行	

取組内容	<p>・班員の動向や業務予定について確認する「朝コミ」や、業務の執行状況を確認し、班内の協力・分担体制を整える「夕(ゆう)コミ」を実施します。</p>
------	---

主な指標	<p>・実績の把握及び評価は、「朝コミ」「夕(ゆう)コミ」の促進(通知・呼びかけ)の実施状況で行います。</p>
------	--

平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>・総務部長通知「時間外勤務等の縮減、労働時間管理の徹底及び年次休暇の計画的取得の促進について」において、「朝コミ」及び「夕(ゆう)コミ」の積極的な活用を働きかけました。</p>
【データ実績】	—

自己評価	自己評価についてのコメント
A	「朝コミ」及び「夕コミ」の積極的な活用を呼びかけたことにより、朝コミを中心に各所属に取組が浸透してきていることから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見	
—	

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
A	業務全般にわたるきめ細かな改善等の推進	業務改善の取組に加えて、同時に職員の意識改革を行うことも重要である。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	8-(1)
政策等の評価制度の見直し	

取組内容	<p>・評価の実施がより効率的で効果的となり、かつ、県民に分かりやすいものとなるよう、政策等の評価の手法や基準について、「秋田県政策評価委員会制度改善部会」等の検討及び点検の結果を踏まえて、見直しを行います。</p>
-------------	--

主な指標	<p>・実績の把握及び評価は、外部委員の検討及び点検の結果を反映した政策等の評価制度を踏まえて定められる評価実施計画で行います。</p>
-------------	--

平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>より分かりやすい評価となるよう、政策評価委員会制度改善部会における検討結果や他県の状況等を踏まえ、評価基準の厳格化や判定方法の明確化を図りました。また、県民意識調査で新たに不満足の原因を調査することとし、評価での今後の対応方針の作成に反映させるなど、評価制度について見直しを行いました。</p>
【データ実績】	<p>評価制度について見直しを行った内容を、年度当初に定める「知事が行う政策等の評価に関する実施計画」に反映させ、翌年度から見直し後の評価制度に基づき評価を行うこととしました。</p>

自己評価	自己評価についてのコメント
A	<p>評価制度の見直しにより、評価がより客観的で分かりやすくなったほか、県民意識調査結果のより有効な活用が図られるようになったものと考えており、A評価としました。</p>

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

取組項目	8-(2)
職員数の適正管理	

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな行政課題に対応しながら、質の高い行政サービスの提供を可能とする職員数を維持していきます。 ・職員の年齢構成のバランスを考慮しながら新規採用を行い、職員数を平準化していきます。 ・県職員として長年培った知識や経験を活用できる部門に再任用職員を適正に配置します。 ・臨時的任用職員、非常勤職員について、それぞれの職の業務内容等を踏まえ、新たに導入される会計年度任用職員へ移行させた上で、適正に配置します。(令和2年4月)

主な指標
<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局職員数(再任用職員、任期付職員、平成29年7月の大雨被害対応のための前倒し採用職員を除く。) 現在の定員管理計画の最終目標数(平成29年4月1日現在) 3,220人 →上記目標数の1%程度縮減数(令和3年4月1日現在) 3,194人

平成30年度取組実績			
【実施状況の説明】			
<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用者数の平準化や職員の年齢構成のバランスも考慮しながら、職員数の適正管理に努めました。 ・再任用職員について、本人の希望を踏まえながら、知識・経験を活用できる部門への配置を行ないました。 			
【データ実績】			
知事部局職員数			
	H29年度	30	R1
実績	3,207人	3,198人	3,191人
前年度比	—	△9人	△7人

自己評価	自己評価についてのコメント
A	職員数の適正管理及び再任用職員の適正配置を行なったことから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	8-(3)
行政課題に即応した効率的な組織体制の構築	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の再編や年度途中における異動等、必要に応じて適時的確かつ柔軟に組織体制を構築します。
-------------	---

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、構築した組織体制の実績で行います。
-------------	---

平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>新たな行政課題に対応するとともに、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる重点戦略をより一層推進するため、次のとおり組織再編を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなコミュニティ生活圏の形成を図りながら持続可能な地域づくりを推進するため「地域の元気創造課」及び「活力ある集落づくり支援室」を統合した「地域づくり推進課」の設置 ・医療従事者の確保対策を一体的に推進するため、看護師、薬剤師等の確保対策に関する業務を「医師確保対策室」に集約した「医療人材対策室」の設置 ・「人と動物が調和しつつ共生する社会」の実現に向け、収容犬猫の適正譲渡や動物の適正飼養等を促進するため、動物愛護の取組拠点として「動物管理センター」を「動物愛護センター」に改編
【データ実績】	—

自己評価	自己評価についてのコメント
A	平成31年度に向け、班単位での組織再編も含め、柔軟かつ臨機応変に組織再編を行ったことから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
知事は平成30年度の年度初めの訓示で、人口減少対策について、具体的な指示をしたが、今後も、県政の重要課題に柔軟に対応できるよう、組織の見直しを進めてほしい。

前年度意見への対応
人口減少対策の一環として、新たなコミュニティ生活圏の形成及び持続可能な地域づくりの推進のため、一課一室を統合し、新たに「地域づくり推進課」を設置しました。

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)
A	

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	9-(1)
多様な災害に対応した地域防災力の強化	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災士を「自主防災アドバイザー」として地域に派遣し、防災意識を高めながら、地域の災害対応力を強化する取組を支援します。 ・ 優良な自主防災組織を表彰することにより、住民への活動周知と新たな組織立ち上げへの機運を醸成します。 ・ 洪水時における円滑かつ確実な避難及び的確な水防活動等を実現するため、県、市町村及び気象台が協力し、県内8地域それぞれにおいて策定する「県管理河川減災計画取組方針」に基づき、「河川改修」及び「水位周知河川の追加」などの対策を一体的、計画的に推進します。 ・ 防災情報に係る各種システムにより、災害時に市町村や関係機関からの災害関連情報等を集約し、県・市町村等で共有するとともに、県民に対して迅速・正確に情報を提供します。
------	--

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災組織率（「秋田県防災・減災行動計画」中の目標値）
------	--

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】	<p>・ 災害時には、自助・共助・公助の連携、とりわけ初動時の避難、救助における自主防災組織の活動が重要であることから、自主防災組織の育成・強化のため、防災士を自主防災アドバイザーとして地域に派遣（23回）したほか、自主防災組織育成指導者研修会（8か所）、自主防災組織リーダー講習会、優良自主防災組織表彰（1団体）などの事業を実施しました。</p> <p>また、災害時の初動対応を中心に、県民防災の日訓練（図上訓練）、市町村との共催により夏・冬の総合防災訓練（実動訓練）を実施しました。</p> <p>・ 情報集約配信システムにより、平成30年5月、7月、8月及び9月の大雨並びに10月の台風において、市町村からの避難発令等災害関係情報を集約してLアラートに配信することにより、報道機関等を通じ県民に対して迅速・正確な情報の提供を行いました。</p> <p>・ 河川改修や水位周知河川の追加など、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するに当たり、8地域で6月から7月にかけて、第3回目の「県管理河川減災対策協議会」を実施し、危機管理型水位計の設置やホットラインの実施について協議するなど、関係機関と連携し計画的な減災対策の推進を図りました。</p>
-----------	--

【データ実績】

自主防災組織の組織率

	H26年度	27	28	29	30
組織率	74.4%	77.3%	68.7%	69.6%	70.5%

県管理河川減災対策協議会の開催回数

	H29年度	30	R1	2	3
目標	16	8	8	8	8
開催	16	8			

自己評価

自己評価についてのコメント

A

一部の市町村においては、自主防災組織としての能力を十分に有していない組織を除いたことから、組織率が減少しましたが、そうした市町村においては、自主防災リーダーの育成などの取組を強化しており、県においても様々な支援を行うことにより組織の立ち上げも着実に増加してきています。
またH30年度の災害時にはシステムにより県民に対して迅速・正確な災害関係情報を提供できたほか、減災対策協議会開催回数も目標達成したことからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

自主防災組織の組織率について、自治体ごとにばらつきがあるので、課題や成果を的確に把握するとともに、実効性のある地域防災体制となっているかを吟味しながら取組を進めてほしい。
子どもも含めて、地域全体の防災意識の向上に取り組んでほしい。

前年度意見への対応

令和元年度から市町村と連携し、地域の自主防災組織の立ち上げや活動の活性化を支援するため、新たに「自主防災リーダー育成事業」を実施し、実効性のある地域防災体制の構築を目指します。また、「自主防災アドバイザー」の積極的な派遣等により、子どもから高齢者までの防災意識の向上を図っていきます。

取組項目	9-(2)
業務継続体制の整備	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害や危機の発生時でも適切な業務を遂行することを目的に、応急業務や継続実施が求められる業務を特定するとともに、必要な人員や資材の確保を図ります。 ・災害や危機の発生時に業務の継続実施を図るための指針となる「業務継続計画（BCP）」について、研修会の実施やヒアリング等を通じ、市町村の早期の策定を支援します。 ・全庁版のICT部門業務継続計画書（ICT-BCP）を完成させます。 ・県組織の改編等に合わせて「新型インフルエンザ発生時における業務継続ガイドライン」の見直しを行います。
-------------	--

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・「秋田県防災・減災行動計画」におけるBCP策定済市町村数
-------------	---

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県業務継続計画に基づき、大規模災害時に優先して実施すべき業務を的確に行うことができるように、必要な人員を確保する体制を構築しました。 ・保険会社との協定を活用し、市町村の業務継続計画策定を促すための研修を実施しました。 ・全庁版ICT-BCPの完成に向けて、関係各課が所管する重要システムに係るICT-BCPを集約し、また新たなリスク想定とその対応等を検討して、計画の内容の見直しを進めました。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令した場合において知事が使用の制限を行う対象となる施設を調査しました。
------------------	---

【データ実績】	BCP策定市町村数				
	H26年度	27	28	29	30
		2	5	13	17

新行財政改革大綱(第3期) 評価調書(平成30年度実績)

自己評価	自己評価についてのコメント
B	大規模災害時の優先業務及び業務執行体制の確認を行い、業務継続の構築は概ね順調に取り組んでいます。完成版ICT-BCPについては、完成に向けて計画内容の見直し、整理を進めたことからB評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

様々なケースを想定して、行政が停滞することのないように業務継続体制を整えてほしい。

前年度意見への対応

各種災害のハザードマップを基に、想定できる災害ごとの業務継続計画策定の取組を進め、市町村にも働きかけていきます。また新型インフルエンザ等発生時における業務継続体制については、具体的な発生事例を想定しながら引き続き見直していきます。

外部評価 評価部会からの意見(改善指摘、提言等)

B	業務継続体制の整備	あらゆる災害においても行政が混乱することのないよう備え、災害時にICTが活用できない場合を想定したBCPについて検討してほしい。
---	-----------	--

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	10-(1)
適正な事務執行の確保 (内部統制)	

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制に関する基本方針を策定、公表するとともに、全庁的な取組を推進するための体制整備を行います。 ・各部局において、県が取り扱う事務上のリスクを評価し、その結果を評価報告書としてまとめ、監査委員の審査に付した上で、議会に提出し、公表します。

主な指標
<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、内部統制に係るスケジュールの進捗状況で行います。

平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>地方自治法の改正により、令和2年4月1日から都道府県知事等に対して導入が義務付けられた「内部統制制度」について、部局長会議において本県における内部統制制度の導入指針案を説明し、4月以降の具体的な検討作業に備え、知事及び各部局長等へ周知を図りました。</p>
【データ実績】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年3月25日 部局長会議を開催 (議題) 「内部統制制度の導入指針」 (案) について (出席者) 部局長会議構成員 (説明項目) (1) 地方公共団体に対する内部統制の制度化の趣旨 (2) 制度の概要 (3) 制度の導入により期待される効果 (4) 県として当面の対応が必要な事項 (5) 本県における内部統制の基本的方向性

自己評価	自己評価についてのコメント
A	<p>平成31年度から内部統制制度の具体的な検討を行っていくにあたり、職員の意識の共有化を図るため、当該制度の導入趣旨や概要・効果を分かり易くまとめるとともに、県として対応が必要な事項や議論の基本的な方向性を整理し、導入指針案として定めることができたことからA評価としました。</p>

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

取組項目	10-(2)
職員の再就職に関する透明性の確保	

取組内容	<p>・毎年度、退職者の再就職状況を「美の国あきたネット」に掲載するとともに、報道機関に情報提供します。</p>
-------------	--

主な指標	<p>・実績の把握及び評価は、再就職の公表等の実施状況で行います。</p>
-------------	---------------------------------------

平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>平成29年度退職者の再就職状況をとりまとめた「平成29年度秋田県職員退職者等の再就職状況について」を秋田県ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載したほか、報道機関に情報提供しました（公表日：平成30年8月3日）。</p>
【データ実績】	—

自己評価	自己評価についてのコメント
A	公表内容の新聞掲載により、県民が職員の再就職に関する情報に接することが可能となっており、透明性の確保につながっていることから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

取組項目	10-(3)
総合評価落札方式の推進	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の技術力や創意工夫による品質、性能の向上等が期待出来る工事を対象に総合評価落札方式による入札を推進します。
-------------	--

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・総合評価落札方式による入札実施目標 50% (予定価格4千万円以上の工事)
-------------	--

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】	<p>発注公所へ総合評価落札方式の周知・情報共有を行うとともに、発注公所の意見を取り入れ事前承認型の対象工種のさらなる追加を行うなど適用しやすい環境を整えることにより、実施割合の向上を図りました。</p>
------------------	--

【データ実績】	総合評価落札方式の実施割合（予定価格4,000万円以上の工事）					
	H26年度	27	28	29	30	
目標	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	
実績	44.0%	49.1%	45.0%	48.4%	46.8%	
前年度比	—	5.1%	-4.1%	3.4%	-1.6%	
目標達成率	88.0%	98.2%	90.0%	96.8%	93.6%	

自己評価	自己評価についてのコメント
B	<p>総合評価落札方式実施割合の向上の取組にあたり、発注公所への文書による周知及び情報提供を行いました。農林水産部、建設部以外の発注公所における適用実績が低迷と、災害復旧工事の増加等により、入札不調案件が多発したことから、昨年度実績を下回る結果となったため、B評価としました。</p>

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見	—
----------------------------------	---

取組項目	10-(4)
------	--------

建設工事における予定価格の公表時期のあり方の検討

取組内容

・建設工事の予定価格の事後公表をモデル的に試行し、事前公表する工事と入札の傾向や工事成績評定の結果等を比較・分析することで、公表時期のあり方の検証を行います。

主な指標

・実績の把握及び評価は、「事後公表のモデル的試行実施件数」で行います。

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

地域振興局農林部又は建設部の発注工事のうち、設計金額4,000万円以上の一般土木工事と設計金額2,000万円以上の舗装工事を対象として、合計43件の工事について、予定価格事後公表のモデル的試行を実施しました。
また、入札金額や工事成績評定等の状況について、予定価格事前公表工事との比較検証を行い、予定価格の事前公表による弊害等が生じていないことを確認しました。

【データ実績】

予定価格事後公表のモデル的試行実施件数							
	H24年度	25	26	27	28	29	30
実績(件)	37	37	34	44	53	50	43
前年度比	-	0	-3	10	9	-3	-7

新行財政改革大綱(第3期) 評価調書(平成30年度実績)

自己評価	自己評価についてのコメント
A	昨年来頻発する入札不調等により、実施件数は昨年度より減少したものの、一定数の実施件数を確保し、事前公表との比較による検証を実施することができたためA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
事業の効率及び品質の改善につながるよう、引き続き、制度の適切な運用に努めてほしい。

前年度意見への対応
建設工事の入札における予定価格の公表時期のあり方について引き続き検証を行うことで、制度の適切な運用の確保を図りました。

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
A	総合評価落札方式の推進	総合評価落札方式の実施割合が昨年度実績を下回ったのは外的要因によるやむを得ない事情で、行政側の問題ではないと考える。次年度以降も引き続き実施割合向上に努めていただきたい。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	11-(1)
様々な地域活動を展開する団体の育成、協働	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO等の経営体質の強化を図るため、県内3箇所の市民活動サポートセンターを拠点としたきめ細かな経営指導と積極的な情報発信に努めます。 ・NPOと企業との連携による地域貢献活動の促進やコミュニティビジネスの普及・拡大を推進します。
-------------	--

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・県とNPO、公益法人、企業、大学等との協働に参加する団体数の拡大 令和3年度の目標値 2,000団体
-------------	---

平成30年度取組実績					
【実施状況の説明】	市民活動サポートセンターにおいて、NPO等の設立、運営及び会計処理等に関する相談に対応したほか、NPOやボランティア団体の活動や助成金等の情報発信に取り組みました。また、NPO、企業及び行政等との協働を促進するため、市町村担当者会議、地域活力発見フェスタ及びCSRプロモーション事業等を実施したほか、コミュニティビジネスの立ち上げ支援などに取り組みました。				
【データ実績】	県とNPO、公益法人、企業、大学等との協働件数 単位：団体				
	H26年度	27	28	29	30
実績	1,429	1,720	1,788	2,510	2,494

自己評価	自己評価についてのコメント
A	NPO団体等の育成・強化を図るとともに、多様な主体との協働に向けた取組を通して、目標値を達成したことからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

今後はNPO等の担い手も高齢化して確保が難しくなってくると思うので、その対応も検討してほしい。

前年度意見への対応

県内3箇所の市民活動サポートセンター等を活用して、若者の社会参加の促進を図るとともに、NPOの設立等の支援に取り組みます。

取組項目	11-(2)
-------------	--------

県人会との協働の推進

取組内容

・全国各地で活動する県人会と協働して秋田県のPRイベント等を行います。
 ・移住定住やAターンなどの施策に関する情報提供窓口として県人会のネットワークを活用します。

主な指標

・県と県人会との協働事業実施件数
 目標 → 年10件

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

・「全国ふるさと県人会まつり(名古屋市)」や「わんだフル秋田(大阪市)」といったイベントにおいて、地元県人会と協働してブースを出展し、秋田のPRを行いました。
 ・各地の県人会に対して、移住定住、Aターン、ふるさと納税等のパンフレットを送付して会員への周知を図るなど、ネットワークを活用した情報発信を行いました。

【データ実績】

県と県人会との協働事業実施件数				
	H27年度	28	29	30
件数	11	11	10	11

自己評価	自己評価についてのコメント
-------------	---------------

A ネットワークを活用した情報発信を積極的に行ったほか、協働事業実施件数が目標を達成したことから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	11-(3)
企業や県民等の社会貢献活動への参加の促進	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内3箇所の市民活動サポートセンターにおいて、NPO法人やボランティア団体に対する相談対応や情報提供、ボランティア講座の開催等により、子どもから高齢者までの多世代が社会貢献活動に気軽に参加できる機会を提供します。 ・ 地域の住民や企業等との協働により、道路や河川、漁港などの一定区間について、自発的に環境美化、維持管理に取り組む活動(アダプトプログラム)を推進します。 ・ 地域課題と大学等の資源のマッチングを促進するとともに、大学や学生等による地域貢献活動を支援します。
-------------	--

主な指標	<p>以下の数の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内3箇所の市民活動サポートセンターにおける相談件数 (平成28年度 1,691件) ・ 道路及び河川のアダプトプログラム参加団体数 (平成28年度 68団体) ・ 漁港のアダプトプログラム参加団体数 (平成28年度 4団体)
-------------	--

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民活動サポートセンターにおいて、NPOやボランティア団体の設立や運営等に関する相談に対応するとともに、次世代の市民活動担い手育成事業やシニア地域デビュー講座等を開催するなど、県民の社会貢献活動への参加の促進に取り組みました。 ・ 地域の住民や企業等との協働により、道路・河川・漁港の一定区間について、自発的に環境美化、維持管理に取り組む活動(アダプトプログラム)を推進しました。各地域振興局においても、環境美化活動が継続して実施されたほか、HPへの掲載などによりアダプトプログラムへの参加促進に努めました。 ・ 大学、短期大学等の地域貢献の取組を促進するため、高齢化が進む本県において、食生活の面から県民の健康づくりを支える栄養士のスキルアップとライフワークバランスの向上を目指す取組など、私立大学、短期大学、専門学校が行う地域課題解決に向けた事業を支援したほか、県が設置した公立大学法人に運営費交付金を交付し、県内の自治体や企業等と連携した地域振興のための活動や地域における国際交流活動などの取組を支援しました。
------------------	--

【データ実績】

市民活動サポートセンターにおける相談件数

	H26年度	27	28	29	30
実績(件)	1,469	1,574	1,691	1,841	2,048

道路及び河川のアダプトプログラム参加団体数

	H27年度	28	29	30
累計(団体)	67	68	75	78

漁港のアダプトプログラム参加団体数

	H26年度	27	28	29	30
累計(団体)	2	4	4	5	5

自己評価 自己評価についてのコメント

B

県立大学においては、県内企業等との共同研究、受託研究を前年度を上回る67件実施したほか、国際教養大学においては、新たに連携協定を締結した羽後町など8つの市町村等との間で、外国人留学生による小中学生等との相互訪問やホームステイなどを行いました。
道路・河川や漁港のアダプトプログラムについては、企業・団体等による環境美化活動を継続して実施することが出来たほか、取組件数も増加しています。しかしNPO等の経営基盤の強化や後継者の確保など困難な課題の相談が増加してきていることから、相談員のスキルアップや関係機関との連携強化を図るとともに、その情報共有に取り組んでいく必要があることから評価をBとします。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	11-(4)
職員の地域貢献活動への参加の促進	

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会活動への参加や消防団員、スポーツボランティア、除雪ボランティア等、職員が地域貢献活動に積極的に関わることを推進し、継続的に従事する職員については、勤務地など人事配置の面でサポートします。 ・5月から10月までの毎月最終水曜日の朝の通勤時間等を利用したクリーンアップ活動を実施します。

主な指標
<p>ボランティア活動に参加する県職員を増やすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県職員スポーツボランティアチーム登録者数(令和3年度 100人) ・県庁除雪ボランティア隊活動登録者数(令和3年度 600人) ・みんなでクリーンアップ作戦参加者数(令和3年度 5,500人)

平成30年度取組実績
【実施状況の説明】
<ul style="list-style-type: none"> ・職員の地域貢献活動への積極的な参加を推進するため、定期人事異動方針において、消防団員・自治会役員・スポーツ少年団指導員、NPO活動などの事例を示しながら、地域貢献活動に一定期間にわたり継続して従事する必要がある職員については、異動時に配慮することを明記し各所属に周知するとともに、平成31年度定期人事異動においてこうした事情への配慮に努めました。 ・年度初めに県庁スポーツボランティアチーム登録の募集をかけ、登録者の増加を図るとともに、ボランティア対象となる大会等の情報を収集し、登録者へ提供しました。 ・庁内各課等に募集チラシの配布等を行い、県庁除雪ボランティア隊の登録者募集を呼びかけた結果、626人の登録がありました。また、高齢者宅等の除雪ボランティアについて、社会福祉協議会等の要請に基づき、県職員延べ40人が延べ9世帯でボランティア活動を行いました。 ・「みんなでクリーンアップ作戦」として、5月から10月までの毎月1回(最終水曜日)県職員が通勤途中や昼休みに庁舎周辺の環境活動を行いました。より多くの職員に参加してもらうために、庁内放送、庁内職員等へのメール連絡や掲示板での実施日の周知に加えて、県警本部から各警察署にも参加を呼びかけていただきました。その結果、目標を上回る8,177人の参加者数となりました。

【データ実績】					
県庁スポーツボランティアチーム登録者数 (人)					
H26年度	27	28	29	30	
	66	70	78	80	85
県庁除雪ボランティア隊活動登録者数 (人)					
H26年度	27	28	29	30	
	426	500	528	625	626
みんなでクリーンアップ作戦参加者数 (人)					
H26年度	27	28	29	30	
	4,512	4,549	4,475	7,461	8,177

自己評価	自己評価についてのコメント
A	スポーツボランティアについては昨年度よりも登録者数を増やし指標へ近づくことができました。また県庁除雪ボランティア隊の活動登録者数については目標の600人を上回り、ボランティア活動に積極的に取り組むことができたほか、みんなでクリーンアップ作戦の参加者数は、積極的な呼びかけの結果、過去最高の参加者数となり、目標値を大きく上回る結果となったことからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
県は「秋田版生涯活躍のまち構想」を推進しており、退職した県職員は是非そのモデル・先導役になってほしい。

前年度意見への対応
退職後もボランティア活動への関心を高められるよう、募集案内やボランティア情報を県職員に広く周知しています。

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
B	様々な地域活動を展開する団体の育成、協働	今まで支援、立上げに関わったNPOの実態・状況を把握し常に見守ることも必要。目標達成だけで終わっているように思う。
	県人会との協働の推進	毎年の実施件数がほぼ同数で推移しており、活動がマンネリ化している可能性はないのかなど、効果の検証や見直しを一定期間ごとに行ってはどうか。
	企業や県民等の社会貢献活動への参加の促進	NPOの支援については11-(1)と併せて、設立だけでなく運営の支援を引き続き充実させてほしい。
	職員の地域貢献活動への参加の促進	職員の皆さんが積極的に地域貢献に取り組んでおり、すばらしい。こういった活動をこれからも進めるとともに、県民に積極的に広報していただきたい。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	12-(1)
キャリアステージに応じた研修等による教員の資質能力の総合的な向上	

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・本県の教職課程を持つ大学の有識者等を構成員とする「秋田県教員育成協議会」において、教員に係る養成、採用及び研修を一体的に捉えた資質能力向上の方向性について協議します。 ・教員育成指標に基づき研修体系の見直しを行い、教員のキャリアステージに応じて身に付ける資質能力を明確にします。 ・研修の実施元となる総合教育センターにおいて、各種研修の受講者アンケート等により満足度を把握します。

主な指標
・実績の把握及び評価は、教員育成指標及び教職員研修体系の策定状況及び研修等の実施状況で行います。

平成30年度取組実績													
【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度策定した「秋田県教員育成指標」の運用により、教職員一人一人のキャリアステージに応じた資質能力の向上を目指す研修を推進しました。 ・秋田県教員育成協議会等の開催により、初任者研修等を本県の実態に即した内容に変更するとともに、養護教諭・栄養教諭の育成指標を策定しました。また、教職員研修体系を実施予定の研修等に整合させるため一部改訂しました。 												
【データ実績】	<p>総合教育センターの研修講座の受講者による自己評価を、A～D（A：有意義だった（4点）、B：やや有意義だった（3点）、C：あまり意義がなかった（2点）、D：意義がなかった（1点））により自己評価したものを、</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26年度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全講座平均</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> <td>3.9</td> </tr> </tbody> </table>		H26年度	27	28	29	30	全講座平均	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
	H26年度	27	28	29	30								
全講座平均	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9								

自己評価	自己評価についてのコメント
A	予定していた「初任者研修等の変更」「養護教諭・栄養教諭の育成指標策定」「教職員研修体系の一部改訂」をすべて完了できたことからA評価とします。なお、これらの実際の運用は平成31年4月からとなります。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

取組項目	12-(2)
教育専門監の活用による学校等の教育力の向上	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務校において、TT（ティームティーチング）による授業実践や教材の紹介、教材研究を行うことにより、教師の指導力を高めます。 ・要請に応じて勤務校以外の学校や各種研修会等に教育専門監を派遣し、各教科、特別支援教育、部活動等の専門事項について、相談や指導及び助言を行います。
主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、「勤務校における教育活動の実績」及び「勤務校以外の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等や各種研修会等における指導及び助言の実績」で行います。
平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>小・中学校及び義務教育学校においては、全県19市町に37名の教育専門監を配置し、教科指導に卓越した力を有する教育専門監の資質能力を複数の学校に活用し、学校の教育力向上を図りました。本務校及び近隣の兼任校において、ティーム・ティーチングによる授業実践や、自らの教育実践の公開等を通じて、若年からベテランまで多くの教員の指導力向上に貢献しました。</p> <p>高等学校においては、15名の教育専門監を配置し、配属校での授業公開や各種研修会での指導・助言を行いました。部活動では、高校生の指導にとどまらず、中学生以下の子どもたちにも競技の魅力や練習方法を伝えるなど、競技の裾野拡大にも取り組みました。学校保健では、研修会の講師として様々な問題を抱える生徒への対応について指導・助言を行いました。</p> <p>特別支援教育においては、高等学校に2名、特別支援学校に9名の教育専門監を配置し、幼稚園等、小・中学校、高等学校、特別支援学校など、幅広い学校等に対して、特別なニーズのある幼児児童生徒への指導・支援の在り方について、教職員への助言、就学に関する保護者等への相談支援、高校生の進路相談等に関する支援を行い、各校の教育力向上を図りました。</p>

【データ実績】

小中学校及び義務教育学校

1. 児童生徒の変容について

「教科の学習が好き」「授業が楽しい」「授業の内容がよく分かる」「考えるのが楽しい」「話し合いの内容が充実した」と回答した児童生徒の割合が増加したこと、県学習状況調査や単元評価問題での通過率が県平均を上回り、前学年時と比較して伸びが見られたという報告がありました。

2. 教員の変容について

単元の流れの見通しをもつことができるようになり、押さえるべきポイントを捉えられるようになったことや、具体的な発問や板書構成、児童への言葉がけ、授業のまとめ方等を学んだことで授業後の研修会の充実につながり、教員の研修意欲が高まったという報告がありました。

高等学校の教育専門監は、各分野の高い専門性を活かした指導・助言を行い、教員の指導力及び生徒の学力・競技力の向上に寄与しました。平成30年度は、スキー競技で国際大会に参加する選手も育てています。

特別支援教育の教育専門監は、年間平均で一人当たり約115回の派遣要請に応じています。内訳は幼稚園等は20回、小学校は31回、中学校は6回、高等学校は11回、特別支援学校は1回、その他講演等が44回です。

自己評価

自己評価についてのコメント

A

小・中学校及び義務教育学校においては、本務校及び兼任校における学級担任や教科担任との教材研究やチーム・ティーチングによる授業実践を通して教員の授業力を向上させ、児童生徒の学力向上につなげることができたほか、上記「データ実績」からA評価としました。

高等学校においては、配属校で主要な主任を務める教育専門監が増えているため、依頼を受けての派遣実績は減っていますが、メールでの質疑応答など、多様な手段で指導・助言を行っています。

特別支援教育においては、教育専門監の派遣により、各校種への助言や講演等を行うことで、特別なニーズのある幼児児童生徒への指導に関する課題解決に寄与し、各校種の自校解決力が向上しています。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

小中学校でのチーム・ティーチングによる指導の充実は、素晴らしい取組なので、継続して取り組んでほしい。

秋田で教育を受けた子供たちが、受けてきた教育に誇りを持てるように、秋田の教育に関する優れた取組内容をもっとPRしてほしい。

前年度意見への対応

小中学校においては、2月現在で13名の教育専門監が県外からの依頼により全国各地に赴き、延べ20回の講話や授業提示等を行いました。また、「秋田の教育資産を活用した海外交流促進事業」に関連し、2名の教育専門監がタイ王国との交流や現地小学校での授業提示のため海外に派遣されるなど、秋田の教育を国内外に広くアピールすることができました。

高等学校においては、本県を会場に開催された全国高等学校国語教育研究連合会第51回研究大会において、研究授業に対する指導・助言を行い、本県の授業力の高さをアピールすることができました。

取組項目	12-(3)
学校規模の適正化による魅力ある学校づくりの推進	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・第七次秋田県高等学校総合整備計画(平成28～37年度)に基づき、湯沢翔北高校雄勝校、能代地区専門系統合校、能代高校定時制課程を設置します。
主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、湯沢翔北高校雄勝校、能代地区専門系統合校、能代高校定時制課程の設置に向けた取組状況で行います。
平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>各学校等の開設準備事務局を設置し、関係各校の連携を深めるとともに、教育課程等の準備を進めました。 能代地区専門系統合校整備事業において実施設計を行い、校舎解体に伴う機能移転の準備を進めました。</p>
【データ実績】	—
—	

自己評価	自己評価についてのコメント
A	実施設計や機能移転の準備、教育課程の検討等を円滑に遂行することができたことから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

学校統廃合に当たっては、単なる数合わせにならないよう、各学校の特質が生かせるかや、地域への影響（特に旧町村部）、地域感情にも十分配慮してほしい。必ずしも、小規模校が教育上不利というものではないと感じる。

前年度意見への対応

統合等再編整備の推進においては、自治体や関係者から意見を伺い、できるだけ配慮するようにしたほか、各学校の特色ある取組の充実に資するよう、第七次秋田県高等学校総合整備計画実施協議会を主催し、意見交換や情報交換の機会を設定しました。

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
A	教育専門監の活用による学校等の教育力の向上	優れた教育環境を提供している県として、今後も引き続き取組を進めてほしい。
	教育専門監の活用による学校等の教育力の向上	教育専門監の授業は素晴らしい。親や希望者に授業に触れる機会をつくる工夫をお願いできればと思う。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	13-(1)
職員研修の充実と研修メニューの最適化	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人事評価（能力評価）の能力・行動区分に対応した「能力開発研修」、新規採用職員から課長級の幹部職員など、一定の年齢や職階にある職員を対象とした「役職段階別研修」及び働きやすい職場づくりに組織的に取り組む「組織力向上研修」の効果的な組み合わせにより、職員が必要な研修を必要な時期に受講できるようにします。 ・毎年度の研修評価を踏まえ、科目構成や実施方法の改善を行います。
主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、研修評価を踏まえた研修メニューの見直し状況で行います。
平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度の自治研修所における研修について、受講者、自治研修所が各々評価を行い、評価内容を担当講師と共有することで、研修内容の改善に努めました。また、研修内容に対しては、研修目的やねらい・効果に関する意見や、事前準備、学習内容、研修教材、相互学習などについての受講者の評価を踏まえるとともに、研修所における研修評価会議での改善・検討を踏まえ、次年度以降の効果的な研修実施に反映させるよう努めました。 (平成30年度の研修の改善内容等について) ・能力開発研修において、他研修との内容の重複、過年度の受講者数、自治研修所において実施する上記研修評価結果などから、研修の優先度が低い研修科目を廃止し、新たに、「異文化理解とコミュニケーション」、「情報発信力強化」、「レジリエンス向上」を実施しました。 ・「課長級職員研修Ⅱ」を新設し、新たに本庁課室長となった職員を対象に、正確かつ丁寧な情報発信及び危機発生時の適切な初動対応に関する研修を実施しました。 ・主査級職員研修（主査級に昇任した職員が対象）を受講した職員が、副主幹級に昇任するまで、必修による受講機会がなかったため、能力開発研修において主査級3年目職員を新たに受講対象とし、切れ目なく研修が行われるようにしました。

自己評価 **自己評価についてのコメント**

A	研修の評価結果や受講者に対するアンケートに応じた改善を行ったほか、合同研修を実施している市町村などの意見を踏まえて、次年度の研修方法の見直しを行ったことから、A評価としました。
---	--

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

より有効な研修へ向けて積極的な改善を行っていることは評価できるので、継続して取り組んでほしい。

前年度意見への対応

新たに本庁課室長となった職員には、正確かつ丁寧な情報発信力及び危機発生時の適切な初動対応が求められているため、情報発信及び危機管理をテーマとして「課長級職員研修Ⅱ」を実施しました。能力開発研修においては、主査級3年目職員を新たに受講対象とし受講機会を増やしたほか、新規科目を3科目新設するなど、積極的な改善を行いました。

取組項目	13-(2)
------	--------

女性職員の活躍推進

取組内容

・女性職員キャリアデザイン研修の実施により、女性リーダーの計画的な育成に努めるとともに、女性の採用及び登用を拡大し、県庁内において女性の活躍を推進します。
 ・所属長に対し、子どもが生まれた男性職員との面談と、子育て期間中に取得する休暇等を記載する「育児プランシート」の人事課への提出を義務づけ、男性職員の育児休業等の取得を促進します。
 ・職員が安心して育児休業等を取得しやすいよう、原則として長期不在（6か月以上）の場合、正職員による代替職員を配置するとともに、比較的短期間の場合には、臨時的任用職員を代替職員として配置します。

主な指標

- ・試験採用における女性受験率
- ・男性職員の育児休業取得率
- ・配偶者出産休暇の取得率
- ・配偶者の出産に係る子の養育休暇の取得率
- ・女性管理職の割合
- ・女性班長職の割合

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

・女性職員キャリアデザイン研修において女性リーダーの計画的な育成を継続して実施しました。
 ・子どもが生まれた男性職員との面談と「育児プランシート」の人事課への提出の義務づけについて、所属長に対し周知を徹底しました。
 ・育児休業等取得時は、代替職員として、正職員又は臨時的任用職員の配置を着実に実施しました。

【データ実績】

	H25年度	26	27	28	29	30	R2 (目標)
試験採用における女性受験者の占める割合	31.8%	29.7%	35.2%	39.3%	36.3%	32.6%	40.0%
男性職員の育児休業率	3.0%	5.3%	4.6%	3.4%	5.4%	14.9%	10.0%
配偶者出産休暇の取得率	67.2%	81.6%	83.1%	74.1%	75.7%	77.1%	90.0%
配偶者の出産に係る子の養育休暇の取得率	32.8%	39.5%	30.8%	48.3%	50.0%	50.0%	50.0%
管理職（本庁課長級以上に占める女性の割合）	4.1%	3.7%	4.8%	6.0%	6.8%	6.7%	10.0%
班長職に占める女性の割合	6.7%	8.5%	8.8%	8.7%	8.3%	8.8%	10.0%

自己評価	自己評価についてのコメント
A	H28よりも実績減の指標がいくつかあるものの、各種指標が着実に上昇傾向にあることからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	13-(3)
職員の専門性の維持・向上	
取組内容	<p>・事務職員について、特定分野における長期の異動サイクルの実施により計画的に育成するとともに、即戦力となる職員の配置のため、公務員を含む職務経験者の採用や特定業務の専門的な知識・経験を有する任期付職員の採用を行います。</p> <p>・技術職員について、計画的な採用や年齢バランスのとれた人事配置を行うため、職務経験者採用を導入するとともに、職場研修（OJT）による職員間の専門技術の継承や部局における外部研修の活用等により、計画的な育成を実施します。</p>
主な指標	<p>・実績の把握及び評価は、職務経験者採用の実施状況及び任期付職員の採用の継続状況で行います。</p>
平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>・人事異動方針において、財政、税務、情報システム、福祉部門など特定分野における中核職員育成を目的とした長期間の配置や、主査昇任時まで3つの業務分野を経験させるジョブローテーションの実施を明記し、平成31年度定期人事異動においても限られた職員数の中で計画的な人材育成により組織力の維持・向上が図られるような人員配置に努めました。</p> <p>・中長期的な視点から、職員の年齢構成バランスを図るため前倒し採用を行うなど、新規採用者数の平準化を図りました。また、経験年数や業務経歴を踏まえて適材適所の人員配置に努めたほか、各職員の資質向上のため、国、公益法人及び学会等が主催する外部研修を積極的に活用し、業務だけでは得がたい最新情報の収集や技術の習得、資格の取得に努めました。</p> <p>・平成30年度も引き続き職務経験者（11人）及び任期付職員（3人）の採用を実施しました。</p>
【データ実績】	—
—	

自己評価	自己評価についてのコメント
A	専門性向上のための計画的な職員養成や職員の能力・適性に配慮した人事配置に取り組んだほか、引き続き職務経験者等の採用を実施したことから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
A	職員研修の充実と研修メニューの最適化	研修内容を充実させるべく具体的な取組を進めており、高く評価できる。
	女性職員の活躍推進	多くの指標が着実に増加しており、引き続き取り組んでいただきたい。
	職員の専門性の維持・向上	人事異動において長期間の配置を行う分野においては、該当者のモチベーション向上のためにも、昇任を含めたキャリアパスをしっかりと考慮した配置や異動につとめてほしい。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	14-(1)
多様な働き方の推進	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が仕事と家庭生活の両立がしやすい職場環境を整備するため、テレワークや朝型勤務等を実施します。
-------------	---

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、多様な働き方の導入への取組状況で行います。
-------------	---

平成30年度取組実績																
【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が仕事と家庭生活を両立しやすい職場環境を整備するため、引き続きテレワーク及び朝型勤務を実施しました。 ・勤務の開始・終了時刻を1時間又は30分繰り上げる従来の朝型勤務に加え、勤務の開始・終了時刻を1時間又は30分繰り下げる遅出出勤を合わせた夏の時差出勤を実施しました(実施期間 7/2～8/31)。 <p>【参考】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27年度</th> <th>H28年度</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレワーク実施者数</td> <td>—</td> <td>8人</td> <td>8人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>朝型勤務実施者数</td> <td>523人</td> <td>427人</td> <td>404人</td> <td>391人</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き職員へのヒアリング等により、職員が利用しやすい環境整備に努めていくこととします。 		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	テレワーク実施者数	—	8人	8人	4人	朝型勤務実施者数	523人	427人	404人	391人
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度												
テレワーク実施者数	—	8人	8人	4人												
朝型勤務実施者数	523人	427人	404人	391人												
【データ実績】	—															

自己評価	自己評価についてのコメント
A	これまでの取組を拡充した夏の時差出勤の実施により、多様な働き方の推進が図られたことから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見	—
----------------------------------	---

取組項目	14-(2)
メンタルヘルス対策の推進	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・セルフケアに関する研修、レジリエンス（逆境力、再起力）研修やストレスチェックを実施します。 ・職場内及び外部を活用した相談体制を充実していきます。 ・管理職に対するメンタルヘルス（ラインケア）研修の実施や職場復帰に向けた試行勤務の採用により、不調の早期発見、無理のない職場復帰を支援します。 ・ストレスチェック集団分析結果の活用による職場環境改善を推進します。
主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、ストレスチェック集団分析結果に基づく職場環境改善の実施状況で行います。
平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスの予防や軽減方法等の習得のため、新規採用職員及び30歳の職員を対象にセルフケアに関する研修を実施し、また希望する職員にはレジリエンス研修を実施したほか、全職員を対象にストレスチェックを実施しました。 ・各種相談事業を実施したほか、出先機関に出向いて相談対応を実施するなど、相談体制を充実しました。 ・職員の状況把握と相談への助言やメンタルヘルス不調により休職等をしている職員への職場復帰への適切な支援ができるよう管理職に対するメンタルヘルス（ラインケア）研修を実施しました。 ・ストレスチェック集団分析結果を活用し、産業医、保健師と連携の上、職場環境改善を推進しました。
【データ実績】	-

新行財政改革大綱(第3期) 評価調書(平成30年度実績)

自己評価	自己評価についてのコメント
A	健康リスクの高い職場に対する職場環境の改善に向け、助言、相談等実施したことから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)
A	

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	15-(1)
------	--------

県債発行の抑制

取組内容

・県債の新規発行額の抑制により、臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスの黒字を継続するとともに、実質公債費比率18%未満を維持します。

主な指標

・プライマリーバランス（臨時財政対策債を除く。） → 目標 黒字継続
 ・実質公債費比率 → 目標 18%未満維持

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

平成30年度は、29年7月に発生した豪雨災害への対応等により、前年度に比べ県債発行額が増加しましたが、こうした状況にあっても、交付税措置のある有利な県債を活用するなど、可能な限り将来の公債費負担の抑制に努めました。

【データ実績】

プライマリーバランス	H25年度	26	27	28	29	30
目標	—	黒字	黒字	黒字	黒字	黒字
実績	313億円	242億円	199億円	172億円	176億円	59億円
前年度比	—	△71億円	△43億円	△27億円	+4億円	△117億円
目標達成率	—	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

実質公債費比率	H25年度	26	27	28	29	30
目標	—	18%未満	18%未満	18%未満	18%未満	18%未満
実績	15.4%	14.6%	14.1%	13.6%	13.0%	R1.10月 確定
前年度比	—	-0.8%	-0.5%	-0.5%	-0.6%	—
目標達成率	—	118.4%	121.2%	124.0%	127.4%	—

新行財政改革大綱(第3期) 評価調書(平成30年度実績)

自己評価	自己評価についてのコメント
A	平成30年度の臨時財政対策債を除いたプライマリーバランスは、決算ベースで、引き続き黒字を確保しました。実質公債費比率については18%未満を達成できる見込みであることから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)
A	

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	16-(1)
財政二基金(財政調整基金・減債基金)の残高確保	

取組内容
・大規模災害や緊急を要する施策への対応に備えるため、財政二基金の残高について適正な水準を維持します。

主な指標
・財政二基金(財政調整基金・減債基金)の年度末残高 → 目標 300億円確保

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】
平成30年度当初予算における財政二基金取崩額は76億円でしたが、執行段階の節減に努めるなどにより、2月補正予算において減債基金取崩額を47億円減額するなど、その残高確保に努めました。

【データ実績】						
財政二基金残高	H25年度	26	27	28	29	30
目標	—	300億円以上	300億円以上	300億円以上	300億円以上	300億円以上
実績	387億円	371億円	361億円	326億円	273億円	305億円
前年度比	—	△16億円	△10億円	△35億円	△53億円	32億円
目標達成率	—	123.7%	120.3%	108.7%	91.0%	101.7%

新行財政改革大綱(第3期) 評価調書(平成30年度実績)

自己評価	自己評価についてのコメント
A	財政二基金の年度末残高は300億円以上確保したことからA評価としました。今後も機動的・安定的な財政運営のため、引き続き取組を継続します。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
-

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)
A	

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	17-(1)
-------------	--------

既存事業の見直しによる新規・拡充事業への配分財源確保

取組内容

・国の補助金等、様々な行財政資源を最大限活用するとともに、既存事業の抜本的見直しを行い、新規・拡充事業の財源を確保します。

主な指標

・実績の把握及び評価は、当初予算における新規・拡充額等で行います。

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

当初予算編成前に各部局において既存事業の見直しに取り組みました。また、当初予算編成段階で、経常経費については一般財源ベースで5%、政策経費については同30%の削減を目標に取り組んだほか、公共事業については国庫補助を最大限活用することとし、県単独事業について同20%削減を目標に取り組みました。

【データ実績】

	H27年度	28	29	30
新規・拡充額	85億円	96億円	90億円	50億円

新行財政改革大綱(第3期) 評価調書(平成30年度実績)

自己評価	自己評価についてのコメント
A	平成30年度(平成31年度当初予算編成)においては、厳しい財政状況にあっても、歳入・歳出の徹底した見直しにより、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる施策を推進するための新規・拡充事業の財源36億円を確保したことから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
-

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)
A	

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	18-(1)
県税に係る収入率の向上と未収額の圧縮	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納期のPRや納税機会(場所、方法)を増やします。 ・ 債権を中心とした差押やインターネット公売を活用した滞納整理を実施します。 ・ 県と市町村で共同し、個人住民税を中心とした滞納整理を推進します。
-------------	--

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税の現年度分収入率 * 現年度分収入率 = 現年度分収入額 / 現年度分調定額 × 100 ・ 県税の未納繰越額 * 未納繰越額 = 調定額 - 収入額 - 不納欠損額
-------------	--

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日、夜間納税窓口を開設し、納税機会の拡大を図りました。 ・ 平成31年3月末までに、預貯金等の債権や自動車・不動産など827件の差押を行ったほか、1件(120万円)のインターネット公売による落札がありました。 ・ 12市町村1,052人を対象とした共同催告、3市町19人を対象とした合同滞納整理を実施しました。
------------------	--

【データ実績】	<p>○ 現年度分収入率：平成30年度見込額(決算速報値)は99.69%で前年度比+0.05ポイントの見込みです。</p> <p>○ 未納繰越額：平成30年度見込額(決算速報値)は1,097百万円と前年度比で184百万円減少の見込みです。</p>
----------------	---

自己評価	自己評価についてのコメント
A	前年度と比べ現年度分収入率は上昇し、未納繰越額は圧縮される見込みであり、取組は順調に進捗しています。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見	—
----------------------------------	---

取組項目	18-(2)
------	--------

税外未収金の管理・回収の強化

取組内容

・税外未収金を所管する課長等で構成する「債権管理検討委員会」と担当者による「ワーキンググループ会議」を開催して情報とノウハウを共有します。
 ・債権回収強化月間を設けて集中的な取組をするなどの対策を実施して、税外未収金の新規発生を抑制し、回収・整理を進めます。

主な指標

・税外未収金の回収額 → 目標 毎年度7,400万円以上を回収

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

能代産廃を除く平成29年度の税外未収金新規発生額は28,400万円(前年比20,719万円)で、平成29年度末の税外未収金残高は32億9,217万円(前年比8,708万円)となっています。
 平成30年度は、引き続き「債権管理検討委員会」と「ワーキンググループ会議」を開催して情報とノウハウを共有したほか、債務者の現状を把握した上で未収金整理計画書を作成し、それに基づき未収金の回収に努めました。
 また、10月と11月を債権回収強化月間と定め、文書、電話、訪問による催告などを集中的に実施し、2か月間で2,683万円(前年比-587万円)を回収し、最終的な回収額は8,434万円となっています。

【データ実績】

税外未収金の回収額					
	H26年度	27	28	29	30
目標(万円)	6,500	6,500	6,500	6,500	7,400
実績(万円)	8,483	9,601	10,815	9,621	8,434
前年度比(%)	120	113	113	89	88
達成率(%)	130	148	166	148	114

自己評価	自己評価についてのコメント
------	---------------

A ワーキンググループによる情報とノウハウの共有や、文書、電話、訪問による催告の集中的な実施などにより、回収実績は8,434万円(目標比1,034万円)となり、目標額を達成していることからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	18-(3)
県有資産等を活用した広告事業の推進	

取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、スポーツ施設等における壁面等への企業広告の掲出や、ウェブサイト、印刷物等への企業広告掲載を拡充します。 ・新たな歳入確保に向けて、県有施設へのネーミングライツの導入などについて検討していきます。
-------------	--

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・県有資産等を活用した広告事業の収入 1,057万円(平成28年度) → 目標 1,400万円(令和3年度)
-------------	--

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】	<p>自動車税納税通知書用封筒、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」及び全戸配布広報紙「あきたびじょん」、県立野球場フェンス、県本庁舎エレベーターホール壁面等を広告媒体として活用したほか、新たに運転免許センター内に広告板を設置し収入を得るなど、定例媒体における広告事業を推進しました。</p>
------------------	--

【データ実績】	<p>広告事業収入の推移(定例媒体) (単位:万円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H26年度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,181</td> <td>1,101</td> <td>1,057</td> <td>769</td> <td>1,240</td> </tr> </tbody> </table>	H26年度	27	28	29	30	1,181	1,101	1,057	769	1,240
H26年度	27	28	29	30							
1,181	1,101	1,057	769	1,240							

自己評価	自己評価についてのコメント
A	<p>警察本部において新規の広告事業を推進したほか、他の定例媒体において広告収入が増加するなど、30年度の実績額が令和3年度の目標額に向けて順調に推移していることからA評価とします。</p>

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見	—
----------------------------------	---

取組項目	18-(4)
------	--------

ふるさと納税を活用した寄附の呼びかけ

取組内容

・市町村、県外事務所、県人会等と連携し、各種イベントの活用やパンフレット配布方法の工夫などにより、広報活動を強化します。
 ・「美の国あきたネット」やふるさと納税サイトを有効に活用して寄附を呼びかけます。

主な指標

・ふるさと納税寄附件数

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

県外在住者へのPR強化を図るため、ふるさと納税パンフレットをアンテナショップや県外事務所、県内空港、竿燈まつり期間中は県庁入口に配架したほか、高校同窓会報への同封、各地区県人会や新春交歓会で配布、また30年度は新たに高速道路の県内各SA、PAへも配架し、寄附の募集に努めました。
 さらには、前年の災害支援寄附者に対しメールにて寄附を呼びかけました。

【データ実績】

ふるさと納税寄附件数・金額					
	H26年度	27	28	29	30
件数(件)	101	118	39	419	40
金額(万円)	333	568	391	789	88

自己評価	自己評価についてのコメント
B	ふるさと納税パンフレットの配架先を増やしたほか、メールで寄附案内をするなど、新たな方法により募集に努めました。寄附の増加に至らなかったためB評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

件数、額とも昨年より増加したことは評価できるが、いずれもまだ低調であり、県内の学校の同窓会に協力を呼びかけるなど、さらに寄附の増加を図ってほしい。育児世代の女性などにターゲットを絞った魅力ある返礼品やPRの仕方などを工夫してほしい。

前年度意見への対応

寄附者とのつながりを図るため、2017年度の災害支援寄附者へメールにて寄附案内を実施したほか、全国高校野球(甲子園)大会の金足農業高校準優勝の際にはふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」特集ページへ祝福コメントを掲載するなど、PR方法を工夫しました。

取組項目	18-(5)
地方交付税の総額確保の要望	
取組内容	<p>・地方交付税の財源調整機能、財源保障機能の強化に向け、本県独自に又は全国知事会等を通じて、地方交付税等の総額確保を求めます。</p>
主な指標	<p>・実績の把握及び評価は、地方交付税額や一般財源総額により行います。</p>
平成30年度取組実績	
【実施状況の説明】	<p>地方が責任をもって、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていけるよう、全国知事会等を通じて、地方交付税を含む一般財源総額の確保を要望しました。</p> <p>また、平成30年度は、幼児教育・高等教育の無償化に関する施策について、地方が重要な役割を担う取組が含まれていることから、国と地方の役割分担や負担のあり方を早急に示すよう求めてきたにも関わらず、直前まで提示されなかったことから、地方の行財政の運営に影響の大きい施策については、早期に地方と協議するよう、国と地方6団体の協議の場等を通じ表明しました。</p>
【データ実績】	-

自己評価	自己評価についてのコメント
A	平成31年度地方財政対策等については、地方の一般財源総額について前年度を上回る62.7兆円を確保し、臨時財政対策債が前年度から0.7兆円抑制されました。また、幼児教育の無償化について、国と地方の協議の結果を踏まえ、平成31年度の地方負担分について臨時交付金(2,349億円、全額国費)を創設して対応するなど、全体として地方財政の健全化につながる内容になったと判断されることから、A評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
B	ふるさと納税を活用した寄附の呼びかけ	ふるさと納税についての広報やPRが分かりやすく、効果的なものとなるよう工夫しながら、官民一体となって一層の普及に取り組んでほしい。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	19-(1)
------	--------

人件費の縮減

取組内容

・ 職員の適正な定員管理や教員の適正配置等を推進します。

主な指標

・ 普通会計決算における職員の人件費（退職手当及び非常勤職員の報酬を除く。）

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

知事部局においては、平成30年度以降、新行財政改革大綱の項目として職員数の適正な管理に取り組んでいます。また、教職員については引き続き児童生徒数の減少に応じた適正配置に取り組みました。

【データ実績】

職員数		(人)		
	H29.4	30.4	H31.4	
知事部局	3,207	3,198	3,191	
教職員	9,285	9,139	9,034	

自己評価	自己評価についてのコメント
------	---------------

A 職員数の適正な管理（知事部局△7人、教職員△105人）により人件費の縮減が見込まれることからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	19-(2)
情報システム全体最適化の推進	

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ I T 調達審査及び情報システム維持管理自己点検を実施するとともに、個別システムを統合し、情報システム構築及び運用の最適化を進めます。

主な指標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システム維持管理経費予算額 22.52億円(平成29年度) → 目標 22.52億円(令和3年度)

平成30年度取組実績			
【実施状況の説明】			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内サーバ統合基盤を導入し、物品調達システムと情報共有システムの機器等のハードウェアを集約しました。 ・ 今年度は、給与関係システムや情報活用支援システム等の大規模システムを庁内サーバ統合基盤へ受け入れ、経費の削減に努めることとしています。 			
【データ実績】			
情報システム維持管理予算額 (億円)			
H27年度	28	29	30
19.36	20.03	22.52	25.79

自己評価	自己評価についてのコメント
B	平成30年度の維持管理予算額は、29年度に比べて増加しましたが、27年に起きた日本年金機構の情報流出事案に伴い順次進めてきたセキュリティ対策強化のうち、ファイル無害化及びネットワーク分離の構築が29年度に完了し、維持管理経費が30年度から発生したことがコスト拡大の要因として大きいため、B評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
目標達成率は下がっているものの、計画当時に想定できなかった要因(マイナンバー制度、年金機構の情報流出問題に伴うセキュリティの強化)によるものであり、引き続き、取組を進めてほしい。

前年度意見への対応
IT調達審査の強化、庁内サーバ統合基盤の導入等の対策を推進しました。

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
B	人件費の縮減	労働関係法制の改正に伴う影響なども勘案しつつ、業務や教育の質を落とさないよう、人件費を管理して欲しい。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	20-(1)
公共施設等総合管理計画に基づく県有施設の適正管理	

取組内容
・「あきた公共施設等総合管理計画」に基づき個別施設計画に示されている施設の長寿命化、集約・複合化、民間譲渡、廃止などの進捗状況を管理します。

主な指標
・個別施設計画に基づく集約・複合化や廃止等による施設の削減(延べ面積) 平成27年度 1,998千㎡ → 目標 令和7年度 1,904千㎡ (注) 令和7年度が計画の最終年度。

平成30年度取組実績			
【実施状況の説明】			
・「あきた公共施設等総合管理計画」に基づく個別施設計画の各年度の予算状況を取りまとめ、実績等を把握し、個別施設計画の進行管理に努めました。			
【データ実績】			
個別施設計画に基づく集約・複合化や廃止等による施設の削減(延べ面積)			
H28年度	29	30	
1,986	1,981	1,980	(千㎡)

自己評価	自己評価についてのコメント
A	当該年度予定が後年度へ変更が生じているが、最終的な目標を達成する見込みのためA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

取組項目	20-(2)
県有財産の有効活用の推進	

取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・未利用財産の利活用や売却計画等に関する検討を行う部局横断的な「県有財産利活用推進会議」を開催するほか、所在市町村と利活用などの協議を進めます。 ・未利用財産の売却に伴う情報発信について、県民の購買意欲を高めるため、周知方法などを充実させます。 ・不整形な形状や面積の狭小などの課題がある財産については、解決に向けた実態調査等を行いながら、売却や貸付に努めます。

主な指標
<ul style="list-style-type: none"> ・未利用財産の売却件数 目標 平成30～令和3年度の累計件数 30件

平成30年度取組実績											
【実施状況の説明】	<p>長期にわたって売れ残り案件が多い横手市に対して利活用の働き掛けや、課題解決に向けた調査・協議を行ったところ、課題解決等には至らなかったものの、解消に向けた情報共有ができたと考えます。</p>										
【データ実績】	<p>未利用財産の売却実績件数</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>H26年度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	H26年度	27	28	29	30	18	13	11	12	7
H26年度	27	28	29	30							
18	13	11	12	7							

自己評価	自己評価についてのコメント
A	売却件数は参考目標値(年7～8件)を達成したことからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
—

取組項目	20-(3)
------	--------

県有施設の省エネルギーの推進

取組内容

- ・電気使用量を削減するため、LED照明や高効率空調設備の導入を推進します。
- ・冷暖房設備の運転について、設定温度や運用時間等の管理を徹底するとともに不要照明の消灯を徹底します。

主な指標

・県有施設における年間のエネルギー（電気、油、ガス）の総使用量（原油換算した値）
 目標 → 平成28年度を基準として総使用量を年1%削減する。

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

県立総合プールや秋田県林業センターでの照明器具のLED化改修の実施、秋田地方総合庁舎の空調設備にポンプインバーターを設置するほか、冷暖房設備の温度や時間の運転管理を厳密に実施しエネルギー使用量削減を図りました。

【データ実績】

・県有施設における年間のエネルギー（電気、油、ガス）の総使用量（原油換算した値）

H28年度	29	30	
21,064KL	21,037KL	—	※平成30年度の実績は6月末に確定

自己評価	自己評価についてのコメント
------	---------------

B H29年度は、照明LED化等の改修や、消灯など日頃の省エネエネルギー推進活動を実施しましたが、冬期間の平均気温が前年より低かったといった気象状況の影響により、エネルギー使用量の削減が少なかったことからB評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

—

取組項目	20-(4)
長寿命化施策の推進	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個別施設計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理を行います。 ・基幹的農業水利施設について、長寿命化対策の進捗状況の評価を実施するとともに、その結果を毎年度公表します。 ・漁港施設について、維持・管理計画を策定し、計画的かつ効率的な長寿命化対策を実施します。 ・橋梁やダムなどの公共土木施設について、点検、診断を行った上で長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、必要な対策を適切な時期に実施します。
主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ施設の長寿命化計画（個別施設計画）策定数 *令和元年度までに21施設について策定 （うち7施設については策定済） ・基幹的農業水利施設の整備箇所数 *平成30～令和3年度までに基幹的農業水利施設40箇所について計画的に着手 ・漁港施設の長寿命化対策実施数 *平成30～令和3年度までに県有管理漁港10港について実施

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

・インフラ施設の個別施設計画の策定状況を把握し、計画の成案に合わせて秋田県公共施設等総合管理計画推進本部幹事会を開催し、インフラ施設の個別施設計画の策定を進めました。

・個別施設計画は、原則として施設管理者が作成するものとされており、県(農地整備課所管)が管理する施設を対象に平成29年度から着手し、令和元年度まで計画策定を終える予定です。
平成30年度までには18箇所において個別施設計画を策定しています。
県内の農業水利施設は、令和10年度末時点において54%が耐用年数超過となる課題を抱えています。
そこで、計画的な更新や更新費用の最小化を目的として、農業水利施設の重要性・緊急性などを考慮した第3期ストックマネジメント事業実施方針(H28～R2)を策定し、これまでに長寿命化計画を策定した198施設のうち127施設について対策工事に着手しています。

・高度成長期に集中投資した漁港施設については、老朽化が進行していることから、計画的かつ効率的な維持管理を行い、耐用年数の延伸を図り、更新時期の平準化及び補修・更新費用の最小化を図るため、長寿命化施策を推進しました。

・個別施設計画に基づき、計画的かつ効率的な維持管理を行うとともに、橋梁などの公共土木施設については点検や診断を行った上で長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、必要な対策を適切な時期に実施します。
また、引き続き、インフラ施設については、施設の診断・評価等を完了したものから、順次「個別施設計画」を策定します。

【データ実績】

インフラ施設の長寿命化計画(個別施設計画)策定数

	H28年度	29	30
実績	—	7	11
累計	—	7	18

基幹的農業水利施設の整備箇所数

	H26年度	27	28	29	30
累計	91	95	108	121	127

ストックマネジメント計画策定漁港数

	H24年度	25	26	27	28	29	30
累計	—	9	10	11	19	19	19

自己評価	自己評価についてのコメント
B	<ul style="list-style-type: none"> ・インフラ施設の長寿命化計画策定において、今年度は道路の4施設を含めて新規に11施設を策定できたほか、基幹的農業水利施設の整備箇所数としても、平成30年度は6箇所について新規に着手しました。 ・また県及び市が管理する主要な19漁港についても、ストックマネジメント計画策定済みとなりました。 ・災害等の影響により一部の計画の策定年度が令和2年度までに変更となり、策定施設数が21施設から24施設に増えていますが、国で要求する令和2年度には間に合う見込みのため、総合的にはB評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見
-

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)
B	

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	21-(1)
第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画及び経営評価の実施	

取組内容	<p>【第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人別、年度別の行動計画を策定し、公表します。 ・法人別、年度別の行動計画について、その取組状況を毎年度検証し、必要な場合は次年度以降の行動計画を見直します。 <p>【第三セクターの経営評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、公認会計士の意見等を踏まえた経営評価を実施し、その結果を公表します。 ・経営評価における意見等を行動計画の見直しに反映させます。
------	---

主な指標	<ul style="list-style-type: none"> ・実績の把握及び評価は、経営評価の実施と結果の公表や、行動計画の見直しと公表の実施状況で行います。
------	---

平成30年度取組実績																			
【実施状況の説明】	<p>「第三セクターの経営の健全化等に関する行動計画（第3次）」に基づき、各法人が個別の取組を実施し、その取組実績や経営評価の結果等を踏まえ、行動計画の年次見直しを行い、平成31年3月に県の公式ウェブサイトにて公表しました。また、公認会計士による財務面への意見を踏まえ、幅広い視点から実施した経営評価の結果は、平成30年9月に県のウェブサイトにて公表しました。</p>																		
【データ実績】	<p>経営評価の4項目全てにおいて「A」又は「B」と評価された法人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26年度</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績(対象)</td> <td>16(32)</td> <td>23(31)</td> <td>20(30)</td> <td>18(29)</td> <td>R1年 9月確定</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>50%</td> <td>74%</td> <td>67%</td> <td>62%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H26年度	27	28	29	30	実績(対象)	16(32)	23(31)	20(30)	18(29)	R1年 9月確定	割合	50%	74%	67%	62%	—
	H26年度	27	28	29	30														
実績(対象)	16(32)	23(31)	20(30)	18(29)	R1年 9月確定														
割合	50%	74%	67%	62%	—														

自己評価	自己評価についてのコメント
A	各法人の取組実績等を踏まえ、行動計画の年次見直しを行ったほか、経営評価は総合的に評価を行い、ともに結果を公表していることからA評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

経営評価の結果を踏まえ、「重点取組法人」を指定して経営改善の支援に取り組んでいることは評価できるので、引き続き取り組んでほしい。

前年度意見への対応

平成30年度は、平成29年度に重点取組法人として選定した1法人のアクションプランに基づく取組に対して、公認会計士等による経営改善支援を実施しました。なお、重点取組法人制度については、より実効性を高めるための見直しを行った上で、第三セクターの経営健全化に向けた取組への支援を継続していきます。

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)
A	

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

取組項目	22-(1)
-------------	--------

地方独立行政法人の効率的・効果的な運営の促進

取組内容

・公立大学への運営費交付金の縮減を図るとともに、自己財源の確保や経費の節減等、経営努力の取組を促進します。
 ・秋田県立療育機構については、中期計画に基づき実施する業務の見直しや、収入の確保及び費用の節減に向けた取組状況について検証を行います。
 ・秋田県立病院機構については、中期計画に基づき実施する業務の見直しや、収入の確保及び費用の節減に向けた取組状況について検証を行います。

主な指標

○公立大学法人
 ・実績の把握及び評価については、外部資金の獲得状況などで行います。
 ○秋田県立療育機構、秋田県立病院機構
 ・実績の把握及び評価については、収入の確保状況で行います。

平成30年度取組実績

【実施状況の説明】

・各公立大学法人への運営費交付金については、学生教育間接経費を前年度比で2%の縮減を図りました。大学においては、自己財源確保に向けて外部資金の獲得等に努めるとともに、照明のLED化などにより経費の節減に努めました。
 ・秋田県立療育機構については、外来受診者の受入れの増加などにより増収を図るとともに、効率的な設備使用によるガス使用量の削減や後発医薬品の採用の推進などにより費用の節減に、引き続き取り組みました。
 ・秋田県立病院機構については、収入の確保と費用の縮減に努めたほか、平成31年3月1日から「脳心血管病診療棟」での診療を開始するなど、脳・循環器疾患に包括的に対応できる高度で専門的な医療を提供し、県立病院として安定的な医療提供体制の構築を図りました。

【データ実績】

(公立大学法人) 外部資金の獲得状況 (千円) ※ () 内は件数

	H26年度	27	28	29	30
県立大学	546,749(312)	525,540(327)	556,521(371)	431,113(373)	7月以降確定
国際教養大学	298,669(37)	186,251(43)	134,683(114)	139,152(80)	

(秋田県立療育機構) リハビリテーション件数 (件)

	H27年度	28	29	30	R1
目標	28,896	29,500	27,000	27,500	27,500
実績	29,323	29,061	27,947	6月以降確定	—

(秋田県立病院機構) 病床利用率 (%)

		H26年度	27	28	29	30
目標	脳研センター	77.9	80.2	75.9	76.8	73.4
	リハセン	84.4	85.3	86.3	87.0	87.0
実績	脳研センター	79.8	72.6	74.8	69.3	6月以降確定
	リハセン	84.7	84.1	86.8	83.9	

自己評価 自己評価についてのコメント

B

- ・各公立大学法人に対する運営費交付金を計画どおり縮減できたほか、外部資金については、受託研究の内容等によって年度により変動がありますが、国の科研費等の獲得に向けた学内競争資金による支援などを行いながら、新規獲得に向けて取り組みました。
- ・秋田県立療育機構では、各診療科連携による総合的な診断や利用者のニーズに対応した適切な医療福祉サービスの提供に努めた結果、リハビリテーション件数が目標を上回ったほか、光熱水費の削減や、後発医薬品への切り替えにより費用の節減を図りました。
- ・秋田県立病院機構では、脳・循環器疾患に包括的に対応できる高度で専門的な医療提供体制を構築したほか、法人に対して効率的な運営による収入の確保と経費の削減の取組を一層促しましたが、評価可能な平成29年度の病床利用率は目標を下回りました。
- ・以上のことからB評価としました。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

前年度における秋田県行財政改革推進委員会からの意見

人口減少の一層の進行により、教育機関の授業料や医療機関の診療報酬の増加は容易には見込めず、自助努力にも限界があることから、運営費交付金の算定については、機械的に削減するだけでなく、現状について十分な検証を行いながら実施してほしい。

前年度意見への対応

運営費交付金については、各法人の実情を確認したうえで算定を行っています。

秋田県立療育機構については、第3期中期目標・中期計画（令和2年度～令和6年度）の策定に向けて、事業内容、効率的な運営等について分析を行い、療育の提供に必要な事業に充てる費用の適正な算定及び確保に努めることとします。

秋田県立病院機構については、第3期中期目標（令和元年度～令和5年度）で医療機能の充実強化、医療連携の推進及び経営の効率化を指示していますが、循環器分野を含めた救急・高度医療提供開始に伴い、診療報酬でカバーしきれない分もあることから、交付金に算定しました。引き続き、県立病院として安定的な医療提供体制の構築に努めていきます。

外部評価	評価部会からの意見(改善指摘、提言等)	
B	地方独立行政法人の効率的・効果的な運営の促進	公立大学法人については、運営費交付金の削減に加えて外部資金の獲得も厳しい状況が見受けられ、教育研究の質を維持できるよう、予算の策定において十分な検討を続けてほしい。 県立病院機構については、病床利用率が低目な状態で推移している。取組に掲げている収入や経費を評価するためにも、経営に関する他のデータ（手術件数や医療費率等）の実績も示して、今後の改善状況を十分に検証してほしい。

A:概ね順調 B:一部改善の余地あり C:見直しが必要

ポーランド・スウプスク市のイーグス・アショア 配備による経済影響報告書の概要について

令和元年6月10日
総務課

1 趣旨

ポーランドのスウプスク市は、イーグス・アショアの建設による経済的影響に関して、「レジコボにおける弾道防御システムの構築がスウプスク地方の経済発展に及ぼす影響に関する報告書」を取りまとめた。

現在、防衛省において、陸上自衛隊新屋演習場へのイーグス・アショアの配備計画が検討されていることから、仮に同演習場にイーグス・アショアが配備された場合の経済的影響を検討する際の参考にするため、同報告書を翻訳した。

2 報告書の概要

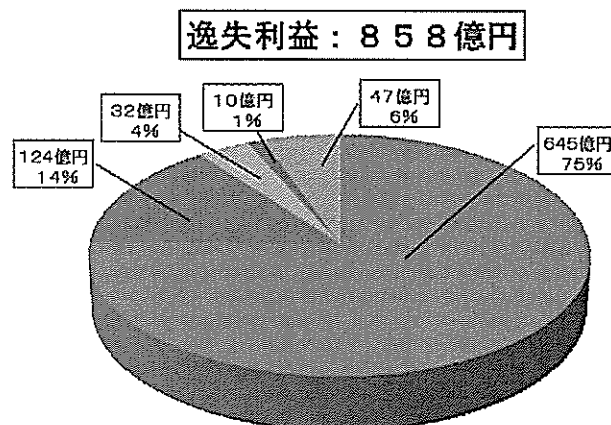
報告書では、約261億円の利益が生じる一方、約858億円の逸失利益（経済損失）が生じるとしている。逸失利益のうち、約75%にあたる645億円は、現在のレジコボ基地の敷地が投資目的や民間空港として利用できなくなることによるものであり、また、約18%の156億円は、建築制限によるものである。

※ 1ズウォティ＝30.21円で計算（2019.4.1現在の為替レート）

（1）逸失利益（経済損失）

単位：億円、%

損失の内容	損失額	割合
基地敷地を投資目的や民間空港として利用する機会の逸失	645	75
基地から半径4km圏内において制限を受けた投資地区の開発	124	14
基地から半径35km圏内において制限を受けた投資地区の開発	32	4
現在計画されている投資計画からの投資家の撤退	10	1
制限を受けた風力発電所の開発	47	6
合計	858	100

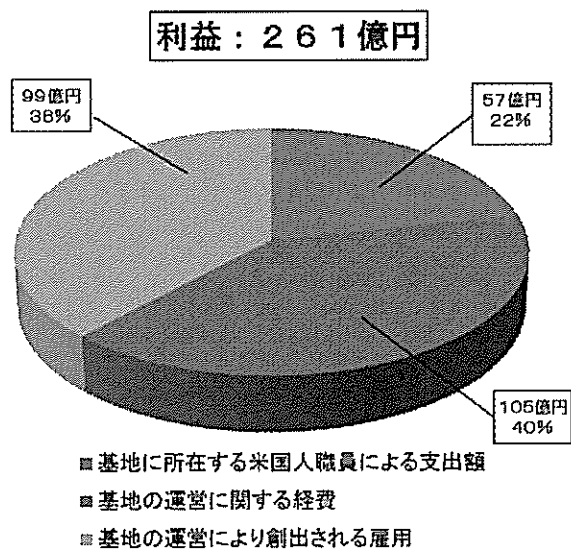


- 基地敷地を投資目的や民間空港として利用する機会の損失
- 基地から半径4km圏内において制限を受けた投資地区の開発
- 基地から半径35km圏内において制限を受けた投資地区の開発
- 現在計画されている投資計画からの投資家の撤退
- 制限を受けた風力発電所の開発

(2) 利益

単位：億円、%

利益の内容	利益額	割合
基地に所在する米国人職員による支出額	57	22
基地の運営に関する経費	105	40
基地の運営により創出される雇用	99	38
合計	261	100



Agencja Rozwoju Pomorza S.A.

レジヨボにおける弾道防御システムの構築が
スウプスク地方の
経済発展に及ぼす影響に関する報告書

写真ARP株式会社

原典：Raport: wpływ budowy systemu obrony przeciwbalistycznej
w Redzikowie na rozwój gospodarczy regionu słupskiego
(Agencja Rozwoju Pomorza S.A.)

URL=https://www.gminaslupsk.pl/pliki/gminaslupsk/pliki/tarcza/raport_ws_tarczy_antyrakietowej_redzikowo.pdf

目次

ARPコンサルティングチーム.....	3
導入および方法論.....	4
第1部 弾道防御システムとはなにか.....	6
1.1. 歴史および基本情報.....	7
1.2. 法的根拠.....	11
1.3. 弾道防御システム構築により生じる制限.....	13
1.4. 地方自治体のポーランド共和国政府との交渉.....	17
第2部 スウブスク地方における社会経済学的分析.....	19
第3部 費用と利益の計算.....	26
3.1. 利害関係者分析.....	27
3.2. 弾道防御システム構築によって生じる費用および損失利益.....	30
3.3. 推定される費用と利益の比較.....	38
概要.....	40
表一覧.....	42
図面一覧.....	43
参考文献.....	43

ARPコンサルティングチーム

ポモージェ開発機構株式会社は、地方自治体および企業へのコンサルタント業務の提供についての幅広い知識と経験を持っております。

コンサルティング・決済部（DKR）の経験豊富な専門家が、経済的および財務的分析を行ない、実現可能性調査、事業計画、事業評価、開発戦略、またはEUからの資金調達の可能性に関する報告を行います。官民連携のプロジェクトについても、ビジネスと経済のコンサルティングを行います。EU資金によって実施されるプロジェクトの補助金の申請書の作成、および国内外の資金源による共同資金プロジェクトの管理を行っております。幅広い文書を作成することによって培われた知識と実践能力により、コンサルティング・決済部は、サービスを提供するために独自の効果的な方法論を開発いたしました。

本報告書は、レジコポに「ミサイルの盾」を構築することによって生じる費用と損失利益を見積もるため、研究の質を重んじ予測可能な目標を達成しようとする経験豊富な専門家によって作成されました。



マレック・トロハ
DKR副所長



モニカ・ガルチンスカ
コーディネーター



アネタ・クレフト
独立コンサルタント



バルロシュ・ヴェトジコフスキ
チーフスペシャリスト



ピオトル・ボルコフスキ
独立スペシャリスト

Agencja Rozwoju Pomorza S.A.

グレン ヴァルヅカ大通り472番D号

80-309 グダニスク

電話+48 (58) 32 22 257

ファックス: +48 (58) 32 33 200

www.arp.gda.pl

導入および方法論

ポーランドの世論において、いわゆる「ミサイルの盾」は、国民をアメリカ合衆国のミサイル防衛システムの支持者と反対者に分ける問題である。支持者の間では、ここ数年ポーランド共和国の国境を含む欧州連合東部および南部地域における状況が徐々に悪化したことから、国の安全保障は外交政策において最も重要視されるべきであるとの議論がなされている。

「ミサイルの盾」の構築がもたらす影響を徹底的に分析するため、この計画をプラス面とマイナス面双方から考察した。その分析で、スウブスク地方が弾道防御システムの構築により恩恵を受けるのかあるいは損失を被るのかを客観的に評価することが可能となった。この分析の過程が否定されることがないようにするため、いわゆる「利害関係者分析」を実行することは不可欠であった。この分析の結果として、レジコボにおける弾道防御システムの構築に対して興味を示す主な社会的グループを特定することが可能となり、次のステップとして特定されたグループが「ミサイルの盾」構築計画から受ける影響を分析することができた。この分析は、以下の4つの段階に基づいて実行された。

- 利害関係者の特定と特徴付け
- 利害関係者とプロジェクトの関係の決定
- プロジェクトに対する利害関係者の影響についての評価結果のまとめ
- プロジェクトに最も大きな影響を及ぼす利害関係者である特定のグループの分析

この報告書は3つの部分に分かれており、まず第1部で、弾道防御システム（盾の歴史的概要、実施上の取り決めから生じる制限、および中央当局と地方自治体の交渉の歴史）について説明する。第2部では他県と比較したスウブスク地方の社会経済分析を説明する。続く第3部ではこの報告書の最も重要な要素であるが、主に3つの側面として、弾道防御システムの構築に直接関係する利害関係者の分析、費用と損失利益の計算、そして基地の機能から生じる利益に焦点を当てた。これらに基づいて、報告書の作成者は、プロジェクトをより広い範囲で検討しながら確実に分析することができた。

レジコボにおいて、既に弾道防御システムを構築するという決定がなされているという事実があることから、この報告書の目的は、投資の長期にわたる経済的および社会的影響に関する情報をスウブスク地方の自治体に提供することである。スウブスク地方の自治体は、10年以上にわたりポーランド共和国政府との協議を重ねてきだが、目に見える形での成果をもたらしてはいない。したがってこの報告書は、ポーランドの地方自治体と中央当局との間で行われる補償に関する協議において有用な資料であると言える。

便益と費用を計算するため、現在の基地機能に関連する便益、ならびに既に2008年から生じ2042年までに発生する費用と損失利益を考慮した。このような長い期間となるのは、両当事者が弾道防御システムの設置の期間、すなわち2018年から基地の運用期間を25年間とする事に同意したという事実から生じている。これらの年に発生する損失利益の費用は機会費用とも呼ばれる。これは利用可能な資源が最善の方法で使用されていないという事実によって失われた利益の価値である。言い換えれば、機会費用は選択の結果として失われる可能性のある最大の利益の価値である。代替コストは経済的思考の基礎である。代替解決策が採用された選択肢よりも良い結果をもたらす（機会費用が採用された選択肢の実行から得られる便益を超える）場合、それは採用された選択肢の決定が経済的に不合理であることを意味する。

報告書に含まれる計算の結果は、補償および情報機能を有しており、弾道防御システムの構築による運用期間中のプラスおよびマイナスの影響の大きさの推定値である。それによると、費用と利益の損失の金額は28億4,138万5,146ズウォティ、弾道防御システムに係る費用による潜在的な利益は8億6,285万3,954ズウォティとなる。ただしこれらの金額は概算であり、報告書作成日現在のミクロ経済およびマクロ経済のパラメータを考慮に入れていることを強調しておく必要がある。翌年以降の費用と便益の額を決定することを可能とするためには、基本的パラメータと将来の価値の両方を考慮すべきである。この計算の結果は、時間の経過に伴う金銭価値の損失によって減らされるべきである。

第1部

弾道防御システムとはなにか

1.1. 歴史および基本情報

戦闘に対する防衛手段の始まり

弾道防御システムの基礎は1940年代後半に作られた。原子爆弾開発の完了、特に1945年8月に日本の都市である広島と長崎へ原子爆弾を投下したことによる軍事的かつ政治的影響によって、アメリカ合衆国は自国の安全性を感じていた。冷戦時代の1957年10月4日、ソビエト連邦によって世界初の人工衛星スプートニク1号が打ち上げられたことにより、アメリカ合衆国が感じる脅威は著しく増加することとなった。このような形でソビエト連邦は、アメリカ合衆国の領土が核弾頭で武装したソビエト連邦の大陸間ミサイルの射程内にあることを証明した。核技術とミサイル技術の発展そして特に両国における核弾頭の数の増加は、その後何年にもわたって相互確証破壊（英語 *Mutual Assured Destruction* - MAD）の発展に貢献してきた。50年近くの間、敵対する両国は、軍事拠点に対する最初の核攻撃を事実上控えていた。この期間を通じて、アメリカ合衆国とソビエト連邦の双方は、ミサイルによる核攻撃に対する防衛システムの改善を目指していた¹。1972年5月26日、弾道弾迎撃ミサイル制限条約（英語 *Anti-Ballistic Missile Defense Treaty*）に基づくミサイル防衛システムに関する配備制限が導入された。

ミサイル防衛の再開 - ヨーロッパにおける盾の構築

この10年間、ミサイル防衛の動きは激化している。アメリカ合衆国のミサイル防衛の盾で、中長距離弾道ミサイルからヨーロッパのNATO加盟国を守るということは、元米国大統領ジョージ・W・ブッシュの主力防衛プロジェクトのひとつだった。彼はまた2007年に、レーダーとミサイル発射装置が配置される中央ヨーロッパのいくつかの国に米軍基地（アメリカ陸軍）を建設することを宣言した。

2008年の政権交代の後、オバマ新大統領は盾の建設計画の修正を発表した。2009年9月17日、オバマ大統領は「欧州段階的適応アプローチ」プログラムの一環として、アメリカ合衆国がヨーロッパに盾を導入することを発表した。

その中心となるのが、アメリカ海軍艦（海軍）に設置された「移動式の傘」であるイージスBMDシステムの導入だった。これは定置型の対ミサイルシステムを放棄することを意味した。駐留基地をポーランド、ルーマニア、トルコの3カ国にのみ配置することに決定した。したがってレジコボの基地は、弾道ミサイルからヨーロッパを守るために設置されるアメリカ合衆国の「ミサイルの盾」の基地の3つの内の1つとなった。

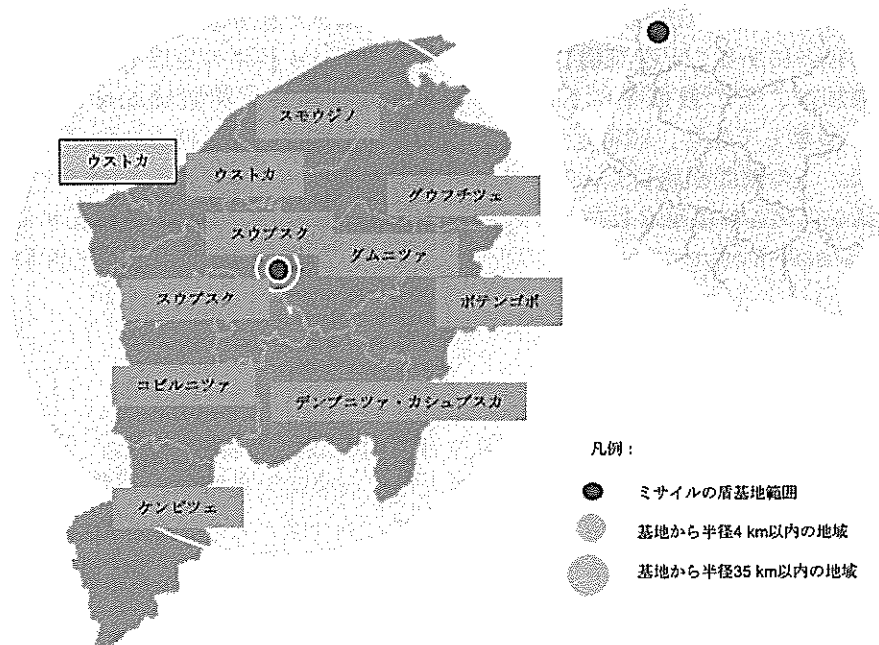
「欧州段階的適応アプローチ」プログラムは3つの段階に分けられている。第1段階として、早期警戒レーダーがトルコの基地（クレシク）にて2011年末に稼働した。プログラムの第2段階は、CTF-64（64任務部隊）チームのアーレイ・バーク級駆逐艦4隻で構成された盾の艦隊を、ヨーロッパを取り囲む海域に置くことだった。艦の定係港としてスペインのロタ海軍基地が選ばれた。

¹ キヤスパー・ワインバーガー 次なる戦争、アルバトロス社 1999年。

現在このチームは、ドナルド・クック（ミサイル駆逐艦）、ロス（ミサイル駆逐艦）、ポーター（ミサイル駆逐艦）、カーニー（ミサイル駆逐艦）で構成されている。CTF-64は昨年9月に戦闘準備を完了した。プログラムの第3段階、すなわちルーマニアとポーランドにおける基地の建設は、さらに2つの段階に分けられた。第1段階としてルーマニアのデベゼル基地が建設された。これは2015年12月に完成し、今年初めに運用準備が整った。デベゼル基地に配置されたレーダーは、AN/SPY-1(D)とMk.99 およびコンテナミサイル発射装置（コンテナミサイル発射装置からなるイージスシステム対弾道標準ミサイル3）である。第2段階としてポーランドのレジコボに基地を構築することになった。

レジコボのミサイル基地

図1
レジコボにおける弾道防御システムの位置

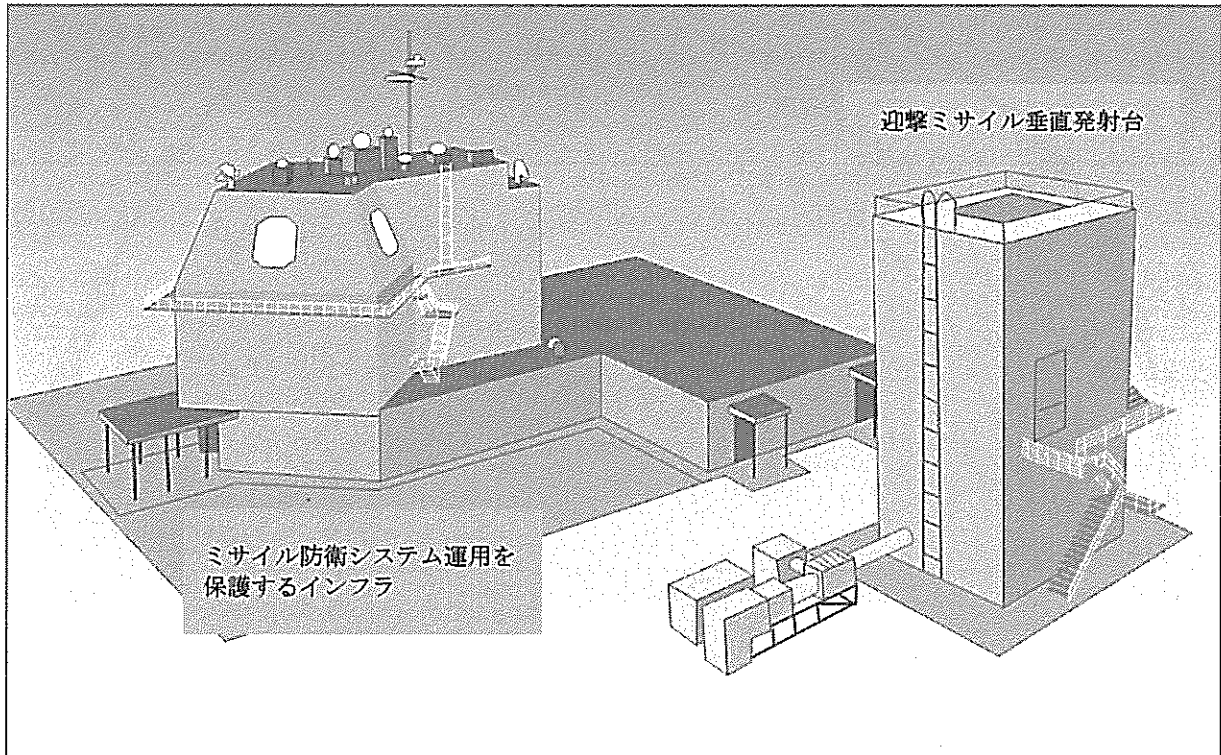


出典：独自の調査による

レジコボの基地は2018年4月9日までに建設を完了し、運用上の準備は2018年の終わりまでに達成される予定である。（「欧州段階的適応アプローチ」プログラムのスケジュールによる）。アメリカ陸軍工兵司令部（USACE）のヨーロッパ管区、ミサイル防衛局（MDA）、アメリカ欧州軍（EUCOM）およびアメリカ海軍が基地の構築を担当し、投資費用の全額をアメリカ合衆国側が負担している。ポーランドにおけるイージス・アショア複合施設は、アメリカ海軍艦に配備された発射機と同じ構造となる。垂直ミサイル発射機は、Mk.41あるいはそれ以降のMk.57の8つのセルで構成される。レジコボにおいては、24機のSM-3 IIA迎撃ミサイルを備えた3モジュールの配備が計画されている。このタイプのロケットは現在研究段階にあり、それらが製造されることでレジコボの軍用機器への導入が可能となる。ミサイル開発の関連事業に、アメリカ合衆国は金額にして2億6,400万ドルの投入を計画している。

図 2

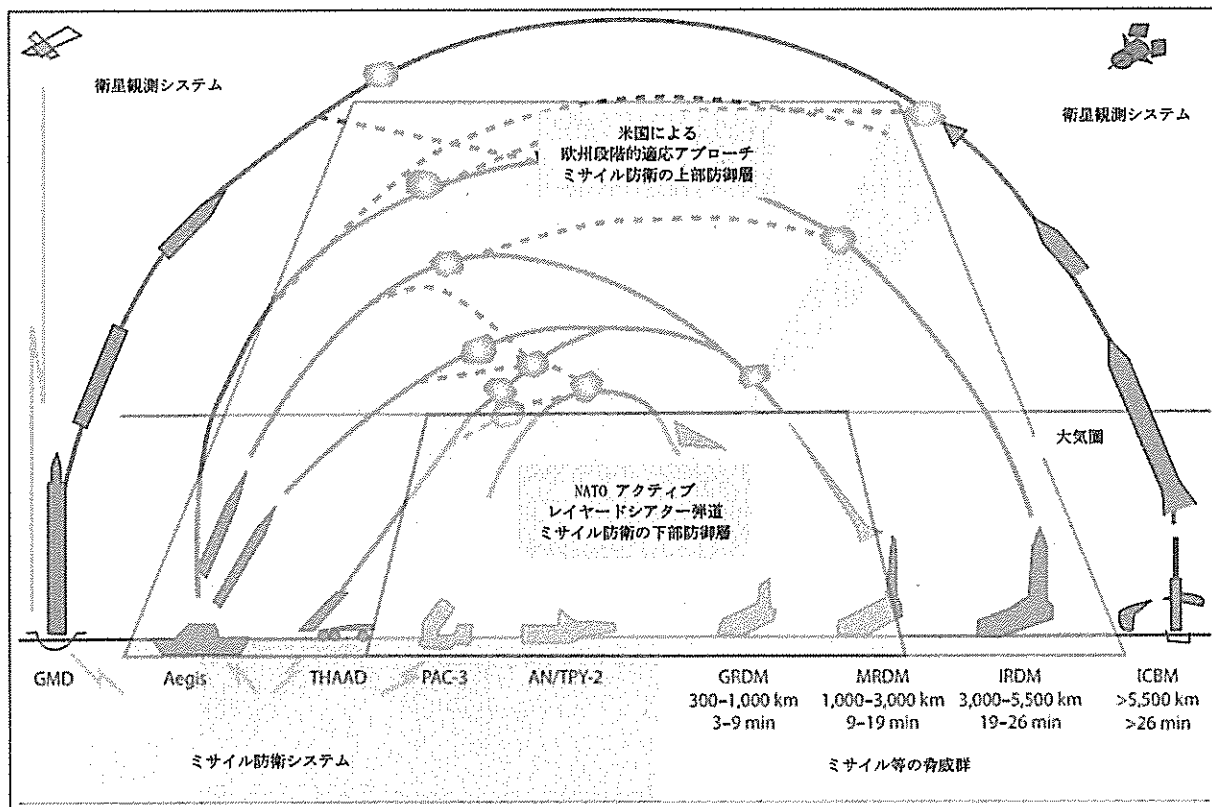
レジコボ基地に配置が予定されている陸上配置型（イージス・アショア）
ミサイルシステムのモデル外観



出典：J. マーカス, 稼働中のNATOのミサイル防衛シールド <http://www.bbc.com/news/world-europe-18093664>

オバマ大統領の戦略の意図は、国家を統合し同盟国とアメリカ合衆国のミサイル防衛システムを多層化して、様々な種類の空襲に対する自国とヨーロッパの積極的な航空防衛を作り上げることである。2014年6月30日に国防省査察官によって発表されたメッセージによると、システムの潜在的な供給者は、SAMP / Tシステムを提供するフランスの共同事業体ユーロサム（MBDAとタレス）、または近代化されたパトリオットを提案するアメリカのレイセオンである。また、新しい中距離防空サブシステムは、短距離弾道ミサイルを最終段階で迎撃すること可能とするものである。

図3
統合された多層機能のアイデア、そして活動的なミサイルシステム



出典：2012年10月3日、PISM (ポーランド国際問題研究所)および欧州政策分析センター (CEPA) により公開されたセミナー議事録より。ポーランド航空およびミサイル防衛ラウンドテーブル。

アメリカ合衆国によるヨーロッパでのミサイルシステム開発計画の一貫した実施は、ポーランドに
対外安全保障政策の重要な目標を達成するための機会を与えた。計画の実施には、ヨーロッパにお
ける統合された多層の対ミサイルシステムの共通のビジョンが不可欠である。ヨーロッパにおけるア
メリカ合衆国の計画と活動にポーランドの副次的な戦略を含めることは、2018年にレジコボの基地を構
築することによって運用能力を向上させる可能性を高くするとともに、アメリカ合衆国および同盟国領
内の防空を堅固なものとする²。「ミサイルの盾」の構築により生じる詳細な側面と制限はこの報告書
の1.3節に記載されている。

² ポーランド国家安全保障局

1.2. 法的根拠

防弾防御システムは1999年の国家ミサイル防衛法に関する法律 (*National Missile Defense Act*)、2002年12月19日の国家安全保障大統領指令 (NSPD-23) に関する米国大統領の指令 (*National Security Presidential Directive (NSPD-23)*)、および2005年3月米国の国家防衛戦略 (*The National Defense Strategy of USA*) の3つの法的行為に基づいて計画された。そして、拘束力のある多年および二国間の国際協定を含む国際法、特に1949年4月4日にワシントンにて行われた北大西洋条約によるそれらの軍隊の地位に関する北大西洋条約の締約国間の合意、1951年6月19日にロンドンで作成され以後NATO SOFAと呼ばれる他の加盟国の領域におけるNATO軍の滞在条件に関する法的合意に従って効力を発する。正式にポーランドとアメリカ合衆国との間で協力を開始した主な法的行為は、2008年8月20日に署名された合意である。これは、ポーランドの領土内に対弾道防衛迎撃ミサイルを配備するための規則を規定している。

ポーランド共和国政府とアメリカ合衆国政府との間の合意 (第3条 - 基地の地位と利用) の序文に従って、当事者はとりわけ以下のことを決定する。

1. 基地はポーランドが所有する。
2. ポーランドの法律にしたがい、弾道防御システムが配置される場所 (以下「基地」) は閉鎖区域の地位を有することになる。
3. 基地においてはポーランドの法律が適用される。
4. ポーランド側はすべての建物と構造物を所有する。
5. アメリカ合衆国は基地内の秩序を維持する義務を負う。
6. アメリカ合衆国はポーランド側の同意なしに、基地に配備された対弾道ミサイル作戦のいかなる試験も行なわない。
7. アメリカ合衆国はポーランドに、米軍、アメリカ合衆国の請負業者、基地に勤務または居住するアメリカ合衆国の請負業者の従業員およびその扶養家族に関するデータを提供する。

2009年12月11日、ポーランド共和国政府とアメリカ合衆国政府との間で、ポーランドの領土内におけるアメリカ合衆国の軍隊の地位に関する合意書が署名された。この合意はNATOのSOFA協定を補完し、ポーランドの領土内での米軍、軍人、文民要員およびその家族の地位と滞在を管理する状況をより詳細に規定している。合意はまた、米軍への商品の供給およびサービスの提供に関連して、アメリカ合衆国内の請負業者およびポーランドの領土内の契約代理人の滞在を管理する状況および条件を規定している。署名された合意に基づいて、ポーランドの領土内におけるアメリカ合衆国の軍隊の地位について、ポーランド共和国政府とアメリカ合衆国政府との間で協定が締結された。

- 免税
- 合同委員会の運営の原則
- 自家用車を運転するための資格の認証
- 金融機関
- 兵役支援活動
- 税関手続き
- 車両記録、アメリカ合衆国のトレーラーとセミトレーラー、アメリカ合衆国の請負業者
- 自家用車の登録および技術試験
- 弾道防御システムの基地周辺の土地と空域の使用
- 合同委員会内の労働問題に関する小委員会、および紛争および従業員の苦情を解決するための手順
- 契約手続き
- 電気通信

この研究の主題を考慮すると、最も重要な実施の取り決めは、免税に関する合意である。示された文書では、アメリカ合衆国の軍隊または請負業者による取得物品およびサービスに関連して、付加価値税、物品税、または類似の税金を免除するための手順および書式を定義している。この文書は、ポーランドの領土内における米軍の機能に関連して、物品およびサービスに対する課税の免除を示すために署名されている。課税の免除が適用される取引は、米軍によって発表された文書によって確認された。この準備に関連するもう1つの重要な文書は、2014年10月7日に署名された国際税義務の履行および外国口座税務コンプライアンス（FATCA）法の履行の改善に関するポーランド共和国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定である。この協定は、条約およびその中に規定されているその他の保証の規則に従って、条約の下で交換される情報の使用に対する制限に関する規定を含めて締結された。もう一つの条約は、二重課税の回避と所得税に関する脱税の防止に関するポーランドとアメリカ合衆国の間の条約である。この文書では、所得税に関する二重課税を回避し、脱税を防止するための手順を規定している。また条約が適用される税金として、ポーランドにおいては個人所得税および法人所得税、そして内国歳入法に基づいて課される連邦所得税、またアメリカ合衆国においては私的財産に課される税金を明記している。事業利益は、企業が登録されている国の法律に基づいて課税されるが、企業が他国の領土でも、そこに設立した工場を通じて営業している場合は状況が異なり、利益は他国で課税される可能性がある。この条約はとりわけ課税規則も明記している。

- 不動産からの収入
- 海上および航空輸送
- 関連会社
- 配当と利子
- 支店の利益
- ロイヤリティ
- 財産の譲渡による利益

1.3. 弾道防御システム構築により生じる制限

協定第13条第2項に従って、ポーランド側はアメリカ合衆国の国内法的手続き終了後に割り当てられる資金を、アメリカ合衆国に返還するよう要求する権利を有する。さらに協定第14条第4項に従い、ポーランドとアメリカ合衆国は、NATO地位協定の対象外である第三者によるものを含むその他の請求を処理するために、最も適切な方法について協議するものとする。この場合、ポーランドの領土内に配備された弾道防御システムの運用に関連し、ポーランド国外で発生した場合を含む損失または損害に対してポーランドが請求を受けた場合、アメリカ合衆国は、そのような主張に関してポーランドに対する適切な支援および法的支援を提供する。アメリカ合衆国は、弾道防御システムの運用に関連する損害または損失の請求に関するすべての費用の払い戻しに対し、ポーランド側の要求を検討し最終的に判断する。

基地周辺には、弾道防御システムの適切な機能を確実にするために必要ないくつかの制限が設けられる。弾道防御システムの運用が中断された場合運用効率が低下し、その結果として、ポーランドとヨーロッパの大部分で軍事防御レベルが低下する可能性があるからである。2015年4月27日に署名された実施協定の結果（2008年8月20日の合意に起因するもの）、基地周辺の土地利用の制限に関する規則が決定された。これらの制限は以下に適用される。

- 建物の高さ、建物の容積に関する制限を含み、その大きさは6,000立法メートルを超えてはならない³
- 電磁送信機の使用
- 風力原動機（風車）およびその他の大型構造物の建設
- 基地上空の航空機の飛行

しかしながら、これらの制限のどれもが、既に存在する建物に関する変更または既に実行された投資については停止を求めないことを強調しておくべきである。つまり、日常的に使用しているものは中断することなく使用することができる。

風力原動機建設の禁止は、基地の直近周辺（基地の中心から4km以内）においてされており、基地のレーダー基準点から半径35kmの地域は、国防省とアメリカ合衆国側との調整を必要とする仕組みを導入した。この手続きは最長120日間続く。なお、署名された実施協定によれば、協定の発効前に有効な建築許可を受けることができた風力発電所については建設を実施できることになる。しかし、その他の風力発電プロジェクトは上記の協定による制限の対象となり、その結果、未実施となるリスクが大幅に増加することになる。この研究においては、さらなるレジコボ基地周辺の土地と空域の使用に関する詳細な制限が報告された。

³これは国防省およびアメリカ合衆国側との協議により適切な許可を取得する必要がある「大規模な建築」だけでなく、実際には例えば次のような小さな建物にも適用される。面積20m x 30mの高さ10mの建物

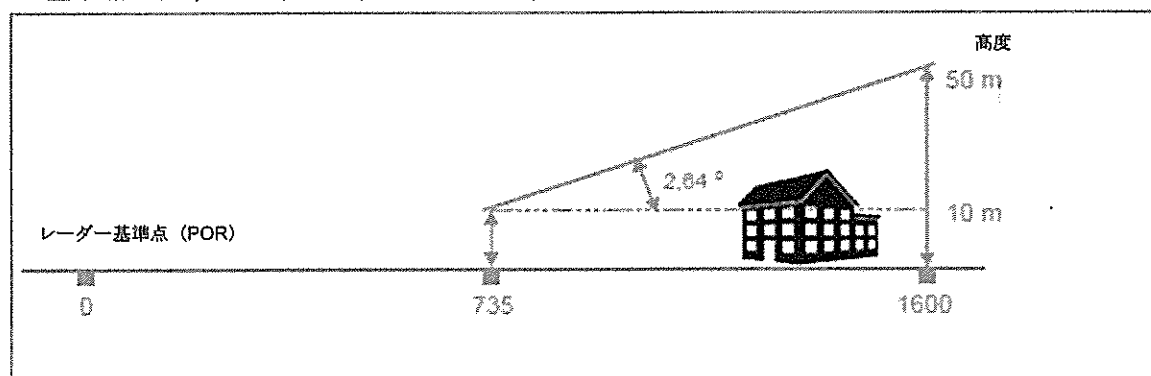
許容される建物の高さ

建造物の高さの制限は、システムレーダーが配置される「レーダー基準点」(POR)と呼ばれる場所から測定される。レーダー基準点の中心点(PCB)は、以下の緯度経度に置かれる。

- 北緯 54度 28分 48.158秒 及び
- 東経 17度 06分 04.719秒
- 海拔 65m

高さについての制限には2つの区域が導入される。第1区域はレーダー基準点からの距離が1,600m以内で、この区域では、いかなる建造物もレーダー基準点から735m、地表から10mの高さを原点として、ここから水平面に対して2.64度の角度で上向きになっている円錐台の側面の高さを超えることはできない。これらのガイドラインは以下の図に示されている。

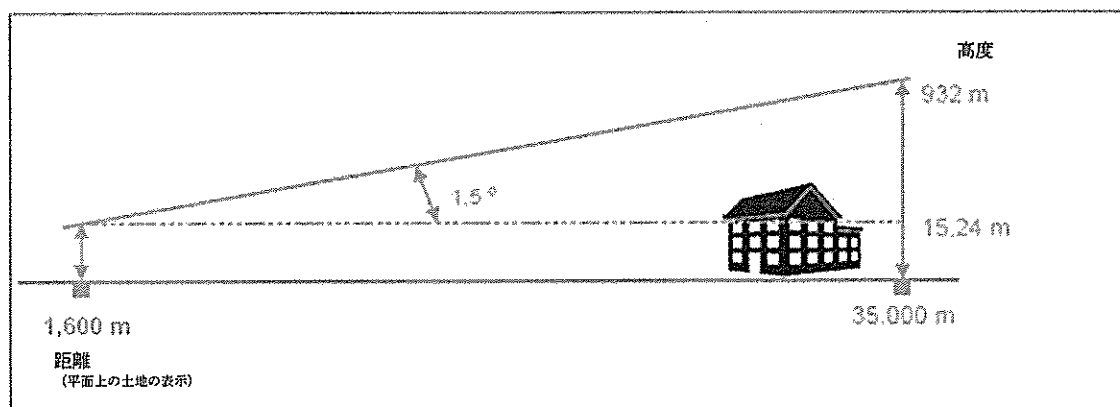
図 4
レーダー基準点から1,600 m以内で認められる建築高



出典：実施協定に基づく独自の調査

第2区域はレーダー基準点からの距離が1,600m以上35,000m以内で、この区域では、水平面に対して1.5度の角度で上方に向けられた円錐台の側面によって画定される高さを超えることはできない。円錐の先端は、レーダー基準点が置かれた地表からの高さが15.24mの高さにある。これらのガイドラインは以下の図に示されている。

図 5
レーダー基準点から1,600m以上35,000m以内で認められる建築高



出典：実施協定に基づく独自の調査

風力原動機の建設

アメリカ合衆国と国防省（MON）は、協力して基地の運用についての制限事項との適合に関して風力発電プロジェクトを検証することになる。この手続きは60日から120日間続く。しかしながら重要な点は、既存の風力原動機（風車）はすべてそのまま継続して運用することができる点であろう。締結された実施協定では、協定の発効前に有効な建築許可を受けることができた風力発電所のみが建設を実現できることになる。しかし、その他の風力発電プロジェクトは上記の協定による制限の対象となり、その結果、未実施となるリスクが大幅に増加することになる。将来の風力原動機の建設に対する制限は以下のとおり。

- レーダー基準点からの距離が4,000m以内 - 風力原動機の建設は不可能となる
- レーダー基準点からの距離が4,000m以上35,000m以内 - アメリカ合衆国との合意により国防省の同意が必要。

これらの仕組みの効果的な運用については、ポーランド側とアメリカ合衆国側の両方で、地方自治体や関連機関との緊密な協力により大きく左右される。全ての手続きは60日から120日間続く。

いわゆる「大構造物」建設中の制限

スウブスク地方へ投資する魅力が低下している主な要因の1つは、ポーランドとアメリカ合衆国との間で締結された、主要な契約のための実施協定に記載されている構造物の建設における制限である。その最たるものが、6,000立方メートルを超えるいわゆる「大規模建設」についてである。制限をより詳しく説明するために、次の寸法の建物を参照する。30m X 20m X 高さ10mの建造物は、実際の観点では平均的な商業施設と同様に非常に小さい建造物であるが、レーダー基準点（POR）から半径4,000m以内のこれらの建造物は、レーダー基準点からの距離が4,000m以上35,000m以内に風力原動機を建設するための手続きに類似した手順を経た後で建設することができることになる。

実施協定の規制がスウブスク地方のみに関係していることは注目に値する。それは地方の社会経済発展に貢献するはずであった要因が失われたとする地方自治体の主張を裏付けている。

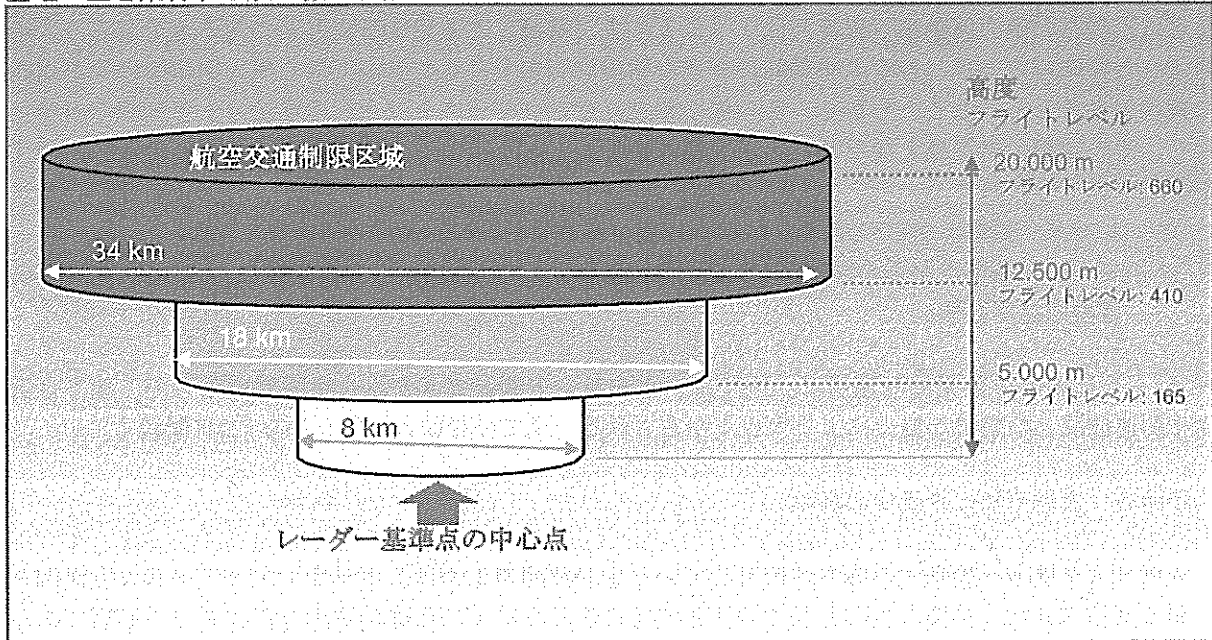
電磁送信機の使用

基地敷地外では、経度と緯度にて示されたレーダー基準点を高さ0mとし、そこから2mの高さに設置された9kHzから300GHzまでを測定できる測定機で測定計算した電磁波が、3V/mを超える場所では電磁送信機を使用することはできない。

アメリカ合衆国の宣言によれば、基地は地元住民あるいは周辺にいる人々の生活と健康に脅威を与えないとしている。同時にアメリカ合衆国は電磁波の放射に当たって、ポーランドの電磁波放射の基準を確実に遵守することを要求されるであろう。

基地上空での航空機の飛行

図 6
基地上空を飛行する航空機の制限



出典：実施協定に基づく独自の調査

2017年10月1日から、基地の上空に航空機飛行制限区域が設定される。

この区域においては、ポーランド側とアメリカ合衆国の基地司令官または彼らから指定された代表者（実際には担当官）の同意を得た後、航空機が飛行できるようになる。フライトの制限は、レーダー基準点の中心点（PCB）から決定される。国防省はこれらの制限が、この地域の発展やスウブスク近郊のクレンパにあるスポーツ・レジャー施設における空港の利用など、住民の生活の快適さに悪影響を及ぼさないと推定している。

ここで、2007年以前、つまりポーランドとアメリカ合衆国との間の取り決めがなされる以前、基地が建設される空港区域は、現在レンチョフにあるレフ・ワレサ空港の予備空港として旅客空港の拡大に使われる予定であったことに触れるべきであろう。協定書に署名がなされた結果、この計画が実行に移されることはなくなった。

1.4. 地方自治体のポーランド共和国政府との交渉

レジコボに基地を構築したことによる制限・中央政府との基本的な対話

レジコボにおける基地構築に関連する制限については前章で詳しく説明した。それらは弾道防御システムの効果的な運用を確実にするために導入されたものである。基地における機能障害は、弾道防御システムの有効性を低下させる可能性があり、結果として、ポーランドおよびヨーロッパ全体の軍事防衛施設である基地の基本的目的を妨害する可能性がある。スウプスク地方自治体は、レジコボ基地の構築に関する協議が始まった際（2007年）、スウプスク地方の社会的および経済的生活に直接影響を与えると思われる制限については知らされていなかった。地方自治体が、地域の発展に直接影響を与える重大な制限が生じることを十分に知り得たのは2015年、つまり実施協定の署名後のことであった。以前の取り決めによれば、基地機能の影響はその主要区域の活動範囲内に止まるはずであった。しかし、2016年に合意が承認された後、その範囲は「ミサイルの盾」から半径35kmとなった。これらの広範囲にわたる制限と、レジコボに基地を建設する決定からもたらされる利益の喪失について確認するため、地方自治体は、弾道防御システムの構築から生じるスウプスク地方における利益の喪失の補償に関して、ポーランド当局と協議を行った。

補償に関する協議の歴史

2007年、当時のスウプスク地方自治体は、国防省国務次官補に書簡を送り、レジコボに基地を建設することによる利益の喪失に関して初めて問題を提起した。スウプスク地方、とりわけレジコボ空港に「ミサイルの盾」を設置することは、地方自治体が何年もの間求めてきた民間目的のための空港の再活性化の計画の中止を意味すると指摘した。さらに地方自治体は、「ミサイルの盾」の有効性に直接関係する道路の改修と交通量の増加の問題を指摘した。外務省への書簡で、地方自治体は、ポーランド共和国政府がアメリカ合衆国側と交渉する際にスウプスク地方の住民のニーズと問題を考慮に入れることを希望していることを表明した。

「ミサイルの盾」をレジコボに設置することによるスウプスク地方への補償についての更なる協議は、ドナルド・トゥスク首相の参加の下で開催された。2008年、当時の首相は、スウプスク地方の住民は「ミサイルの盾」をレジコボに建設するという決定を下さないと述べた。彼はまたこの地方が政府の補償対象となりうることを約束した。上記の宣言に関連して、2008年10月6日スウプスク地方自治体は、スウプスク地方とその周辺地域に対する政府の補償の実施に関する書簡を首相に送った。これに対応して、スウプスク郡当局は、とりわけ国有不動産をスウプスク郡に無料で譲渡することを申請した。さらに当時のポーランド共和国中央政府は、レジコボでの弾道防御システムの構築がこの地域の発展に悪影響を及ぼすことを確認したため、地方自治体への十分な補償金の支払いを保障した。

国が所有する不動産の地方自治体への譲渡に関する書簡は、同時にグディニア軍事住宅局の地域支部長および国防大臣にも送られた。いずれの書簡においても、米軍基地の設置に起因する潜在的な不都合に対する補償として国有の特定不動産の譲渡が要求された。

地方自治体の代表者とポーランド政府の代表者との会談は、レジコボに対ミサイル基地を構築する際に生じる損失補償について多くの討議が行われた。ポーランドにおいて「ミサイルの盾」を構築するという考えに関連し、アメリカ合衆国大統領バラク・オバマの外交政策の変更により、基地構想は2009年から2014年にかけて大幅に沈静化した。しかしそれより以前に、基地建設のために指定された地域は、アメリカ合衆国によっておさえられ、スウプスク地方が経済的、社会的利益を得ることができる投資プロジェクトの阻止につながった。

協議は2015年に再開された。その前年の最初の四半期に、スウプスク地方とスウプスク郡の住民は、レジコボにおける「ミサイルの盾」の構築が及ぼす悪影響について、これを軽減させることを目的とした活動に対する自治体の援助と支持を要請するため、エヴァ・コパチ首相に書簡を送った。そこには、相互間の意思疎通や計画されていた投資に関連した不都合、そして住民の安全を含む多くの支障が指摘されていた。首相宛ての書簡で、人々は補償するための行動をとるよう求めた。また、2008年から2014年にかけて、ポーランド共和国政府がスウプスク地方に対し約束していた支援を提供できなかったこと、すなわちレジコボの基地の建設に対する補償について、政府が尽力しなかったことも忘れてはならない。書簡には、「ミサイルの盾」の構築に関連する支障について、これを抑える可能性がある提案も添付されていた。

2015年5月、ポモージェ県のミェチスワフ・ストゥルク知事は、スウプスク地方に構築される「ミサイルの盾」が地方自治体に及ぼす悪影響を抑えることを目的とした、包括的な活動を開始するよう要請した。「ミサイルの盾」はなんらかの支障や制限の原因としてだけでなく、スウプスク地方を適切に支援することを目的とした中央海岸開発が行われる重要な機会でもあると指摘した。

2015年、スウプスク地方自治体は、損失利益の補償として財務省が所有する不動産の無料取得に関する更なる対応を求めた。この時の書簡は、軍事財産庁長官、農業財産庁長官、国防省国務次官補、および軍事住宅庁長官に送付された。2015年10月8日、スウプスク地方自治体は、再びエヴァ・コパチ首相宛の書簡を送付した。これに対して示された内容により、住民は取り残されたと感じるとともに、意向や要求が無視されているとの思いに至った。

2015年11月26日、別の書簡がベアタ・シドゥウオ首相に宛てられた。スウプスク地方自治体は、レジコボにおける「ミサイルの盾」の構築と、地域の発展に役立たないであろう制限に関する地方自治体の支援に関する、2008年になされたドナルド・トゥスクの首相の発言を参考にしている。ポーランド共和国政府と地方自治体の間の対話が再開されることが期待されていた。

約10年間に渡るポーランド共和国政府当局との数多くのやりとりと、レジコボに基地を構築することに対する補償を求めて提出された書簡は、この問題が住民と地方自治体にとってどれほど重要かを示している。

第2部
スウプスク地方における
社会経済学的分析

2.1. スウプスク地方における社会経済学的分析

ボモーージェ県を背景としたスウプスク郡（社会的側面）

スウプスク郡の社会圏について、次の点に焦点を当て総合的に分析した。

- 年齢別人口と構造
- 事業体の数
- ホテル施設の数
- 小・中学校数と生徒数

表 1

2006年から2014年のスウプスク郡とボモーージェ県の総人口および年齢による人口構造

単位	指針	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
スウプスク郡	総人口	190447	190123	190298	190317	192592	192497	192216	191373	190933
	年齢 0-14歳 人口が占める割合	15.79%	15.49%	15.36%	15.21%	15.22%	15.05%	14.89%	14.85%	14.82%
	年齢 15-70歳 人口が占める割合	76.10%	76.25%	76.14%	76.16%	76.08%	76.13%	76.22%	76.15%	76.13%
	年齢 70歳以上 人口が占める割合	8.11%	8.27%	8.50%	8.63%	8.70%	8.82%	8.90%	9.00%	9.05%
ボモーージェ県	総人口	2203595	2210920	2219512	2230099	2275494	2283500	2290070	2295811	2302077
	年齢 0-14歳 人口が占める割合	16.90%	16.60%	16.50%	16.50%	16.40%	16.40%	16.30%	16.30%	16.30%
	年齢 15-70歳 人口が占める割合	74.70%	74.80%	74.80%	74.70%	74.70%	74.60%	74.60%	74.60%	74.50%
	年齢 70歳以上 人口が占める割合	8.40%	8.60%	8.70%	8.80%	8.90%	9.00%	9.10%	9.10%	9.20%

出典：中央統計局のデータに基づく独自の研究。

2006年から2014年において、ポモージェ県では人口が約220万人から約233万人に変化し、4.5%の増加となった。スウプスク郡も同じような傾向を示し、調査期間中のスウプスク郡は0.25%の人口増加を記録した。ただし、長期データを比較すると、最年少の年齢層の人口は2006年から2014年の間に減少している。さらにスウプスク郡では、生産年齢における人口の増加が注目されるべきである（1970年代から1980年代前半までのベビーブーム世代）。高齢者人口のゆっくりとした増加もまた好ましくない。この人口増加は、戦後生まれの世代がこの年代層に入ったという事実と、文明の進歩が寿命の延長と死亡率の低下をもたらしたことと関連している。

表 2
2006年から2014年のスウプスク郡とポモージェ県の企業体数

単位	指針	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
スウプスク郡	事業体数	21812	21860	22094	22198	22927	22071	21959	22292	22207
	従業員数 0人から9人	20903	20960	21167	21249	21988	21152	21076	21423	21337
	従業員数 10人から49人	713	703	730	754	746	727	686	676	677
	従業員数 50人から249人	175	176	174	172	174	174	178	175	174
	従業員数 250人から999人	19	19	20	21	17	16	17	17	18
	従業員数 1000人以上	2	2	3	2	2	2	2	1	1
ポモージェ県	事業体数	229010	232806	240496	249262	260202	258197	265033	271784	275990
	従業員数 0人から9人	217642	221264	228597	236926	247736	245882	253573	260389	264455
	従業員数 10人から49人以上	9366	9515	9796	10193	10339	10208	9277	9207	9348
	従業員数 50人から249人以上	1751	1770	1843	1881	1877	1860	1945	1944	1945
	従業員数 250人から999人	213	218	220	220	209	206	196	203	206
	従業員数 1000人以上	38	39	40	42	41	41	42	41	36

出典：中央統計局のデータに基づく独自の研究。

ポモージェ県では、2006年から2014年の間に事業体数が体系的に増加した。分析期間中その数は22万9,010から27万5,990まで増えたが、それは20.51%の増加を意味する。またスウプスク郡の分析においても1.81%の増加が見られた。これは数字としては低いものの同じ傾向が強調されるべきである。2006年から2014年のスウプスク郡における企業構造の分析によると、県や国の経済と同じような傾向が見られる。スウプスク郡で最多を占める従業員数の層は、最大9人以下の中小企業である(96.08%)。10人以上49人以下の従業員を雇用している中小企業は、企業数の3.05%を占め、50人以上249人以下の従業員を雇用している中規模企業は、企業数の0.78%を占めている。2014年にスウプスク郡には、250人以上999人以下の従業員を雇用する18の大企業と1,000人以上の従業員を雇用する大企業が1つあった(2014年にポモージェ県には1,000人以上の従業員を雇用する大企業が36あった)。地域内の企業数が増えることは、発展の可能性を明確に示すものである。

表 3
2006年から2014年のスウプスク郡とポモージェ県のホテル施設数および宿泊ベット数

単位	指針	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
スウプスク郡	ホテル施設数	18	19	22	25	25	25	26	28	29
	宿泊ベット数	1160	1279	1355	1652	1662	1685	1712	1811	2032
ポモージェ県	ホテル施設数	186	203	216	248	268	267	292	300	314
	宿泊ベット数	14447	15706	16752	19089	19905	20439	22966	23428	24968

出典：中央統計局のデータに基づく独自の研究。

2014年12月31日現在、ポモージェ県では314のホテル施設が運営されている。分析期間中にポモージェ県のホテル施設数は68.81%増加した。さらに宿泊ベット数も72.82%の増加が記録された。スウプスク郡には29のホテル施設から成る大規模な観光インフラがある。2006年から2014年の間、ホテル施設における利用可能なベッド数は実際にたえず増加しており、2014年には2,032の数に達した。これは2006年の1,160と比較して75.17%の増加である。スウプスク郡は観光客にとって魅力的な地域であると言える。

表 4
2006年から2014年のスウブスク郡とポモージェ県の小・中学校の数および生徒数

単位	指針	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
スウブスク郡	小学校	57	57	58	57	57	58	58	56	58
	小学校児童数	12405	11767	11335	10983	10737	10620	10436	10264	11074
	中学校	36	36	41	42	43	42	41	41	41
	中学校生徒数	7863	7329	6875	6699	6445	6122	5810	5569	5365
ポモージェ県	小学校	713	711	700	696	701	705	702	697	708
	小学校児童数	151716	146013	142466	140234	139034	140148	139530	139377	150061
	中学校	405	407	411	417	421	430	434	434	435
	中学校生徒数	92020	87168	83341	80136	77461	75076	72972	70849	69245

出典：中央統計局のデータに基づく独自の研究。

小中学校における教育は、子供や青年を教育するプロセスにおいて欠かすことのできない要素である。それは教育を受けた強い社会を築くための基礎であり、それゆえ教育について広く平等な機会を保障することは社会の基礎であり、民主主義の柱の一つであると考えられている。2014年、ポモージェ県においては小学校が708校あり、150,061人の児童が教育を受けた。分析期間中にポモージェ県における小学校数は5校減少した。2014年にポモージェ県においては435校の中学校があり、69,254人の生徒が学んだ（2006年比で24.75%減）。分析期間中にポモージェ県における中学校数は30校増加した。2014年にスウブスク郡においては小学校が58校あった。2006年から2014年の間に小学校は1校増えた。2014年には11,074人の児童が小学校に通っていた。2006年から2014年の間に児童数は10.72%減少した。スウブスク郡内においては2014年に41校の中学校があった。2006年から2014年の間に中学校数は5校増えた。2014年には5,365人の生徒が中学校に通っていた。スウブスク郡においても、ポモージェ県と同様に中学校の生徒の減少が記録された。2006年から2014年の間に中学生数は31.76%減少した。児童生徒数の減少は、国の大部分にみられる特徴的な社会的傾向の一部である。

この傾向の理由として出生率の低下が考えられる。消費者社会において、若者の間では好ましい家族モデルが、2+2（2人の子供を持つ親）から2+1のモデル（1人の子供）へ変化し、あるいは子供を持たないモデルも認められるようになった。

それは政治的変革の過程で起こった文化的変化の影響を受けている。若者にとっての最優先事項は、快適な生活と、それを育成するために良好な条件を手に入れ、満足できる職業的および社会的地位を達成することである。しかし、不幸な経済的社会的条件（例えば、卒業後仕事を見つけるのが難しい、アパートを買うのが難しい）のため、満足できる地位への道は遠く、それゆえ子供を産むという決断が遅れるか、あるいはとられていない。近年のスウブスク郡における2番目の傾向、すなわち保育園や幼稚園の子供の数の増加も注目される。これは国全体だけでなく、自治体レベルでの顕著な傾向と一致する。近年出生率が高いことは、戦後のベビーブーム世代が、出産率が最高となる時期を迎えたことが関連している。

ボモージェ県を背景としたスウブスク郡（経済的側面）

スウブスク郡の歳入と支出の分析のために指標が使用されたが、それは、地方自治体の活動の側面を総合的に特徴付けるためである。地方自治体の財政状況を評価するため3つの指標が使用された。

- 流動性 - 債務を返還する能力
- 債務 - 債務についての情報
- 自治体の魅力 - 1人当たりの収入および1人当たりの支出

表 5
2006年から2014年のスウブスク郡とボモージェ県における他郡の流動性比率

単位	指針	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
スウブスク郡	流動性比率	97.08%	93.51%	96.85%	91.26%	93.49%	92.56%	96.31%	101.12%	96.93%
ボモージェ県における他郡	流動性比率	104.06%	103.26%	94.65%	89.05%	92.36%	88.84%	97.35%	100.62%	102.08%

出典：中央統計局のデータに基づく独自の研究。

2006年から2012年の間に流動性比率が1を下回ったということは、予算支出において既存の負債がわずかに支払いされていないことを意味する。2013年にスウブスク郡にわずかな余剰金が現れたのは、スウブスク郡がその負債を支払い、正確に予算を立てることができることを証明している。スウブスク郡の調査期間の最後の年には、流動性の値は1の値で変動し、これは支出のほぼ全範囲を示している。

表 6
2006年から2014年のスウブスク郡とボモージェ県における他郡の債務比率

単位	指針	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
スウブスク郡	債務比率	-3.00%	-6.94%	-3.25%	-9.57%	-6.96%	-8.04%	-3.84%	1.11%	-3.16%
ボモージェ県における他郡	債務比率	3.90%	3.16%	-5.65%	-12.30%	-8.27%	-12.56%	-2.72%	0.62%	2.04%

出典：中央統計局のデータに基づく独自の研究。

調査期間中、スウプスク郡の債務比率は3.00%から9.57%の範囲にあり、これは郡の債務が低いことを示している。ポモーージェ県における他郡では、負債比率は2.72%から12.56%の間であった。2012年現在、スウプスク郡の負債比率は0に近づいている。2013年には、わずかではあるが0の値を超え郡は余剰金を持っていた。債務がスウプスク郡の投資活動から生じていることは注目に値する。これはその低いレベルの負債および良好な金融流動性を考慮するとプラス面である。

表 7

2006年から2014年のスウプスク郡とポモーージェ県における他郡の住民1人あたりの収入

単位	指針	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
スウプスク郡	住民一人当たりの収入	1,960.14 ズウォティ	2,070.99 ズウォティ	2,125.16 ズウォティ	2,275.25 ズウォティ	2,365.92 ズウォティ	2,625.16 ズウォティ	2,787.67 ズウォティ	2,643.74 ズウォティ	3,023.75 ズウォティ
ポモーージェ県における他郡	住民一人当たりの収入	2,298.25 ズウォティ	2,679.44 ズウォティ	2,823.74 ズウォティ	2,705.24 ズウォティ	3,329.98 ズウォティ	3,157.66 ズウォティ	3,480.38 ズウォティ	3,621.83 ズウォティ	3,494.39 ズウォティ

出典：中央統計局のデータに基づく独自の研究。

表 7 のデータを見ると、2006年から2014年における発展は、スウプスク郡とポモーージェ県における他郡の収入によって特徴付けられることを示している。スウプスク郡では、住民1人当たり1,960ズウォティ（2006）から3,023ズウォティ（2014）へ、すなわち54.23%の増加があった。

表 8

2006年から2014年のスウプスク郡とポモーージェ県における他郡の住民一人当たりの支出

単位	指針	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
スウプスク郡	住民一人当たりの支出	2,019.43 ズウォティ	2,212.47 ズウォティ	2,194.44 ズウォティ	2,493.51 ズウォティ	2,530.61 ズウォティ	2,836.54 ズウォティ	2,895.13 ズウォティ	2,614.57 ズウォティ	3,120.47 ズウォティ
ポモーージェ県における他郡	住民一人当たりの支出	1,978.20 ズウォティ	2,439.11 ズウォティ	3,139.94 ズウォティ	3,181.43 ズウォティ	3,764.18 ズウォティ	3,538.07 ズウォティ	3,649.10 ズウォティ	3,546.81 ズウォティ	3,492.81 ズウォティ

出典：中央統計局のデータに基づく独自の研究。

表 8 のデータを見ると、2006年から2014年における発展は、スウプスク郡とポモーージェ県における他郡の支出によって特徴付けられることを示している。スウプスク郡では、住民1人当たり2,019ズウォティ（2006）から3,120ズウォティ（2014）へ、すなわち54.53%の増加があった。

第3部
費用と利益の計算

3.1. 利害関係者分析

レジコボ（ポモージェ県スウブスク郡）における弾道防御システムの構築は、スウブスク地方の社会経済的発展に確かに影響を与えるであろう。「ミサイルの盾」構築の影響を徹底的に分析するため、計画のプラス面とマイナス面双方から考察した。その分析で、スウブスク地方が弾道防御システムの構築により恩恵を受けるのかあるいは損失を被るのかを客観的に評価することが可能となった。

この分析の過程が否定されることがないようにするため、いわゆる「利害関係者分析」を実行することは不可欠であった。このプロセスの結果として、我々は与えられた事業（この場合は、レジコボにおける弾道防御システムの構築）に直接関係のある主な社会的グループを識別することができ、次にプロジェクトに対する選ばれた社会的グループの影響を分析にかけることができた。利害関係者の分析は非常に広い範囲の問題であり、ミクロ的とマクロ的な環境を作り出す肯定者及び否定者を含むすべての利害関係者に対するプロジェクトにおける影響の調査を含むものであった。

プロジェクトに対する個々の利害関係者の影響を識別し分析するために、さまざまな種類の調査手順と分析ツールが使用される⁴。このプロジェクトの目的のために、分析作業を4つの段階にグループ分けする方法が採用された。

- 利害関係者の特定と特徴付け
- 利害関係者とプロジェクト間の関係の決定
- プロジェクトに対する利害関係者の影響についての調査結果のまとめ
- プロジェクトに最も大きな影響を及ぼす利害関係者である特定のグループの分析

上記の点を考慮し、プロジェクト実施に関心を持つ利害関係者に対し、その影響について社会経済学的分析が行なわれた。これらの人々は、地域の住民、観光客、地方自治体、大企業および地元企業のビジネスあるいは起業的な部門という、各社会的グループに分類された。分析の結果、プロジェクトに最も大きな影響を与えると思われる社会的グループとして、地元の起業家、スウブスク経済特別区、国内外の投資家、そしてスウブスク地方の市町村が選択された。同時に、これらの社会的グループを分析するに当たっては、「ミサイルの盾」構築による経済的側面だけを考慮に入れた。

分析を実施するために、選択された社会的グループと投資家との間の関係を説明するための適切な技術が必要とした。そのうちの1つは、2つの変数、すなわち影響の強さと個々の利害関係者の関心のレベル⁵を使用して構築された4つの部分に、一連の利害関係者を組織化して割り当てる利害関係者マトリックスである。それにより、以下のような利益団体を特定することが可能となる。

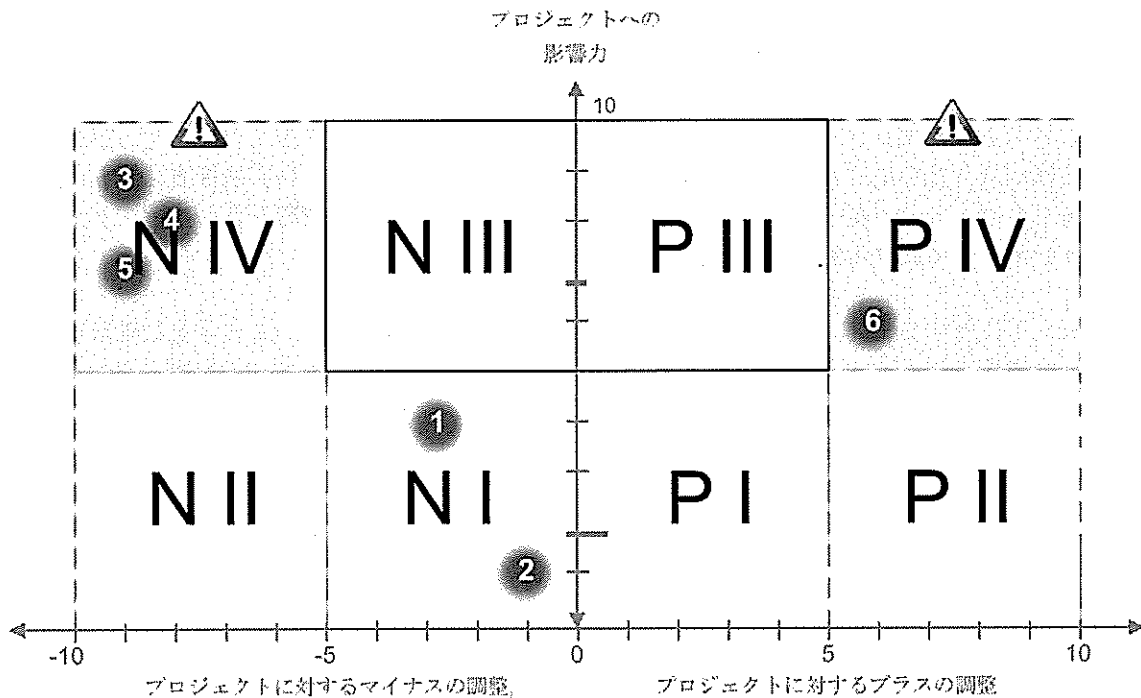
- プロジェクトの主要な利害関係者（プロジェクトに大きな影響を与え、実施に非常に関心がある）

⁴ 参照：T. カフェル 組織のマクロ環境分析の方法論的側面、クラブ経済大学学術論文2007年554号、およびK・オブウイ 組織の戦略。持続的な競争優位性を求めて、ポーランド経済出版 2007年。

⁵ G・ジョンソン、K・スコールズ 企業戦略の調査。本文と事例 プリンティスホール ロンドン 216頁。

- プロジェクトの実施段階についての情報のみを知らされるべき者（プロジェクトへの影響が少なく、実施への関心が高い）
- プロジェクトを維持するため永続的に影響を及ぼす者（プロジェクトに大きな影響を与えるが、実施への関心が低い）
- プロジェクトの実施者の側で最小限の対応を必要とする者（プロジェクトへの影響が少なく、実施への関心が低い）

図7
レジコボ弾道防御システムの構築における利害関係者の分析



凡例：

ポイント番号	ステークホルダー	影響（経済的／社会的）
1.	スウブスク地方の住民	<ul style="list-style-type: none"> ■ 住民の移動（社会的影響） ■ 「ミサイルの盾」が住民の健康に与える影響（社会的影響）
2.	観光客	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光客に対する魅力の喪失（経済的影響）
3.	スウブスク地方の郡および市	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方自治体における税收（経済的影響）
4.	投資家（風力発電所を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現在計画されているプロジェクトからの投資家の撤退（経済的影響） ■ 風力発電所の限られた開発（経済的影響）
5.	ポモージェ地方開発局株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基地の敷地となる土地は投資の対象にすることはできない（経済的影響） ■ 投資エリアの限られた開発（経済的影響）
6.	地元の起業家	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地元の起業家の意識の向上 ■ 基地建設に起因するもの（経済的影響）

出典：R・ベンベン、T・マルチンコフスキ、O・パリス、管理と財務 経営財務ジャーナル 第12巻 2014年1月3日号284頁。

利害関係者マトリックスは、プロジェクトに対する利害関係者のマイナスとプラス両方のレベルを示し、プロジェクトへの影響に関して個々の利益団体を評価することを可能にする（プロジェクトと利害関係者間の既存のフィードバックを考慮に入れる）。このマトリックスは8つの部分に分割されている。すなわち、マイナス方向を向いた利害関係者を結ぶ4つの部分（記号N）と、プラス方向を向いた利害関係者を結ぶ4つの部分（記号P）⁶である。弾道防御システムの構築に否定的または肯定的な個々の利害関係者の識別は前の図に示されている。利害関係者のマトリックスには、まずプロジェクトに対して非常に否定的な実体があり、同時にそれらの企業に大きな影響を与えることを特徴としている。上記の考察から、さらなる分析のために以下の利害関係者のグループが選択された（プロジェクトのプラス面とマイナス面を含む）。

- スウプスク地方の郡および市
- 投資家（風力発電所を含む）
- ポモージェ地方開発局株式会社
- 地元の起業家（唯一の前向きなプロジェクト関係者）

レジコボにおける弾道防御システムの構築であるこのプロジェクトの場合、これらの利害関係者はあらゆる社会的集団において存在しているため、スウプスク地方の住民はプロジェクト分析の過程において重要な役割を果たしていることを強調しておくべきである。「ミサイルの盾」構築に関して、世論は大きく分けられている。2005年12月に実施された調査においては、回答者の半数がポーランドへの弾道防御システムの設置を支持しており、その大部分は18歳から34歳であった。一方で、「ミサイルの盾」に反対する回答者は32%だった。同時に、回答者の18%がこの件について明確に意見を述べなかった。その後数年間で、ポーランドにおける「ミサイルの盾」への支持者は急激に減少した。2006年4月（前回の調査からわずか4ヶ月後）における支持者は35%に減少し、2007年2月には回答者の28%にとどまった。一方で、「ミサイルの盾」への反対者は、それぞれ54%と55%であった（2005年12月の調査と比較して23%ポイント増加）⁷。2007年4月に行われた次の調査（前回の調査から2ヶ月後）では、ポーランドとアメリカ合衆国の協議が決定的な段階に入った後であったことから、支持者はさらに減少し、25%のレベルに達したようである。しかし、2007年と2008年の変わり目に、「ミサイルの盾」の支持者は増加した。2008年2月（アメリカ合衆国との協定書に署名する半年前）には、回答者の33%が支持を表明し、53%が反対だと回答した。これは、このプロジェクトに関するポーランドの世論が、自国の軍事安全保障に関する活動の拡大（ポーランド軍の近代化、追加的な安全保障など）の範囲内で、アメリカ合衆国側の大きな負担をもって推進されるという事実によりかなり変化したのだという事を強調しておく。アメリカ合衆国との協定書に署名する数日前、すなわち2008年8月20日の前に、世論はプロジェクトに対する強い支持を表明した。回答者の58%がこのプロジェクトについて肯定的に、また38%が否定的にコメントしている。残念ながら、ポーランド世論調査センターによって最後に調査が行われたのは2009年までであるが、これにより、2005年から2009年までの信頼できるデータに基づいて、ポーランド人の意向を分析することが可能となった。それによると、提示されたデータは世論の変動が大きいことを示しているため、利害関係者の分析ではスウプスク地方の住民はプロジェクトに対して中程度の否定的なグループとして分類され、同様に中程度の影響を与えた。

要約すると、利害関係者マトリックスで使用される手法は、プロジェクトへの影響の観点から、それに関心のある個々の社会的グループの順序付けを可能とする。このようにして得られた情報は、プロジェクトに最も影響を与える利害関係者のグループにおける費用と損失利益のさらなる分析を可能にする（肯定的と否定的の両方の意味において）。

⁶R・ベンベン、T・マルチンコフスキ、O・パリス 管理と財務 経営財務ジャーナル 第12巻 2014年1月3日号279頁。

⁷世論調査センター

3.2. 弾道防御システム構築によって 生じる費用および損失利益

研究は多方面にわたって行われた。最初の段階では、「ブレインストーミング」というヒューリスティックな方法の1つが採用された。調査チームは2つのグループに分けられ、まずプロジェクトの直接の利害関係者（「ミサイルの盾」の構築）を詳述し、次にこれらの社会的グループについて、「ミサイルの盾」を構築することによる潜在的な社会経済的影響を置き換えた。続く2番目の調査グループは、プロジェクトへの影響の観点から、最初のグループの前提を検証した。このように、レジコボにおける弾道防御システムの構築によるプラス⁸とマイナスの影響を考慮して、プロジェクトに最も大きな影響を与える社会的グループが特定された。悪影響は以下に記述するものに限定された。

- **主要エリア（基地の敷地）を投資目的および民間空港に使用する可能性の喪失**
－主な利害関係者は、地方自治体、投資家、スウブスク経済特別区、スウブスク地方の住民。
- **基地から半径4km⁹以内の投資区域の開発の制限**
－主な利害関係者は、地方自治体、投資家、スウブスク経済特別区、スウブスク地方の住民。
- **基地から半径35km以内の投資区域の開発の制限**
－主な利害関係者は、地方自治体、投資家、スウブスク経済特別区、スウブスク地方の住民。
- **現在計画されている投資プロジェクトからの投資家の撤退**
－主な利害関係者は、地方自治体、投資家、スウブスク経済特別区、スウブスク地方の住民。
- **風力発電への投資損失**
－主な利害関係者は、地方自治体、投資家（風力発電所）、スウブスク経済特別区、スウブスク地方の住民。

提示された計算は、分析日の当日時点で仮定されたパラメータに基づいて作成されている。これらのパラメータは2つのグループ、すなわち分析されたすべての要因のための標準的なものと、それぞれのために別々に決定された個々のものに分けられている。標準パラメータの値は以下の表に示されている。

⁸ レジコボにおける弾道防御システムの構築の肯定評価の説明は次のセクションで説明される。

⁹ ポーランド側とアメリカ合衆国側の間で締結された実施取り決めによる制限の1つ。

表 9
標準パラメータ（仮定）と情報源

パラメータの説明	費用
マクロ経済パラメータ	
■ 所得税率（課税基準 I） <small>出典：財務省</small>	18%
■ 2016年の所得税に対する郡に対する割り当て分 <small>出典：財務省</small>	37.79%
■ 2016年の固定資産税率 （翌年以降、線形回帰に基づいて計算） <small>出典：ホモージェ地方開発局株式会社</small>	0.86ズウォティ / m ²
■ スウプスク市における税込給与 （2016年以降の値、線形回帰に基づいて計算） <small>出典：中央統計局</small>	3,638ズウォティ
ミクロ経済パラメータ	
■ 2014年における土地1ヘクタール当たりの投資土地に対する 新規の投資指標（WNI） <small>出典：スウプスク経済特別区株式会社および経済省</small>	483万ズウォティ / 1 ha
■ 2014年における土地1ヘクタール当たりの投資プロジェクトに よって生み出された新規の雇用指標（WMP） <small>出典：スウプスク経済特別区株式会社および経済省</small>	13 人 / 1 ha
■ 投資指標および雇用指標における郡に対する割合 （例、1ヘクタールあたり13人の従業員の80%がスウプスク地方出身） <ul style="list-style-type: none"> ■ スウプスク地方における投資指標 ■ スウプスク地方における雇用指標 <small>出典：独自の調査による</small>	80% 386万ズウォティ / 1 ha 10 人 / 1 ha

出典：独自の調査による

分析された要因に対して定義された個々の指標のパラメータは、これらの要因について個々に説明されており、上記の標準パラメータは、レジコボの弾道防御システムの構築により提示された効果のすべてに適用される。

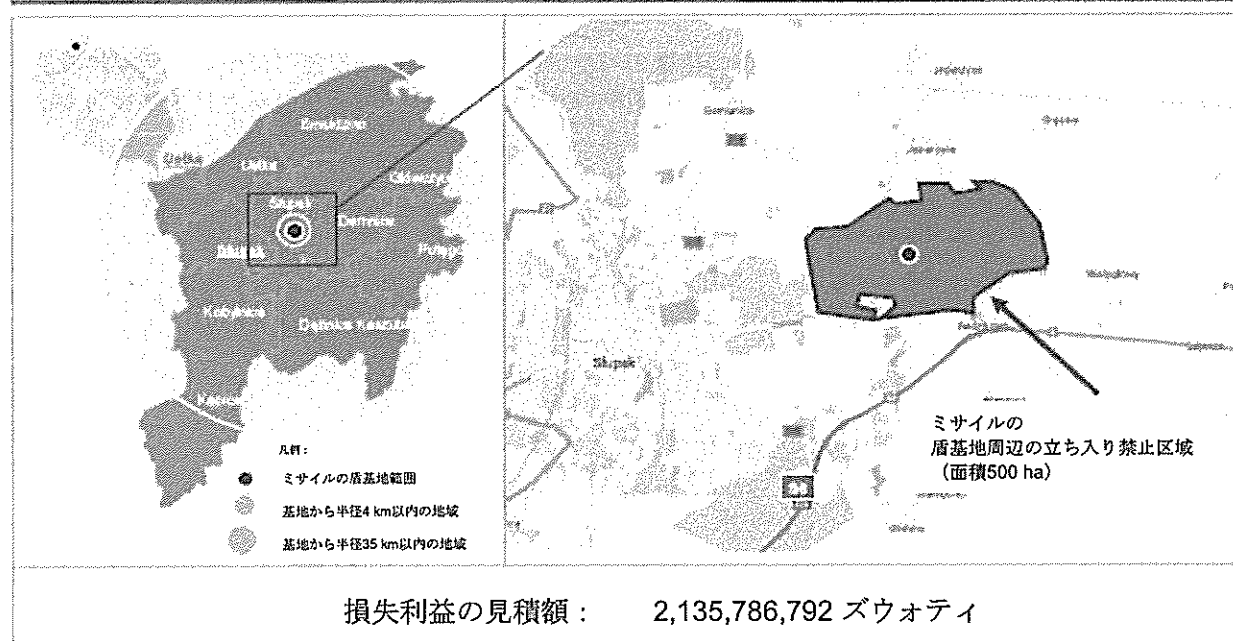
1 主要エリア（基地敷地内）は 投資目的および民間空港としての使用が不可能

2007年9月28日にスウブスク郡は、レジコボ空港周辺地域を投資地域に転換する可能性を想定できる空間開発計画に関する決議を採択した¹⁰。1年後（2008年8月20日）、ポーランド側とアメリカ合衆国との間で署名された合意の結果として、空間開発計画は取り返しのつかないほど損なわれることとなった。この地域での投資プロジェクトは実施されないことが想定された。したがって新しい雇用、投資支出、地方自治体予算への税金の歳入などが見込める新しい投資は行われなかったこととなった。2042年末までにレジコボへの弾道防御システムの建設から生じる損失利益額は20億ズウォティを超えると推定され、それは「ミサイルの盾」の構築から生じる推定損失総額の75%である。加えてこの地方はスウブスク地方の空港としての重要な役割、そしてグダニスク・レンビエコボのレフ・ワレサ空港の代替空港としての役割を果たす民間空港として指定されたことも付け加えられるべきである。

個々のパラメータ：
敷地面積 **500 ha**
未完了率 **100%**
システム構築のプロジェクトによる

表 10
主要エリア（基地敷地内）は投資目的および民間空港としての使用が不可能

仕様	2016	(...)	2042	総計 (2016年から2042年まで)
投資費用の損失	-	(...)	-	1 932 000 000 zł
- 面積 (ヘクタール)	-	(...)	-	500
固定資産税の喪失	4 300 000 zł	(...)	7 238 889 zł	155 677 778 zł
- ヘクタール当たりの固定資産税率 (線形回帰)	8 600 zł	(...)	14 478 zł	
個人所得税の徴収喪失	1 286 778 zł	(...)	2 276 502 zł	48 109 014 zł
- スウブスク市の総給与 (線形回帰)	3 636 zł	(...)	6 436 zł	
- 喪失した雇用創出	5 200	(...)	5 200	
				総計: 2 135 786 792 zł



出典：独自の調査による

¹⁰ スウブスク郡広報局: <http://bip.slupsk.ug.gov.pl/unzip/507.dhtml> (2016年4月15日)

2 基地から半径4 km以内は 投資区域の開発が制限されている

弾道防御システムの構築の結果として、スウブスク地方は投資家にとってその潜在的な魅力が失われ、すでに整地された土地さえも提供することができないことになる。さらに、この土地の一部は投資を促すことを目的としたインフラ整備の観点から既に資本増強および近代化がなされていた。基地から4kmの半径内、すなわち直接基地作戦の最初の半径内においてはスウブスク経済特区が機能している。それは約192 haの投資地域、すなわち以下の区域をカバーしている。レジコボ (63ha)、ビエシノ (83ha)、スウブスク - ベステルプラッテ (38ha)、プワシェフコ(8ha) のスウブスク工業団地などを形成する地域である（投資地域の位置の詳細は以下の地図に示されている）。2042年までの費用と損失利益額は4億900万ズウォティを超えると推定されている。潜在的に失われた投資プロジェクトは、一方では未実現の戦略的投資家のプロジェクトと言え、実現された投資は主に現在のプロジェクトへの再投資である。

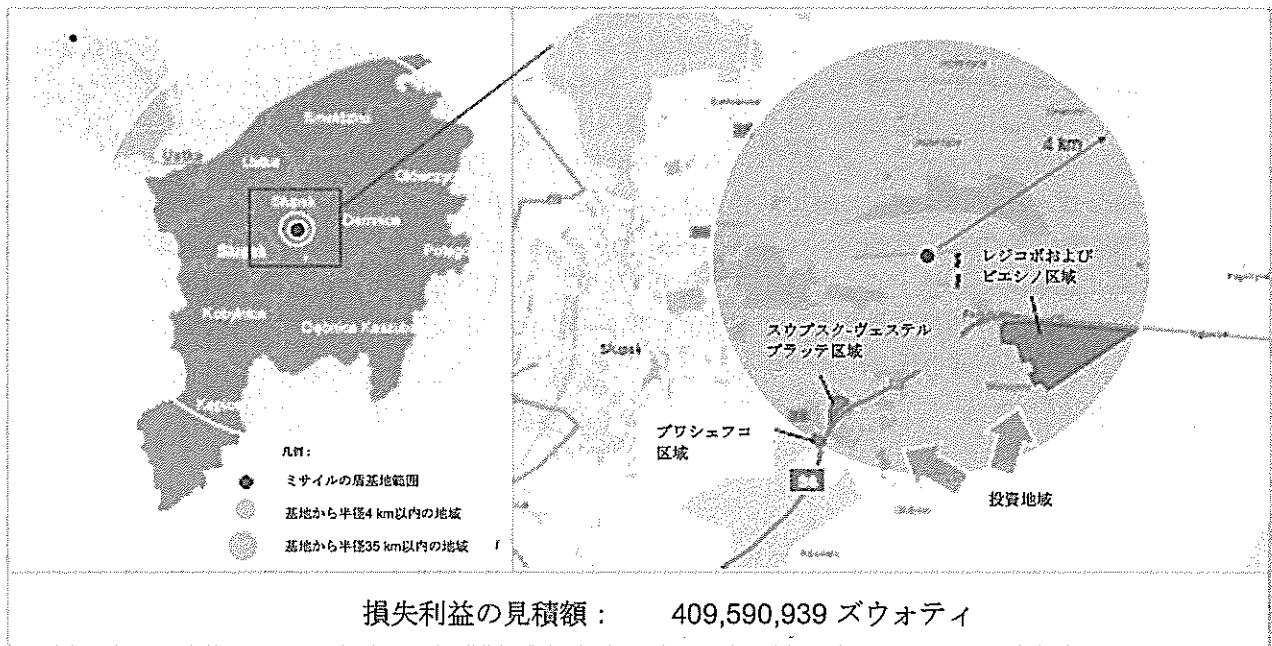
個々のパラメータ：

投資地域	192 ha
未完了率	50%

システム構築のプロジェクトによる

表 11
基地から半径4 km以内は投資区域の開発が制限されている

仕様	2016	(-)	2042	総計 (2016年から2042年まで)
投資費用の損失 —面積 (ヘクタール)	-	(-)	-	370 509 686 Zł 191,78
固定資産税の喪失 —ヘクタール当たりの固定資産税率 (線形回帰)	824 633 Zł 6 500 Zł	(-)	1 388 239 Zł 14 478 Zł	29 855 137 Zł
個人所得税の徴収喪失 —スウブスク市の総給付 (線形回帰)	246 772 Zł 3 638 Zł	(-)	436 577 Zł 6 436 Zł	9 226 116 Zł
—喪失した雇用創出	1 934		1 934	
				総計： 409 590 939 Zł



出典：独自の調査による

スウプスク地方へ投資する魅力が低下している主な要因の1つは、ポーランドとアメリカ合衆国の間で署名された実施協定に記載されている主要な契約である、構築物の建設における制限であることは明記しておくべきである。その最たるものが、6,000立方メートルを超えるいわゆる「大規模建設」についてである。制限をより詳しく説明するために、次の寸法の建物を参照する。30m X 20m X 高さ10mは、実際の観点では平均的な商業施設と同様に非常に小さい建造物である。レーダー基準点 (POR) から半径4,000m以内のこれらの建造物は、レーダー基準点からの距離が4,000mから35,000m以内で風力原動機を建設するための手続きに類似した手順を経た後に建造することができる。



前述の要因（容積が6,000立方メートルを超える建造物の建設に対する制限）、とりわけ以下の損失利益は、スウプスク経済特別区の投資地域における産業およびサービスプロジェクトからの投資家の撤退、および風力発電所への投資の喪失に関連している。

実施協定の規制がスウプスク地方のみに関係していることは注目に値する。それは地方の社会経済発展に貢献するはずであった要因が失われたとする地方自治体の主張を裏付けている。

規制の導入は、各投資プロジェクトが国防省 ((MON) ポーランド司令官とアメリカ側との合意に基づいた条件を満たす必要があることと関連しており、ポーランド共和国政府とアメリカ合衆国政府との間で締結された実施協定によれば、最長120日かかる可能性がある。これにより、一部の投資プロジェクトの実施が取りやめとなる可能性が生じる。投資プロジェクトの50%は、前述の調整手続きのためにスウプスク地方では実施できないと推定されている。現在、投資家は市場で起きている変化に非常に迅速に対応しなければならない。投資家から直接入手した情報によると、新規投資の実施、すなわち設計、許可の取得および建設は12ヶ月から14ヶ月で終了するはずである。ただし、国防省およびアメリカ合衆国との追加の調整により、調整手続きは4ヶ月延長される。したがって、基地の影響下にある第1半径と第2半径の両方に位置する投資地域は、その投資的魅力を失うことになる結論付けることができる。導入された制限および投資プロジェクトについてアメリカの当事者側と合意する手続きの導入は、投資家および地域への投資を計画している起業家の間に懸念および不安を与える。それは、新たな投資をすることを困難にするリスクの存在と更に時間が必要となるためである。投資家は投資の迅速な実施に関心があるため、スウプスク自治体はレジコボに投資家間で非常に人気のあった地区を用意した¹¹。注目すべきことは、スウプスク地方は高い失業率（16.2% - グダニスク県労働局による）を特徴としており、この地域の発展を加速させるための重要な要素は、新規投資を誘致して新規雇用を創出する条件を作り出すことである。これはとりわけ、技術的インフラ、不動産の所有者の組織化、および輸送アクセスの拡大という観点から、投資エリアをさらに包括的に準備することによって可能となる。基地から半径4km以内に位置する投資エリアは、スウプスク地方における投資場所として起業家の前向きな決定を受けるため、制限区域ではあっても引き続き技術インフラが整備されるべきである。

¹¹ ポモージェ地方開発局株式会社

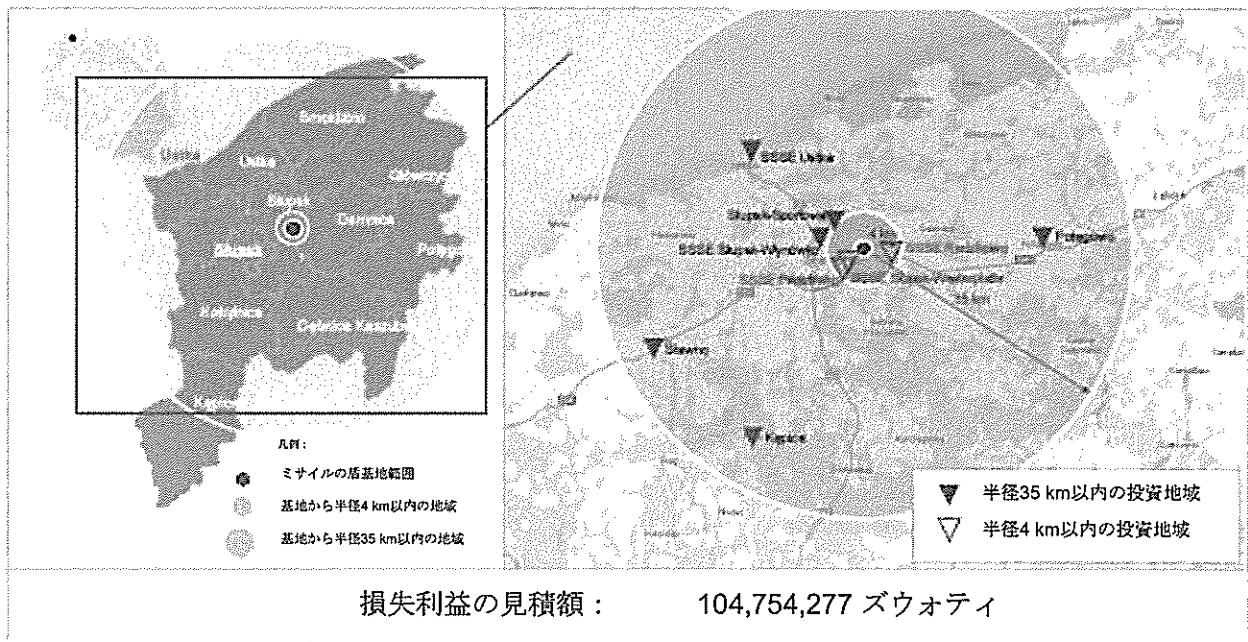
3 基地から半径35 km以内は 投資区域の開発が制限されている

長年にわたりスウプスク地方は、都市空間開発計画（MPZP）の推進、実現可能性調査、技術的インフラストラクチャの構築のための投資地域の準備に関連した取り組みを行ってきた。資金は、ポモージェ県地方自治体政府、スウプスク郡、スウプスク市、ポモージェ地方開発局株式会社によって地域に準備されている。基地のすぐ近くには、245haの面積を持つ魅力的な投資地域もある。ポーランドとアメリカ合衆国の間で署名された実施協定から生じる制限の導入は、確かに土地投資への魅力に悪影響を及ぼすであろう。4ヵ月の強制許可取得（国防省とアメリカ合衆国との協議）でさえ、潜在的投資家が彼らの投資プロジェクトを実施することを妨げる要因となりうる。さらに、基地の最初の数年間に土地が失われる可能性がある。この損失は1億ズウォティにのぼるが、これらのデータは主観の度合いが大きい¹²。

個々のパラメータ：
 ・投資地域 **245 ha**
 ・未完了率 **10 %**
 システム構築のプロジェクトによる

表 12
基地から半径35 km以内は投資区域の開発が制限されている

仕様	2016	2042	総計 (2016年から2042年まで)
投資費用の損失	-	-	34 753 113 zł
一面積 (ヘクタール)	-	-	245,24
固定資産税の喪失	210 903 zł	355 047 zł	7 635 553 zł
一ヘクタール当たりの固定資産税率 (線形回帰)	6 600 zł	14 478 zł	
個人所得税の徴収喪失	63 113 zł	111 656 zł	2 359 611 zł
一スウプスク市の総給与 (線形回帰)	3 638 zł	6 436 zł	
一喪失した雇用創出	2 550	2 550	
			総計: 104 754 277 zł



出典：独自の調査による

¹² これらのデータは、利益損失額の計算には含まれていない。

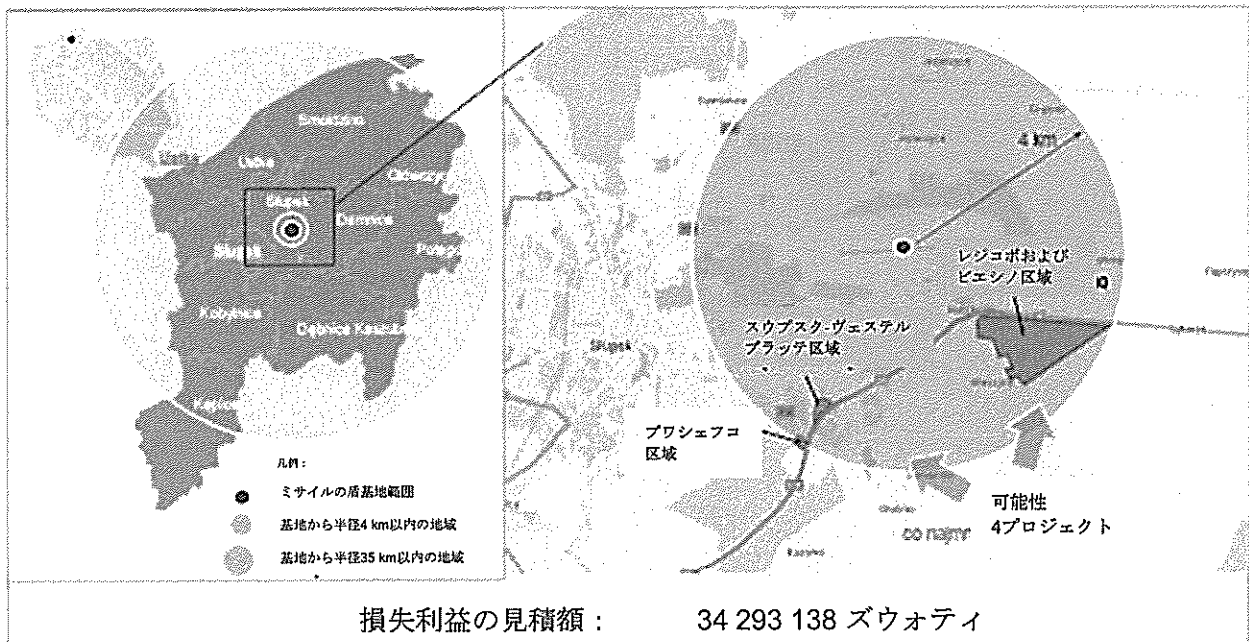
4 計画中投資プロジェクトからの 投資家撤退について

スウプスク経済特別区の存在は、スウプスク地方の発展につながるものであったが、基地の構築はそれを大幅に制限するであろう。現在（2016年3月31日現在）、スウプスク地方の社会経済開発のために11のプロジェクトが実施されており、さらに、投資獲得の過程で4つのプロジェクトが実施されている¹³。同時にこれらのプロジェクトは実施される可能性が低いことが知られている。これは将来の軍事安全保障に対する投資家の不安、およびポーランドとアメリカ合衆国との間で締結された実施協定による投資家の落胆によるものである¹⁴。以下に説明する基本的小および個々のパラメータを考慮すると、「ミサイルの盾」の構築に起因する費用および損失利益は、約3,500万ズウォティ（総額の1.2%）のレベルにある。この金額には、ポモージェ地方開発局株式会社を通じて投資家から提供された投資計画の具体的な額も含まれている。

個々のパラメータ：	
失われた支出投資 (ポモージェ地方開発局株式会社)	2,470万ズウォティ
失われた新たな雇用 (ポモージェ地方開発局株式会社)	25
失われたプロジェクト総表面 (ポモージェ地方開発局株式会社)	22 ha

表 13
計画中の投資プロジェクトからの投資家撤退について

仕様	2016	2042	総計 (2016年から2042年まで)
投資費用の損失 — 面積 (ヘクタール)	-	-	24 690 000 zł 22.00
固定資産税の喪失 — ヘクタール当たりの固定資産税率 (線形回帰)	189 200 zł 5 600 zł	318 511 zł 14 478 zł	6 849 822 zł
個人所得税の徴収喪失 — スウプスク市の総給与 (線形回帰) — 喪失した雇用創出	73 643 zł 3 638 zł 25	130 286 zł 6 436 zł 25	2 753 316 zł
			総計: 34 293 138 zł



出典：独自の調査による

¹³ ポモージェ地方開発局株式会社(PARR).

¹⁴ セクション1.3の詳細。この研究の概要：『弾道制御システム構築により生じる制限』

5 風力発電所の限定開発

現在（2016年3月29日現在）、ザ・ウィンド・パワーポータル¹⁵のデータによれば、スウブスク地方には稼働中の風力発電所が6つあり、風力原動機（風車）の数は18機から24機（合計107原動機）ある。すべての発電施設は基地から4km以上35km以内の場所に、つまり実施協定の規制の対象となる2番目のエリア（基地から35km以内）にある。基地から4kmのエリアでは、グロンシノ-ロガピツァの現地計画がすでに策定されていたが、それは軍事制限のため更なる手続きが停止された（37の原動機が廃止された）。現在グロンシノ-ロガピツァの計画は再設計されているが、規制の対象となっている地域の一部に風力発電所を配置する可能性はない。基地から4kmのエリアを除いて、2042年までに建設に関して前向きな決定が下されると思われていた2つの風力発電所があった¹⁵。

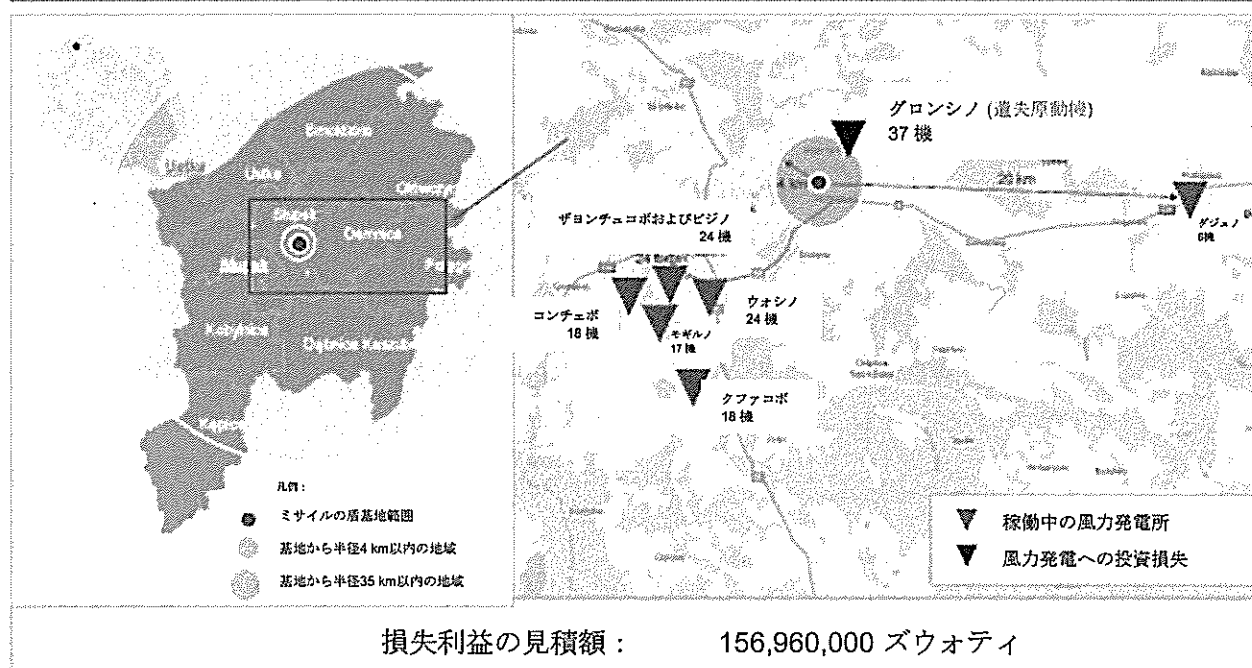
個々のパラメータ：

・風力発電所数	6
・現在の原動機数	107
・1原動機当りの郡の年間歳入 （スウブスク郡）	80,000ズウォティ
・実際に廃止された原動機	37
・発電所の潜在数	2
・潜在的に失われた原動機	36

表 14

風力発電所の限定開発

仕録	2016	(...)	2042	総計 (2016年から2042年まで)
風力原動機がもたらす実質収益の損失	2 960 000 zł	(...)	2 960 000 zł	79 920 000 zł
- 原動機損失 (2016年)	37	(...)	37	
風力原動機がもたらす潜在的収益の損失	2 853 333 zł		2 853 333 zł	77 040 000 zł
- 発電所における平均原動機数 (2016年)	18	(...)	18	
- 2042年までの潜在的な発電所	2	(...)	2	
- 潜在的な原動機数	36		36	
				総計： 156 960 000 zł



出典：独自の調査による

¹⁵ 分析では、1つの風力発電所に18基の原動機があると仮定している（2015年のスウブスク地方の現在の発電所に基づく計算）。しかし、分析日現在では、ポーランドの風力発電所の運用を制限する「距離法」は施行されていない。詳細は、<http://biznesalert.pl/tag/ustawa->（2016年4月15日）。

3.3. 推定される費用と利益の比較

レジコボにおける弾道防御システムの構築がもたらす社会経済的影響について、信頼できる分析とするために、この計画のマイナス面とプラス面双方から考察した。分析の結果、プロジェクトの「純損益勘定」の一種が作成され、プロジェクトを広範囲に見ることによって計算された補償額の信頼性がより広く確認される¹⁶。ただし、これは将来発生する実際原価との関連でおおよその値であることを忘れてはならない。したがって報告書作成日現在のマイクロ経済およびマクロ経済のパラメータを考慮に入れている。翌年以降の費用と便益の額を決定することを可能とするためには、基本的パラメータと将来の価値の両方を考慮すべきであり、この計算の結果は、時間の経過に伴う金銭価値の損失によって減らされるべきである。

分析の結果（「ミサイルの盾」の構築から生じる費用と損失した利益のみ）、推定される費用と損失利益額の合計は 28億4,138万5,146ズウォティと計算された。比較のためにこの分析では、アメリカ合衆国による弾道防御システムの導入から生じる潜在的な利益を計算する。これらの利益を計算するために、在欧アメリカ空軍（USAFE）によって公表されたデータが考慮に入れられた。

これらは、基地の立ち上げおよび運営に関連する以下のプラスの要因を考慮に入れており、地域の起業家の意識にプラスの影響を及ぼす可能性がある。

- 基地に駐留している米国人職員の支出（例：接待または経常経費）
- 基地機能に関連する経費（例：サービス業など）
- 基地機能によって生成された新しい仕事（例えば、基地内で保守サービスを提供する人々の追加雇用）

表 15

他の在欧アメリカ空軍基地に基づく「ミサイルの盾」を構築することによる利益（2013年のデータ）

基地	国	職員数	利益									
			米国人職員の支出			基地機能の費用としての支出			雇用創出			
			費用	一人当たり [米ドル] [4]/[3]	一人当たり [ズウォティ]	費用	一人当たり [米ドル] [4]/[3]	一人当たり [ズウォティ]	費用	一人当たり [米ドル] [4]/[3]	一人当たり [ズウォティ]	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
レイクンヒース空軍基地	英国	6 540	299 100 000 ドル	45 734 ドル	129 656 ズウォティ	160 900 000 ドル	24 602 ドル	69 748 ズウォティ	97 200 000 ドル	14 862 ドル	42 135 ズウォティ	
ミルデンホール空軍基地		4 345	199 800 000 ドル	45 984 ドル	130 364 ズウォティ	68 600 000 ドル	15 788 ドル	44 760 ズウォティ	62 900 000 ドル	14 476 ドル	41 041 ズウォティ	
その他		2 666	133 600 000 ドル	50 113 ドル	142 069 ズウォティ	94 900 000 ドル	35 596 ドル	100 916 ズウォティ	44 300 000 ドル	16 617 ドル	47 108 ズウォティ	
ラムシュタイン空軍基地	ドイツ	16 379	713 200 000 ドル	43 544 ドル	123 446 ズウォティ	345 800 000 ドル	21 112 ドル	59 854 ズウォティ	256 800 000 ドル	15 679 ドル	44 449 ズウォティ	
シュパンゲルム空軍基地		4 802	205 700 000 ドル	42 836 ドル	121 441 ズウォティ	99 700 000 ドル	20 762 ドル	58 861 ズウォティ	71 500 000 ドル	14 890 ドル	42 212 ズウォティ	
その他		2 668	142 000 000 ドル	53 223 ドル	150 888 ズウォティ	45 800 000 ドル	17 166 ドル	48 667 ズウォティ	41 900 000 ドル	15 705 ドル	44 523 ズウォティ	
アヴィアーノ空軍基地	イタリア	4 948	213 900 000 ドル	43 230 ドル	122 556 ズウォティ	85 800 000 ドル	17 340 ドル	49 160 ズウォティ	73 500 000 ドル	14 854 ドル	42 112 ズウォティ	
その他		803	33 500 000 ドル	41 719 ドル	118 272 ズウォティ	1 800 000 ドル	2 242 ドル	6 355 ズウォティ	12 600 000 ドル	15 691 ドル	44 484 ズウォティ	
インジルリク空軍基地		1 948	38 100 000 ドル	19 559 ドル	55 448 ズウォティ	91 800 000 ドル	47 125 ドル	133 600 ズウォティ	2920万 ドル	14 990 ドル	42 496 ズウォティ	
イズミル飛行場	トルコ	115	5 500 000 ドル	47 826 ドル	135 587 ズウォティ	1 900 000 ドル	16 522 ドル	46 839 ズウォティ	1 900 000 ドル	16 522 ドル	46 839 ズウォティ	
その他		134	7 500 000 ドル	55 970 ドル	158 675 ズウォティ	1 700 000 ドル	12 687 ドル	35 966 ズウォティ	2 200,000 ドル	16 418 ドル	46 545 ズウォティ	
ラジェス航空基地		1 800	77 200 000 ドル	42 889 ドル	121 590 ズウォティ	41 400,000 ドル	23 000 ドル	65 205 ズウォティ	30 600 000 ドル	17 000 ドル	48 195 ズウォティ	
その他	1 593	90 300 000 ドル	56 685 ドル	160 703 ズウォティ	10 200 000 ドル	6 403 ドル	18 153 ズウォティ	21 100,000 ドル	13 245 ドル	37 551 ズウォティ		
*幾何平均：				125 086 ズウォティ	*幾何平均：			46 302 ズウォティ	*幾何平均：			43 728 ズウォティ
レジコボ	ポーランド	**補正値： 3007 505 147 ズウォティ			25 017 ズウォティ	13 890 557 ズウォティ			13 118 454 ズウォティ			

* Big Macインデックスに基づく2013年のUSD / PLNの平均値。

2.8350

基地機能 [4] + [7] + [10]の年間推定収入
25年間の推定総収入

34,514,158 ズウォティ
862,853,954 ズウォティ

* 出典: ザ・エコノミスト <http://www.economist.com/content/big-mac-index>

**スウブスク地方でのみ行われた支出を考慮して、20%調整された値。

出典：2013年在欧アメリカ空軍のデータに基づく独自の研究。

¹⁶ 補償は、レジコボでの弾道防御システムの建設に関連する費用と利益の喪失から生じる、ポーランド共和国の中央当局からスウブスク地方へ行われるべきとする、自治体の要求として理解されるべきである。

支出費用の計算は、現在稼働中の米軍の13の拠点に基づき行われた。これは、この調査においてポーランドの基地における指標として機能した。ただし、ポーランドやルーマニアの基地とは異なり（特徴として閉鎖区域を持つ）、表15に示されている基地の地域は開放されていることを強調しておく必要がある。報告作成日において、ルーマニアにおける「ミサイルの盾」の構築の影響を分析することは不可能である。なぜなら、より正確な計算を行うことができる実際のデータがないからである。したがって、弾道防御システムのプラス面を計算する際には、アメリカ合衆国が公表したデータを考慮に入れた¹⁷。

すべての種類の利益は米ドルで表されたが、イギリスなどでの購買力平価（PPP）はトルコやポーランドのそれとは明らかに異なる。したがってズウォティで実際に利益の額を表すために、いわゆる ビッグ・マック・インデックスを使用した。これはイギリスの週刊誌ザ・エコノミストが1986年9月に発表したPPP測定の非公式の指標である¹⁸。ズウォティ（2013年のビッグ・マック指数米ドル / ズウォティの平均値2.8350で調整された）で表された利益の合計は上の表に示されている。それは2016年から2042年に基地の機能に関連する利益の合計が862,853,954ズウォティのレベルにあることを示している。したがって次のように結論付ける必要がある。

スウプスク地方における基地の機能に関連する推定費用
および損失利益額

28億4,138万5,146ズウォティ

一方の推定利益額は

8億6,285万3,954ズウォティ

ただし、これらの金額は概算であり、レポート作成日現在のミクロ経済およびマクロ経済のパラメータを考慮に入れていることを強調しておく必要がある。翌年以降の費用と便益の額を決定することを可能とするためには、基本的パラメータと将来の価値の両方を考慮するべきであり、この計算の結果は、時間の経過に伴う金銭価値の損失によって減らされるべきである。

¹⁷ 比較のためにレジコボにおけるアメリカ合衆国のミサイル防衛システムの構築に関する国防省国際安全保障局の情報資料によれば、推定年間支出額は2百万米ドルである（2015年5月26日の文書）

¹⁸ 詳細は：https://pl.wikipedia.org/wiki/Wska%C5%BAnik_Big_Maca (2016年4月15日)

概要

レジコボ（ボモージェ県スウブスク郡）における弾道防御システムの構築は、スウブスク地方の社会経済的発展に確かに影響を及ぼすであろう。「ミサイルの盾」構築の影響を徹底的に分析するため、この計画のプラス面とマイナス面双方から考察した。上記の点を考慮し、プロジェクト実施に関心を持つ利害関係者に対し、その影響について社会経済学的分析が行なわれた。これらの人々は、地域の住民、観光客、地方自治体、大企業および地元企業のビジネスあるいは起業的な部門という、各社会的グループに分類された。分析の結果、プロジェクトに最も大きな影響を与えると思われる社会的グループとして、地元の起業家、スウブスク経済特別区、国内外の投資家、そしてスウブスク地方の市町村が選択された。同時に、これらの社会的グループを分析するに当たっては、「ミサイルの盾」構築による経済的側面だけを考慮に入れた。

補償額を見積もるため、分析を行ったその日現在において、2016年から2042年に施行される予定であるいくつかのパラメータ（固定変数および変数）が想定されている。この期間は、「ミサイルの盾」の建設が2年間続くという事実によるものであり、その運用は25年間（2018年から数えて）続くことが計画されている。計算された補償額は、報告書作成日現在のマイクロ経済およびマクロ経済の状況を考慮に入れており、この金額はどのような推定によるものであれ、分析年度の将来のパラメータを考慮に入れなければならないことを明確にすべきである。

この分析には、とりわけ、投資支出の規模、すなわち投資用地1ヘクタール当たりの現在の投資、およびこれらの投資によって生み出された新規雇用の数（1ヘクタール当たり）¹⁹などが含まれている。したがって、実施された分析の結果として、最大の利益損失は、主な敷地（基地建設に指定された土地）が利用できない事と、投資目的として、そこからスウブスク地方が追加の利益を生み出すことができないことであることがわかった（損失利益額は20億ズウォティ以上で、総費用および損失利益の75%を占める）。2つ目のマイナス要因は、投資地域の開発が限られていること（基地から半径35km以内）であり²⁰、これによる損失利益額は5億ズウォティを超えると推定される（これは総費用および損失利益の18%超に相当する）。その他の要因として、風力発電所への投資の喪失およびに現在実施されているプロジェクトからの投資家の撤退であり、損失利益額はそれぞれ1億5,600万ズウォティ（5.5%）および3,400万ズウォティ（1.2%）になると推定される。

推定される総費用および損失利益額は28億ズウォティを超えるが、弾道防御システムの構築から生じるあらゆる利益、例えば駐留兵士の経費、基地の維持管理およびアメリカ合衆国の関連経費、あるいは基地の運営の結果として生み出された新たな雇用に関連する地元の起業家の意識の向上によっても減少させるべきである。

¹⁹ データはスウブスク経済特別区によって計算され、経済省によって承認されている（2014年のデータ）。

²⁰ ポーランドとアメリカ合衆国の当事者間の取り決めの実施から生じる制限（詳細は本報告書のセクション1.3を参照）。

在欧アメリカ空軍 (USAFE) ²¹が発表した2013年のデータに基づくと、(基地の運用期間中の) 推定利益額は9億ズウォティ (ビッグ・マック・インデックス²²に基づいて調整) を超過すると思われる。計算された利益額はあくまで見積もりであり、報告日現在のマイクロ経済およびマクロ経済のパラメータを考慮に入れていることを強調しておくべきである。翌年以降の費用と便益の額を決定することを可能とするためには、基本的パラメータと将来の価値の両方を考慮するべきであり、この計算の結果は、時間の経過に伴う金銭価値の喪失によって減らされるべきである。

²¹ 在欧アメリカ空軍 経済的影響分析 2013年<http://www.mildenhall.af.mil/shared/media/document/AFD-141117-015.pdf>
(2016年4月12日).

²² 1986年発刊の英週刊誌「ザ・エコノミスト」誌 ビッグ・マック・インデックス指標
<http://www.economist.com/content/big-mac-index> (2016年4月12日.).
2013年における米ドル/ポーランドズウォティ為替レートの平均値は、2.8350ズウォティ。

表一覧

表 1	2006年から2014年のスウプスク郡とポモージェ県の 総人口および年齢による人口構造	20
表 2	2006年から2014年のスウプスク郡とポモージェ県の 企業体数	21
表 3	2006年から2014年のスウプスク郡とポモージェ県の ホテル施設数および宿泊ベット数	22
表 4	2006年から2014年のスウプスク郡とポモージェ県の 小・中学校の数および生徒数	23
表 5	2006年から2014年のスウプスク郡とポモージェ県における他郡の 流動性比率	24
表 6	2006年から2014年のスウプスク郡とポモージェ県における他郡の 債務比率	24
表 7	2006年から2014年のスウプスク郡とポモージェ県における他郡の 住民1人あたりの収入.....	25
表 8	2006年から2014年のスウプスク郡とポモージェ県における他郡の 住民1人あたりの支出.....	25
表 9	標準パラメータ（仮定）と情報源.....	31
表 10	主要エリア（基地敷地内）は投資目的および民間空港としての使用が不可能	32
表 11	基地から半径4km以内は投資区域の開発が制限されている	33
表 12	基地から半径35km以内は投資区域の開発が制限されている	35
表 13	計画中の投資プロジェクトからの投資家撤退について	36
表 14	風力発電所の限定開発	37
表 15	他の在欧アメリカ空軍基地に基づく「ミサイルの盾」を構築することによる利益 (2013年のデータ).....	38

図面一覧

図 1	レジコボにおける弾道防御システムの位置.....	8
図 2	レジコボ基地に配置が予定されている陸上配置型 (イージス・アショア) ミサイルシステムのモデル外観.....	9
図 3	統合された多層機能のアイデア、そして活動的なミサイルシステム.....	10
図 4	レーダー基準点から1,600 m以内で認められる建築高.....	14
図 5	レーダー基準点から1,600 m以上35,000 m以内で認められる建築高.....	14
図 6	基地上空を飛行する航空機の制限.....	16
図 7	レジコボ弾道防御システムの構築における利害関係者の分析.....	28

参考文献

1. ペンベン・R、マルチンコフスキ・T、パリス・O 管理と財務 経営財務ジャーナル12巻 第3/1/2014号
2. ポーランド国家安全保障局
3. ジョンソン・G、スコールズ・K、企業戦略の調査 本文と事例 プリンティスホール ロンドン
4. カフェル・T 「組織のマクロ環境分析の方法論的側面」 クラクフ経済大学2007年の学術論文。
5. 経済省
6. 国防省、レジコボにおけるアメリカ合衆国のミサイル防衛システム基地の建設に関する情報資料 (2015年5月26日からの文書)。
7. オブウイ・K 組織の戦略。持続的な競争優位性を求めて
ポーランド経済出版 2007年
8. 世論調査センター
9. ポモージェ地方開発局株式会社
10. スウプスク経済特別区。
11. ザ・エコノミスト<http://www.economist.com/content/big-mac-index> (2016年4月12日)。
12. 在欧アメリカ空軍 経済的影響分析 2013年
<http://www.mildenhall.af.mil/shared/media/document/AFD-141117-015.pdf> (2016年4月12日)。
13. ワインバーガー・C、次なる戦争、アルバトロス社 1999年
14. ウィキペディア: https://pl.wikipedia.org/wiki/Wska%C5%BAAnik_Big_Maca (2016年4月15日)。

会計年度任用職員制度への移行について

令和元年6月10日
人 事 課

1 概要

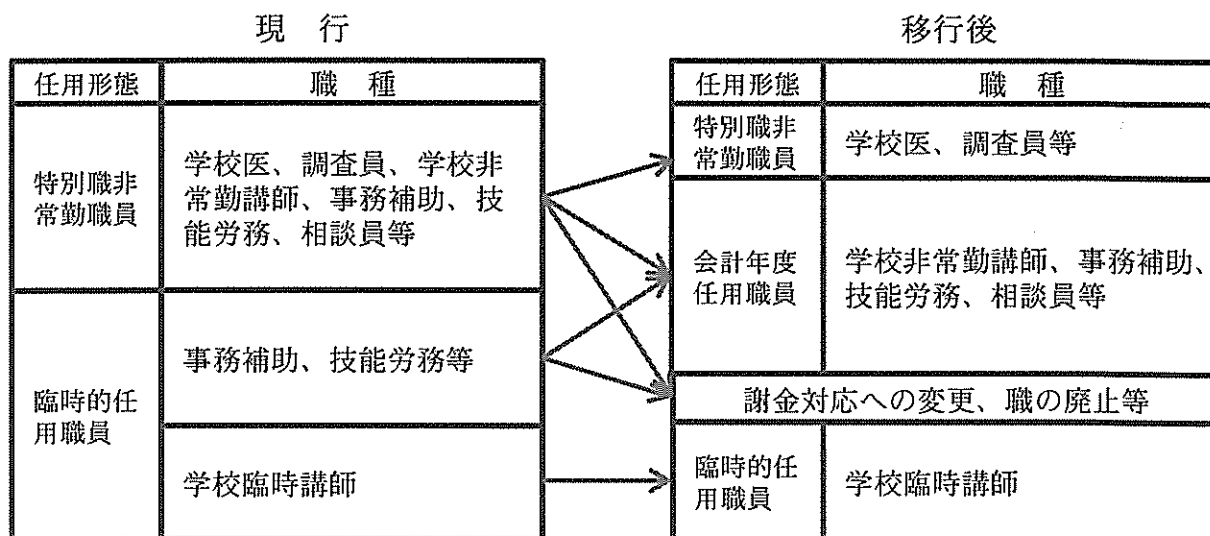
地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、令和2年4月1日から地方公共団体に会計年度任用職員制度が導入される。これに伴い、本県においても現行の臨時的任用職員と特別職非常勤職員が従事する職について、制度移行後のあり方を検討するとともに、会計年度任用職員の給与や勤務時間、休暇等に係る制度を整備する必要がある。

2 法改正の内容

【改正】 臨時的任用職員	任用できる場合が、正職員に欠員を生じたときに限られる。正職員が行う業務にフルタイムで従事する。
【改正】 特別職非常勤職員(※)	任用できる者が、専門的な知識・経験等に基づいて地方公共団体へ助言を行う者、法律の規定に基づく調査員、診断を行う医師等に限られる。
【新設】 会計年度任用職員	地方公務員法の適用を受け、補助的業務など上記以外の業務に従事する。フルタイムと短時間（パートタイム）の二つの類型があり、給料のほか期末手当等の支給が可能となる。

※議員、議会の議決・同意を必要とする職、委員会・審議会の委員等を除く

《参考》制度移行に伴う見直しのイメージ



3 制度の主な内容

(1) 任期・任用方法

- ・任期は任用の日から、同日の属する会計年度の末日までの範囲内。
- ・任用方法は原則として公募の上、選考によることとするが、翌年度以降、2回までは公募によらずに、人事評価等による能力実証により再度の任用ができることとする。(任用初年度を含め、最大3年間の任用)

(2) 給与

① 給料

- ・正職員に適用される給料表を用い、正職員に準じて、職務内容等に応じた職務の級に格付け、任用前の職務経験等を踏まえて号給を決定。
- ・職務内容や責任の程度を踏まえ、給料の水準に上限を設定。
- ・フルタイムの場合は月額、パートタイムの場合は日額又は時間額で決定。

② 期末手当

- ・任用期間が6月以上にわたる場合は、正職員に準じて支給。

③ 退職手当

- ・フルタイムの場合は、正職員に準じて支給。

④ その他の手当

- ・通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当などを支給。(パートタイムの場合は割増報酬等として支給)

(3) 休暇

- ・妊産婦に対する休暇等について、国に準じて新たに整備。

4 今後のスケジュール

令和元年8月まで	各部局や職員団体との協議
9月	関係条例案提案
12月まで	要綱・マニュアル等の整備、現在の臨時的任用職員・特別職非常勤職員への制度内容等の周知
令和2年	
1月～3月	募集・決定